

れを文藝品として論ずる場合には、此等の小説は、餘りに獨自一個の議論を行ふに過ぎて、藝術品としての意味を閑却したり。此等の作の特色とするところは、その自由といひ、亡國の恨といひ、はた又立憲政體といふが如き獨自一個の議論を、主人公又は副主人公の口を藉りて、巧みに縦論横議するところにありて、此等は聊かも政治家の内幕を描寫し、若くは一國の政治を中心として、前後に蠢飛し蠕動する群小政客の行爲言動等を平面的に觀察し描寫するが如きところなし、されば若し此等に強て文藝品的の價値を附すべくんば、その作の文章（内容にあらずして外形）其物を取るべけんか。されどわが文學史上に於て、彼等が兎にも角にも新しき文章（漢文直譯體とは言ひながら、一方に和文洋文の骨法を自らにして帶びしめたるもの）を治化し輸入したるの功は没すべからず、且つ又國民一般が、上は政治熱の爲めに書を手にするを忘れ、下は唯だ功利を是れ思ふの時にあたりて、兎にも角にも文字を欲する時好に投じて、多少にても文藝と蚤縁せしめたるの功は没すべからず。文藝の興起に何等かの動機を與へたることを認めざるべからず。要するに、當時の政治小説なるものは、一代の政治、文明等に憂憤の志抑へ難き士が、たまたま漢籍を學び、國典に通じ、洋文を讀み得て、文字を行ふの術を知りたるが故に、此の如きの筆を把りて、彼の七首に代へたるものゝみ。揮灑せられたる文字の生かぢりの政見のまゝ、捧立ちの議論となりて白紙の上に躍るもの、唯だ此の如き時代の歴史と相照較して、此の如き一體と見れば足るべけんのみ。所詮、文藝的價値を政治小説に求むる

は誤れり。一時の流行なりと見て可なり。

翻譯小説の物與 若し夫れ當時の翻譯小説に到りては、直ちに是れ明治の文明史と文藝史とに取りて、甚大なる、而して直接なる關係あるものにあらずんばあらず。是等翻譯（若くは翻譯案）の嚆矢たるべきものは、『繪入自由』『繪入朝野』『自由の燈』等の新聞雜誌に載せられたる、宮崎夢柳、小室案外堂等の『鬼歌々』『夢戀々』『自由の凱歌』『西洋血潮の荒波』等にして、此等の諸士が、かく翻譯案、若くは翻譯に従事したりし所以のもの、泰西文明の光彩にあこがれて、之れを望み之れを思ふの情よりして、多く彼方の政治小説等を耽讀して自ら慰め、やがては我が舊套の文學に慊らざるの心生じて、遂に之れを譯出せんとするに到りしものならんか。されば彼等政論家は、自ら文學者として居らざるにも係はらず、小説なるものは政論家の餘業として、世間之れを怪まざるに到れりしなり。此の間において、原書として重んぜられたるものは、英國近代の歴史的小説、若くは政治的小説、傳奇的小説にして、リットン卿、ヂズレリー氏等の作、その首なるものなりき。

翻譯小説の諸種 翻譯小説として、其體裁をなせしもの、織田純一郎が『花柳春話』とす。リットン卿が『アーネスト、マルトラバース』を翻譯せしものにして、文章は純然たる漢文直譯體なり。此の譯、世間に噴々の名聲を放ちて以來、翻譯小説は頻りに行はるゝ事となりぬ。曰く關直彦の『春鶯囀』曰く藤田鳴鶴の『繫忠談』、曰く牛山鶴堂の『梅蕾餘薫』、曰く尾崎學堂の『經

世偉勳』曰く服部誠一の『二十世紀』、曰く井上勤の『海底旅行』、『月世界』、『狐の裁判』、曰く坪内逍遙の『慨世士傳』等、數ふるに遑あらず。之れ等も一時は噴々の名ありしかど、その泰西思想を輸入せるものとしては、文藝史上に功勞あれども、作その物としては、外形内容ともに貧弱幼稚にして談ずるに足らず、徳川時代の馬琴其他、ロマンチックの作物に慣れたる目には、一時的興味ありしなるべけれど、長くその價值を藝苑に繋ぐ能はず。之等の翻譯小説の殿として、掉尾の光彩を收めしものは、ベルサ、クレーの『ドラ、ソルン』を譯せる、末松青萍が『谷間の姫百合』なり。之れを要するに是等の翻譯文學は、既に幾度か論じたる如く、作その物としての價は兎に角、清新なる或る物を我が文壇に齎したるものとしては、史上に特筆せざるべからず。

『寫實小説の萌芽』されど此の十年間の小説界の事を回看して最も特筆するに堪へたるものは、第三に論せんとするところの寫實小説の興起これ也。寫實小説の興起といはんは、や、言弊あり、之れを寫實小説の唱道、萌芽と言はん。明治十八年に到りて、坪内逍遙の著はすところの『小説神髓』二卷は世に出でたり。本書が即ち我が小説界に、寫實小説の何物たるやを明かに説かせし最初のものにして、上卷には、美術とは如何なるものなるやを論じて、小説は即ち一種の美術なるべきを説き、以て小説の根本的性質を辯明し、次では小説の起原、變遷を説き、小説の主眼とするところは、要するに人情の描寫に在りて、在來の勸善懲惡小説の如きは、小説と

しての神髓を發揮したるものにあらざるを論じて、勸善懲惡小説を極端に打破せり。下卷に於ては、小説の法則を論じ、本邦小説の批判をなして、將來の小説の體裁内容に及び、文體の得失、脚色の如何、主人公を立つるの如何等に及び、最後に叙事法をのべたり。その説けるところの一斑をこゝに引用して、此の書が文學史上に占むべき位地を論せん。この書の緒言にいはく、『近來刊せる小説稗史は、これもかれも馬琴、種彦の糟粕ならずば、一九、春水の賸物多かり。蓋し此間の戯作者流のは、ひたすら李笠の語を師として、意を勸懲に發するをば小説稗史の主腦と心得、道德といふ摸型を作りて。力めて脚色を其内に工夫なさまく欲りするからに、強ち古人の糟粕をば嘗めんとするにはあらざれども、素と其範圍の廣からねば、覺えず同轍同趣向の稗史をものする事なるべし。さはあれ其罪偏に作者の上に在るに非ず。讀者また與りて力あるなり。何となれば古來小説をもて教育の一方便のやうに思ひて、獎誡勸懲は其主眼なりと唱へながら、尙實際の場合に於ては、ひたすら殺伐慘酷なる、若くは頗る猥褻なる物語をのみ愛で喜び、其他のかた苦しき筋の事は、目を轉めてだに見る人稀なり。而して作者の見識なき、總じて輿論の奴隸なれば、競うて時好に媚びむとして、殘忍なる稗史、陋猥なる情史を綴り、の流行に從ふものから、勸懲の美名もさすがに打棄て難さに、強て勸懲の主旨を加へて、人情を枉げ、世態を矯めて、無理なる脚色をなすことなりけり。是併しながら、作者も讀者も、稗史の主眼を悟らざるに因るのみ。因て嗚呼がましき所爲とは思へど、敢て持論を世に示して、

先づ看官の惑を解き、兼ねては作者の蒙を啓きて、我小説の改良進歩の今より次第に企てつゝ、竟には歐土のノベルを凌駕し、繪畫音楽詩歌と共に、美術の壇頭に煥然たる我物語を見まくほりす」と。所説嶄新にして着眼超凡、その唱ふる處悉く正鵠を得たりとは云ひ難からんも、又今日より見れば特に驚くべき新論にはあらざるも、當時の勸懲思想、實用主義を打破して、藝術本位主義の大旗を翻して、自然模寫を唱道し、かの因果應報の舊型を貶し、以て從來の戯作界を警醒したるは、洵に破天荒の卓説なりと云ふべく、文學史上一時期を劃するに足る有力なる地位を占むるものたらずんばあらず。

逍遙の書生氣質 逍遙は『小説神隨』に次ぎ、其所論を體現すべく春のやの名を以て小説『書生氣質』を出せり。之れ固よりその意見に基ける寫實小説の粉本たりと雖も、我が明治小説の新時期を開きたる重要な創作也。寫す處は東京に於ける當代學生の狀態にして、新教育の許に長じたる一新階級即ち書生なる者が、新舊思想の衝突激烈なる當時の社會狀態を諷諷諷刺し、書生と藝妓との情話を點じ、之を彩るに兄妹の奇遇を以てす。詞に口語體を用ひ、地に雅文體を取り、描寫巧妙を極む。此作は、化政以來の勸懲小説、豪傑小説に馴れたる人々にはその變體なる作意を異まれぬ。四方より起る褒貶の聲は容易に休むべくも思はれざりしが、流石に勸懲の陳套を避け、人情本の淫猥をすて、政治小説の乾燥を除きたる寫實の筆は、多く教養ある人に翫賞せられたりき。こゝに於いてか『書生氣質』の名は一世に傳はり、讀み本、草冊紙の類を壓倒

して、遂に寫實の風天下を靡くるに至れり。此の意味に於て、此作は紀元開拓の作と云ふべし。さりながら其文學的價值に至りては、さしたるものにもあらざる也。即ち、勸懲小説を排して起れるものなるにも係はらず、其主旨たる諷刺諷誡の目的に添はんとするの極、露骨なる諷刺に陥り、諷誡の隘型に陥らしめんとすればなり。されど兎に角、新時代の新作物を誘導する上には大なる力ありしは掩ふべからざるの事實也。此の時に當りて尾崎紅葉は、其の結社硯友社の擴張をはかりて、頻りに創作を力め、春のやはまた續いて『妹と背鏡』『内地雜居未來の夢』を著しぬ。此の間二葉亭主人長谷川四迷は、突然文壇未曾有の一新作を公にしたり、之を『浮雲』と云ふ。

二葉亭の浮雲 『浮雲』は、其内容形式共に全然從來のものとは異なり、『小説神隨』の所説を最も忠實に體現し、新代模寫小説の範となれるものなり。無論『書生氣質』などの遠く及ばざるところなり。『浮雲』はまた多少の缺點はなきにあらざるも、其の内容は純然たる新時代の産物たり。其形式即ち文體も亦空前の試験なりき。『書生氣質』の文體の尙ほ舊型を脱せざりしに比して、殆んど隔世の感あらしめたり。即ち、詞も凡て言文一致體を取り、詞は常に行を改めて地と分ち、決して言者の名を冒頭に細註して地の文の中に書き下すが如き事なし。逍遙、四迷二作家の出現は、こゝに我小説壇に一大革命を興へ、寫實の風潮天下を靡け、新小説の曙光初めて輝き出でぬ。

【寫實小説の由來】新思潮の興起に當り、各種文藝は非常なる進運に向ひしが中に、獨り群を抜き、其の先登に立ちしものは寫實小説也。此の氣運に乗じて先づ起てる者は尾崎紅葉、山田美妙等の首唱したる硯友社の人々なりき。由來我國の寫實小説は中古王朝に源を發し、降て江戸時代に至り、多くは浮世草紙となりて現はれぬ。爾來八文字屋本、洒落本、滑稽本、人情本等となり、以て明治文壇に移りしものなるが、中に就きて眞に寫實の名を許すべきは、西鶴一流の作品のみなりき。然るを一度逍遙四迷起ち、次で紅葉美妙等出で、西鶴一流のものに西歐の趣味を加へ、以て新文壇に寫實小説を完成するに至れり。初め、逍遙の『小説神髓』出でて寫實小説の本旨を説くや、尾崎紅葉、山田美妙齋、石橋思案等相集まり、硯友社を組織し、各種文藝の創作に従事し、作品を集めて『我樂多文庫』に載せ、各自研鑽に勉めたりき。次いで川上眉山、巖谷漣山人、江見水蔭、廣津柳浪、岡田虛心亭其他十數名の同志を加ふ。又一方には春の屋、二葉亭等の述作を著はすあり、世は翕然として寫實小説に赴きぬ。此機に乗じて『我樂多文庫』は遂に印刷に附せられ、世に出づる事とはなれり。此れ新文壇に於ける文學専門雜誌發行の嚆矢なりとす。該雜誌は、同人の小説、戯文、紀行、俳諧、都々逸、端唄、新體詩、狂歌、川柳等あらゆる純文學及び其等の批判を載せ、或は言文一致、或は雅俗折衷の文體を取れり。然れども尙ほ微々たる小冊子に過ぎるを以て、世を動かすには足らざりき。中にて最も秀でたるものを美妙齋、紅葉となす。

【美妙紅葉二家の作風】美妙齋は短篇小説集『夏木立』を出してより盛名を馳せ、それが發售の頃より硯友社を去つて獨立し、『花車』『胡蝶』『ぬれ衣』『いちご姫』等の作を公にしたりしが、何れも好評を博しぬ。『夏木立』は凡て西歐趣味の横溢せる新文體を取り、本邦文壇嘗て見ざる抒情詩的色彩を發揮したり。其内容よりも形式の清新華麗なるを於て卓越せるものと稱せらる。紅葉は、硯友社の牛耳を執り、『江島土産具屏風』を處女作として、次で『色懺悔』『夏瘦』『新色懺悔』『二人女房』『伽羅枕』『おぼろ舟』『三人妻』『心の闇』等を出せり。中にも『色懺悔』は彼の出世作也。紅葉の作物を通觀するに、平淡の境に筆を着け、脚色人物概ね平凡にして、極めて自然の人情を寫せり。而して其作物中の主人公は多く女性をとり、然も色魔の煩惱界を描きたるもの十中八九を占め、社會を寫すや中流以下に限り、概ね一小部に偏せり。而して社會よりも寧ろ人間を寫し、人間よりも寧ろ女性を寫し、女性よりも寧ろ心理の變化を寫せり。斯く云へば紅葉は寫實小説家として餘りに狹隘に過ぎたるが如きも、其の心理解剖の如き才筆自在、精巧極まりなきものあり、特に女性の弱點を描いては精緻神に入れるものと云ふべし。誠に紅葉は明治文壇の巨擘と稱せらるゝも宜なり。寫實小説の位置は、紅葉の作に依つて定まれりと云ふも不可なきなり。

【硯友社同人の作風】其他硯友社同人中にありて、傑作を出せるもの少からず、巖谷小波山人の『妹背貝』『友禪染』『こがね丸』等の瀟洒輕妙なる、石橋思案の『乙女心』『京鹿子』等の滑稽趣味ある、

廣津柳浪の『二おもて』『殘菊』とし子『糸の亂れ』『五枚姿繪』等の觀察者筆の清新なる、川上眉山の『黃菊』『白菊』『墨染櫻』等の瀟洒艶麗なる、皆な一種の特徴を示したりき。之等四家の外、江見水蔭、丸岡九華、渡邊乙羽、岡田虚心亭、中村花瘦等の諸氏は、各種の雜誌に自家獨特の創作を出せり。

露伴の作物 此等 社同人の外、同じく寫實の流を汲み、雅俗折衷體を學びて紅葉等と馳驅せる幸田露伴あり、處女作『露團々』を始めとし『風流佛』『奇男兒』『縁外縁』を経て『新葉末集』を公にし、次いで『尾花集』に『五重塔』を收めて出版し、彩光益々發揮し、當代小説壇の一異彩となりき。露伴は超邁の想を絢爛の筆を以て現はし、紅葉が西鶴を學びて長く摸倣の域にあるに先んじ早く既に一家をなして自己の特色を發揮したり。其文や紅葉の天艶なるに比して剛健、優麗に對して絢爛、兩々相照らして限なき興趣を具ふ。又其の内容に至りては、人間の性格の忠實なる描寫に止まらずして、悉く作者理想の熱火を以て陶冶醇化し、超世的色彩を帶べり。之れを要するに露伴の作は信念の上に立ち、道念の上において自己が文藝に對する熱烈なる愛着を謳ひ出でたる抒情文也。或る意味に於て理想小説なりと云ふべし。故に寫實と云ふも、紅葉一派のそれとは差甚だ遠しと云はざるべからず。此外春の屋おぼろ、饗庭篁村、齋藤綠雨、矢崎嵯峨の舎、石橋忍月、宮崎三昧、須藤南翠、堀紫山人、前田香雪等ありて、或は雜誌に或は諸新聞に或は單行本に皆多少の創作を出せり。

翻譯小説の效果 新文學興起に與りて力大なりしものは、翻譯小説なり。元來翻譯物は、詩歌戯曲のみなりしが、小説の興起するに従ひ、森鷗外、内田不知庵、原抱一庵、若松賤子、小金井喜美子等ありて、泰西小説を盛んに紹介せり。其の中最も知られたるを鷗外とす。作物の最も現はれたるは『水沫集』『かけ草』也。而して集中の作『埋木』は藝術家を題材とせる幽趣限りなき名作にして、鷗外又閑雅の筆、譯し來りて感興深く、正に此れ本邦藝壇に起らんとするウエルテリズムの豫言と稱せらる。原作者は獨逸のシュビン也。

譯作家の動向 右に述べたる如く寫實小説は文壇の寵兒となり、進歩の先頭に立ち、以て一代の文運を支配するに至れり。斯かる間に傳奇小説は、寫實的小説に壓倒せられて、一時其聲を潜め僅かに政治小説の系統を引ける鐵腸、龍溪、南翠及び時代物の作者たる學海、篁村、三昧等によりて命脈をつなぎたりき。中に就き、南翠は巧みに時代と共に推移し、政治小説より歴史小説に移り、進んで寫實小説にも指を染めぬ。『朧月夜』『照日葵』『雜黃鸝』等を出して一部讀者に迎へられたり。鐵腸は『南洋の大波瀾』を出して政治家の空想を寓したりき。龍溪は『經國美談』を作りて國民政治思想の發達を鼓吹し、尙ほ『浮城物語』を著はして科學者の空想を寓したりき。依田學海は小説『楠木』『十津川』の時代物を作り、篁村は時代物『勝鬨』を出せり。三昧には『桂姫』『塙團右衛門』等の世話物の作あり。

傳奇小説の復興 斯かる間に世は漸く寫實小説に飽き、新奇の作物に對する翹望は起れり。之

れに應じて從來屏息したりし傳奇的小説あらはれぬ。村上浪六の遊俠小説、黒岩涙香の探偵小説は即ち此の要求によりて現はれしものなり。其『三日月』は奇矯の筆よく市井の遊俠を寫し、生采の奕々たるものありき。『井筒女之助』『奴の小萬』皆愛讀せられ、後進なりし彼は一躍して大家の列に加はれり。又『鬼奴』『破太鼓』『夜嵐』『深見笠』『髯の自休』等寫實に倦みたる一般の時に好に投じたり。涙香の『鐵假面』『非小説』『大金塊』『死美人』『人耶鬼耶』等は一時讀書界を風靡したるもの也。此れ等皆探偵的興味を帯び讀む者をして巻を措く能はざらしめたり。然れどもその文學的價値に至りては重きをなさざる云ふ迄もなし。

〔斷片〕 詩歌は其起源既に上古に發し、流れ流れて萬葉集に至り、豪放雄勁洵に國民雄大の情懷を賦するに足るものありしが、奈良朝に至りて一頓挫を來たし、以來短歌獨占の時代となれり。其後久しく微々として振はざりしを、一度泰西新思想の傳來してより、詩歌の内容も用語も益々豊富となりしが、明治の新文壇は長く從來のまゝにては満足せず、遂に二三新詩人の作『新體詩抄』を出しぬ。されど、此は何等の先蹤なくして起れるものにはあらで、明治二年福澤諭吉の著はせる『世界國盡』、十四年文部省音樂取調掛の編したる小學校唱歌用の『小學唱歌集』の與りて力ありしは明なり。『新體詩抄』の作者は、山仙士外山正一、尙今居士矢田部良吉、巽軒居士井上哲次郎の三人にして、詩篇凡て十九也。その中創作は五首のみ、他は英詩の翻譯にして、其の内容に形式に舊套を打破して一新機軸を出せり。無論文學的價値に於ては卓越せるも

のにはあらざるも大膽なる創始的の點に重きをなす。此書一度出で、大に世の耳目を聳動したりしと雖も、斯界之れに續く勇者なく、一方小説壇には寫實小説文壇を風靡し、其勢隆々旭日の昇るにも比すべきを、詩壇は依然として落莫たりき。下りて二十年美妙、紅葉、九華等『新體詩選』を刊行し、湯淺半月、時々小品を『國民の友』に出し、二十一年には落合直文『孝女白菊の歌』を『東洋學藝雜誌』にかゝげ、翌年、鷗外等新聲社同人譯詩『面影』を『國民の友』に上するに及びて、詩壇漸く進歩の途に上れり。『面影』は實に注目すべき作物にして、當時に在つて、尤も詩らしきものなりし。其後、可行懷郷淺水疎影詳郷等の名にて、ゲーテ、シルレル等の短章を譯せるもの、矢崎北邨散士（嵯峨の屋）、宮崎湖處子、中西梅花道人等の作を集めしもの等、現はれ、是れより大西操山、戸川殘花、磯貝雲蜂等の新作家出でぬ。中にも湖處子、美妙、梅花の三者は詩壇の代表者を以て目されたりき。其當時の詩形は、多く『新體詩抄』に摸したれども、彼の如き蕪雜を去り乾燥を避け、著しく雅醇の度を増し來りぬ。

〔文學界同人の作物〕 此時に當りて清新の思想聲調を謳ひ出でたるものは、『文學界』の同人也。北村透谷は之れが主領にして、その作は凡て『透谷全集』にあり。『行きたふれ』『螢』『双蝶の別れ』『眠れる蝶』等皆な短章なれども幽韻當代の珍たりしなり。長編『蓬菴』は泰西劇詩の體裁をかゝりて奔放なる詩想をうたへるもの、奔逸熱烈よく彼が多恨の一生をあらはせり。彼の外、『文學界』の詩人に戸川殘花、島崎藤村あり。前途有望の詩人として、當時既に矚目せられたり。さ

れど尙ほ國語の智識不十分にして語格措辭完からず、思想亦狹小、思索に乏しく觀察犀利ならず、云ふに足るべき作なし。以上は此れ新體詩の準備期也。

第四編 憲政創始期

第一章 第一次伊藤内閣の施政

伊藤の内治手段 伊藤は身内閣總理大臣兼宮内大臣として宮中府中に自家の立脚地を占め自家の黨與を以て漸次宮府の門を填充するの計を定めり。かくて其自ら行ふ政策に向つては一人の隙を覗ふ者なからしめんとせり。事抑も憲政内閣の草創に屬す。乃ち十八年十二月を以て内閣中に法制局を置き、其中に行政、法制、司法の各部を設け、法律命令の起草、審査及恩給、特典諸裁判の官政及行政裁判の事等を掌らしめ、宮中顧問官山尾庸三を其長官となし、少壯の政治家學者を集めて局員となせり。これ他日自家の手足を作るの地たらしめんとするものゝみ。又之と同時に施政綱領を公示し政府の方針を明にして冗員冗費を節し規律を嚴守すべきの道を教へり。こゝに於て各省大臣齊しく其省務整理の準備として冗員冗費の省汰より始め、各省非職の多き官吏一掃の觀をなせり。これ實に情實纏綿の藩閥内閣が維新以來の一大英斷なりといふべく、一方伊藤が其勢力を成すの門にありき。由來藩閥政府の大臣が其勢力を作るや、其經略の才と民間の聲譽と二つながら失ふ可からずと雖も、就中門下に故吏多からざれば百事意の如くなる能はざりき。こゝを以て纏縁情弊の百出する之を顧るの暇あらず、自家勢力扶植に汲々たるの

結果は幾多の名稱の下に閑吏冗員を置き濫費至らざるなきの状態をなせり。此時に際して各省登用の官吏の數に制限を設け、臨時の雇員と雖もなほ各省其平均を保つべきを定む。蓋し一面よりすれば濶力殺滅の一法也。而して之に代ふるに進仕は試験に由らしむるの規定を以てし、文官試験局を設けて撰叙の法を慎ましめんとす。伊藤乃ちこの門口に充つるに新進の官吏を以てし、自家股肱の素地をなさしむ。大學校の職員亦其手足たり。彼が内閣局内の整理統御や寔に斯くの如し。其民間に向つてや力めて敵を求めざるの法を講じ、叙位條例を設けて、維新元老の頭上を飾ると共に、大隈重信、後藤象二郎、板垣退助、勝安房等各方面の敵將を擧げて華族に列し、恩威並び行ふの策に出でたり。殊に陸奥宗光等の如き一たび國事犯を以て檻倉中に投せられしものも、十五年十二月特赦を以て出獄して以來隱然自由黨の領袖を以て居り其後歐洲漫遊の途に上り久しく外に在つて歸朝するに遭ふや、直ちに拔ん出て辨理公使と爲すを憚らず、以て所謂民間志士の心を安んせしめんとせり。世に伊藤の八方美人政略といふ實に彼が圓滑なる手段を稱するもの也。

伊藤内閣の對外政略 彼が圓滑嬌柔の政略は獨り鹿鳴館内舞踏場裡に行はれ、内治施政の上のみ行はれたるに止らざりき。即ち其對外政略も亦八方美人主義たるを失はざりし也。十九年八月支那北洋艦隊の水師提督丁汝昌は鎮遠、定遠、濟遠、威遠、の四隻を率ゐる露領浦潮斯德に航し歸路我長崎に寄港せり。其際同艦隊乗組員にして上陸飲酒泥酔して市家に暴を行ふものあり、

我巡查これを捉へ直ちに引致せんとす、暴兵等巡查を見て益々狂暴を極む、而かも之を捕へて清國領事に引渡すに及び、同艦隊の水兵等無慮四百名市中を横行して亂暴狼藉至らざるなく遂に巡查と戦つて之に克ち進んで警察署を掩撃するに至れり。市民乃ち巡查を援けて逆撃奮闘之を逐うて死傷を出せり。事政府に聞するや直ちに外務省取調局長鳩山和夫、内務省警保局長清浦圭吾等を遣し、之を處置せしむ。されど事件の漸く重大なるものあり、清國爲めに長崎領事蔡軒及英國代言人ドラモンドを談判委員とし鳩山等と長崎港に事實の調査に従事せしむ。然るに調査數回に涉り談判は未だ決せず、結局無期中止の姿を以て世論喧擾の中に消え、後我外務大臣と清國公使との商議する所となつて「双方共に其應に審理し及懲罰すべきや否やは各個の司法廳に於て自國の法律に照し以て公平に處辨し其審理處置には互に干豫せざること」を告げ不得要領なる要領を以て終結せり。これ其曲双方にありといふとも、我政府のこの間に處するや讓る所甚だ多かりしを以て國民敵愾の氣大に昂るに方り偶々また世に所謂「ノルマントン事件」を生せり、同年十月英國汽船ノルマントン號の横濱を發して神戸に向ふや、紀州沖を過つて暗礁に觸れ船體非常の破損を受け船長ドレーク以下二十六名の船員は短艇に乗じて難を免るゝを得たるも日本乗客二十三名は悉く遺されて船體と共に海底に沒せり。乃ち船長等神戸英國領事の審理を受くるに及び無罪と決するに至るや朝野其横暴を悲憤して船長以下を擬するに殺人罪を以てしたるもの、今全く罪なしとせらるゝを見、或は義捐金を募集し以て遺族に贈らんとするわ

り、或は海底の探索に従はんとするあり日々これを報ずる所の新聞紙は激越なる悲調を以て満天下同胞の同情に訴へ血性男子をして切齒拳を固めしむるに至れり。政府即ち之を英國政府に照會し事件を横濱英國領事館に移して審理せしむ。而して十二月船長ドレークのみ獨り禁獄三ヶ月に處せられ、他は無罪なるを致せり。是に於てか怒れる者益々怒り、罵る者愈々罵る。これより先き十九年五月條約改正第二案は井上外務大臣の調製する所によりて第一回會議を東京外務省中に開けり。當時我全權委員は外務大臣井上馨、外務次官青木周藏にして佛、埃、英、伊、白、米、獨、蘭、西、葡、露、瑞、十二國公使參集して屢次會議を開き、爾來該改正の會を累ぬる事六回。英國公使ブランケット、獨逸公使ホルレーベンの二人より新たに裁判權に關する提議あり即ち條約批准交換後に於ける内地雜居、外人の享有權利、民刑訴訟法の制定、日本裁判所に外國の判事數名を採用すべき事等を以てせり。而して此提議は通商條約と裁判管轄條約とを分離し、二者別個に締結せんとする目的に出でたる者にして列國の委員は之を日本の提案と見做して討議せんことを要求し、之に列國と日本政府との間に考慮を費すべき必要を生じ、暫時會議の中止をなせしが、同年十月再び會議を繼續するに運べり。この間我が政府にありては法律取調所を外務省中に置き井上伯自ら法律取調委員長と爲り、特命全權公使西園寺公望司法次官三好退藏内閣雇法律顧問ボアソナード司法省雇法律顧問カークード、同ルードルフ等を委員とし制法取調に着手せり。これ多くは條約改正の必要に迫られて然るものなりき。かくて二十年

四月英獨兩國の提議は日本全權の之に同意する所となれり。實に會を累ぬる二十八回に及び双方全權の互に歎合議了する所となりしも、議了歎中我内閣の同意を得ざるものあり。即ち四月よりして暫く會議を中止するに至れり。されど法律取調の問題は益々進行して之と同時に特命全權公使陸奥宗光を法律取調委員副長と爲し元老院議官箕作麟祥内閣雇法律顧問ロイスレル、同モッセー等を加へ委員として更に民法商法訴訟法等の取調に従事し且つ地方制度に於ては二十年一月山縣内務大臣地方制度編纂委員長と爲り各省次官を委員となし該編纂に従事せしめぬ。而して一面かの所謂歐化主義は盛に鼓吹せられ、連宵舞樂を事とし、洋風を模倣して黄色種は忽に白人を粧ふに至れり。末廣重恭之を罵倒して曰く「歐洲諸國の紳士貴女をして日本は貧乏ではあるが上等社會の人は中々開化して居るから色は些と黄黒い様でも交際は頗る上手ぢやと云はしめんと思へば第一の手段として西洋に流行する舞蹈の稽古をして御附合の出来る様にせねばなりませんから鹿鳴館や諸紳士の邸宅に於て毎夜ちやん／＼とんどん音樂の聲を聞きごと／＼踊りの足拍子を聴くも勢の當然であります。已に舞蹈が盛になつて來れば夫の袖にびらく／＼して跳る度に白き股の出る日本の夜服は不體裁千萬だから是非とも貴女子達に西洋服を着せ寒天に乳のおたりまで顯はして時々風を引くの困難を忍ばしめざるべからず、既に衣裳を西洋にすれば日本風の家屋は不便利至極なり速に改正せざるべからず云々」これ實に歐化主義の弊を巧に説明せるもの也。斯くの如きの條約締結と斯くの如きの政略とは共に世人の悦ぶ所

とならざりき。先づ二十年五月を以て勝安房の時弊二十一箇條を掲げ之を内閣に建白せるを始
めとし、同六月御雇法律顧問ボアソナードの將に歸國の途に上らんとし條約改正草案中其裁判
權に關する意見を盡して之を我内閣に致せる等或は日本の歴史が作れる慣習の上に、或は我日
本の國權上に容易ならざる關係を陳述せるものなりき。時恰かも歐洲漫遊中にありし鳥尾元老
院議員、黒田内閣顧問、谷農商務大臣、西郷海軍大臣等前後歸朝せるあり、谷干城先づ世相の
輕浮なる變遷に一驚を喫し其悲憤する所を文字に綴り、以て一篇の意見書となし、之を情實の
弊、内閣の弊、輕佻の弊、外交の弊、行政の弊、儉勤立憲政體の七項に分ち、我内閣に呈出するに至
りしも遂に議合はず七月更に閣下に伏し改正反對の意見書を奉呈すると同時に、冠を掛けて民
間に下るに及んで端なくも民間黨の氣焰を反撥するに至れり。これよりして二十年の後半季は
政論紛雜の世となり政府は止む能はずして同年七月第廿九回條約改正會議を開くの日に當りて
我外務大臣は政府が諸法律の編成を完備し而して後徐々條約改正の談判に及ばんことを各國全
權委員に通知し以て無期限中止となせり。今これと相對して民間黨が伊藤内閣に對する態度を
知る亦一面の要目に屬す。

在野黨の動靜 政制改革の直ちに後即ち十九年四月、立憲改進黨は其大演舌會を淺草井生村樓
に開き新内閣の政略を評し内閣の責任を論じ國會準備の事に關し利害を説く事詳なり。次いで
同黨大會を開き地方自治及言論集會の自由に向て建議せり。其十月また同樓に全國有志大懇親

會を開く、催主は舊自由黨員及有志を以て成る。實に明治十七年自由黨の解黨以來政事上の集
會はこれを以て始となす。久しく沈睡したりし在野黨は漸く國會開設に近かんとして政制既に
其準備を爲さんとするものあるを見、期せずして人心の一大飛躍を試むべくなりぬ。越えて廿
年五月自由主義者は大に大阪に會し再び自由主義の鼓吹に力めんとせり。次いで六月板垣退助
の東京に至るや、舊自由黨員の招待會あり、板垣舊總理は席上辭爵の理由を説明し、飽くまで
其自由主義者なることを明かにすると共に、かの所謂共和政治に意ありとなすもの、妄を辯せ
り。始め板垣の伯爵を授けらるゝや、素志に反すとなし再度辭表を呈出したりしも、遂に聽許せ
らるゝ所とならず、止むを得ずして恩命を拜するに至りしなりといふ。在野黨の運動は遅々と
してなほ未だ振はざるに似たり。而かも亦時に軌を脱して自家の手により自家の主義を行はん
とする慷慨悲歌の士なきにあらざる也。舊自由黨員大井憲太郎、磯山清兵衛、小林樟雄等現政
府の爲す所を潔しとせず、其組織を變更して以て責任内閣制を創立せんとするの企望を抱き常
に機會の到るを待てり。時偶々明治十五年に於ける韓國民の我國民侮辱問題あり。彼等乃ち之を
好機として十八年五月東京に密會し、韓國事大黨を併し、朴、金等一派の獨立黨に其政權を歸せ
しめ以て從來清國が執り來りし朝鮮干涉の跡を絶つべしとなし、之を以て一面我が輿論に訴へ
一面政府に迫らば一舉にして素志を貫徹するに足るべきを信せり。乃ち同年六月大井、小林は
内に在りて輻重百般の策を講じ、磯山は新井章吾を一臂として同志の壯士二三十人を率ゐて

とならざりき。先づ二十年五月を以て勝安房の時弊二十一箇條を掲げ之を内閣に建白せるを始めとし、同六月御雇法律顧問ボアソナードの將に歸國の途に上らんとし條約改正草案中其裁判權に關する意見を盡して之を我内閣に致せる等或は日本の歴史が作れる慣習の上に、或は我日本の國權上に容易ならざる關係を陳述せるものなりき。時恰かも歐洲漫遊中にありし鳥尾元老院議員、黒田内閣顧問、谷農商務大臣、西郷海軍大臣等前後歸朝せるあり、谷干城先づ世相の輕浮なる變遷に一驚を喫し其悲憤する所を文字に綴り、以て一篇の意見書となし、之を情實の弊、内閣の弊、輕佻の弊、外交の弊、行政の弊、儉勤立憲政體の七項に分ち、我内閣に呈出するに至りしも遂に議合はず七月更に閣下に伏し改正反對の意見書を奉呈すると同時に、冠を掛けて民間に下るに及んで端なくも民間黨の氣焰を反撥するに至れり。これよりして二十年の後半季は政論紛雜の世となり政府は止む能はずして同年七月第廿九回條約改正會議を開くの日に當りて我外務大臣は政府が諸法律の編成を完備し而して後徐々條約改正の談判に及ばんことを各國全權委員に通知し以て無期限中止となせり。今これと相對して民間黨が伊藤内閣に對する態度を知る亦一面の要目に屬す。

〔在野黨の動靜〕 政制改革の直ちに後即ち十九年四月、立憲改進黨は其大演舌會を淺草井生村樓に開き新内閣の政略を評し内閣の責任を論じ國會準備の事に關し利害を説く事詳なり。次いで同黨大會を開き地方自治及言論集會の自由に向て建議せり。其十月また同樓に全國有志大懇親

會を開く、催主は舊自由黨員及有志を以て成る。實に明治十七年自由黨の解黨以來政事上の集會はこれを以て始となす。久しく沈睡したりし在野黨は漸く國會開設に近かんとして政制既に其準備を爲さんとするものあるを見、期せずして人心の一大飛躍を試むべくなりぬ。越えて廿年五月自由主義者は大に大阪に會し再び自由主義の鼓吹に力めんとせり。次いで六月板垣退助の東京に至るや、舊自由黨員の招待會あり、板垣舊總理は席上辭爵の理由を説明し、飽くまで其自由主義者なることを明かにすると共に、かの所謂共和政治に意ありとなすもの、妄を辯せり。始め板垣の伯爵を授けらるゝや、素志に反すとなし再度辭表を呈出したりしも、遂に聽許せらるゝ所とならず、止むを得ずして恩命を拜するに至りしなりといふ。在野黨の運動は遅々としてなほ未だ振はざるに似たり。而かも亦時に軌を脱して自家の手により自家の主義を行はんとする慷慨悲歌の士なきにあらざる也。舊自由黨員大井憲太郎、磯山清兵衛、小林樟雄等現政府の爲す所を潔しとせず、其組織を變更して以て責任内閣制を創立せんとするの企望を抱き常に機會の到るを待てり。時偶々明治十五年に於ける韓國民の我國民侮辱問題あり。彼等乃ち之を好機として十八年五月東京に密會し、韓國事大黨を仆し、朴、金等一派の獨立黨に其政權を歸せしめ以て從來清國が執り來りし朝鮮干涉の跡を絶つべしとなし、之を以て一面我が輿論に訴へ一面政府に迫らば一舉にして素志を貫徹するに足るべきを信せり。乃ち同年六月大井、小林は内に在りて輻重百般の策を講じ、磯山は新井章吾を一臂として同志の壯士二三十人を率ゐりて

韓國に涉り實行の任に當るべきを約せり。而して之が實行に要する爆發物は田代季吉等鍛冶職を粧うて公然其製造に着手せり。同志また稻垣示、景山英女等あり。其後九月に至り、豫期の準備略成る。こゝに於てか、一部は既に先發として渡韓すべく大阪に至れり。然るに同志間多少の内争あり、遂に十八年十一月陰謀の端は大阪に發覺し連累者盡く捕へられ、罪によつて各處斷せらるゝに遭へり。豫審凡そ一年半に涉り二十年四月を以て裁判始めて決定するを得たり。時や恰かも條約改正に向つて天下の論鋒集中せられんとするの機に屬せり。人心亦これが爲めに激せらるゝことなしとせず。偶々干城の議合はずして蹶然冠を挂くるあり。在京の壯士其勇退を欣慕し、同年八月九段靖國神社境内に會し、其萬歳を唱へて干城の邸に抵り、面謁を乞うて歡呼退散し去れり。同月板垣退助の時弊十余條を列擧し之を聖上に奉呈するあり。要は立憲政體に傾きたる社會今日の輿論に背き強ひて專制政治を行ふも到底長く其命脈を保ち得べきにあらざるをいふ也。既に天下志士の頭領動く、壯年輕俊の徒が運動亦漸く活潑ならんとする也。尾州名古屋に舊自由黨員の加波山事件に關し刑場の露と消えたる志士の大法會を兼ねたる悲壯なる大懇親會の催さるゝあり。新潟熊本千葉鹿兒島等十有七縣の壯士總代井上敬次郎等三人は宮内省に出頭して當該大臣に面會を求めんとし、示威運動をなせるあり、林有造等二三の有志は元老院に各其意見を呈し、民間の元老後藤象二郎は起ちて一大演説を催すの機會を待てり。世論囂々其底止する所を知らざるが如くなりき。而して其これを喧擾する所以のもの曰く條約改正の撤

回、曰く總理大臣の宮内大臣を兼ねるの不可、曰く出版集會新聞の三條例を改正するの件等三
要目を以て政府に迫らんとするもの也。而して智に敏き政府は其民と争ふの利なきを知れり。
伊藤は飽くまでも圓滑懷柔を其唯一政畧とするもの也。

民間鎮壓策 伊藤は遂に民の要求する所を容れ其騷擾の主因を絶つを以て現下に於ける最良の
處置方法なりと思惟せり。即ち條約改正の中止と共に井上が外務の辭職を許し、自ら臨時外務
大臣を兼ねて世間の銳鋒を避け、天下が嫉惡の的となれる總理大臣と宮内大臣との兼務を解き、
土方久元を延いて宮内大臣となせり。彼等が其主眼として望む所は略々容れられたる也。然る
に天下なほ未だ喧囂して止まず、この時に方つて谷干城の東京を發し陸路東海道を経て土佐に
歸省するや、沿道到る處に驩迎を受け。懇親の宴は相繼いで起り、上書建白を爲すもの陸續と
して輩出せり。今や世論は漸く其鋒を轉じて租税の減額を叫び政府の勤儉を促し外交政策の拙
陋をいひ、従前黨派相軋り、互に誹議攻撃せしものも亦故舊の如く其小異を去りて大同を取り
共に建白書を携へて元老院に之を呈せしもの其幾十人なるを知らざるの狀を現せり。蓋し民間
黨はこの勢を以て一舉伊藤内閣を倒し、之を以て立憲制に移るの過渡となさんとしたるなりき。
こゝに於てか峻刻假すなきの山縣内務大臣は九月令を布きて曰く「近來建言を名として官吏に
面謁口陳を求め従て抗論喧擾に涉る者あり、右等は何等の名義を用ふるに拘はらず、其違犯者
は總て十五年第五十八號布告に依り處分すべし」と、同時に伊藤總理は地方長官を召集し時事に

關する訓諭を與ふると共に各控訴院檢察長及各鎮臺司令官を召集し政府は斷乎として民間黨に當るの覺語なるを示せり。

民間黨の活躍と後進 是より先き我國刑法の制定上忘る可からざる功勞者なる御雇法律顧問ポアソナードが條約改正に對する意見書を呈出し大に我國の利害得失を議し以て後來發生すべき障害を未發に防げるの功勞を報謝し、名譽表彰運動會を催さんと企つる者あり。然るにポアソナードはこの運動會を固辭し、一介の外人の爲めに世人が心を騷擾せしむるが如き事なからんことを望めり。蓋し當時に於ける運動會なるものは一に政府に對する示威的運動にして嚴重なる集會取締規則の制裁を通るゝの一手段なりき。次いで二十年十月全國各地の在京壯士は愛國有志同盟會なるものを組織し且つ壯士運動會を計畫せり。彼等の上野に集合するや直ちに解散せらるゝに遭へりと雖も、其天下の人心に影響感動を與へしことや決して鮮少にあらざりき。人心斯くの如く沸騰せるの時に方りて後藤象二郎は遂に同志の交通を計り丁亥俱樂部なるものを組織せり。後藤久しく政海に遠りて高島炭坑に隠れ、暫く政治上の功名を夢むるなくして時の熟するを待てり。偶々國會開設の問題起るに及び十四五年の交出で、自由黨に入り、自由は血を以て購れざるべからずと叫びたるも反響甚だ大ならず遂に去つて海外に遊び今また漸く民間黨の活躍するに及びて明治政府と一大快戦を試むべく起てり。乃ち今や民間首領なきの時、彼等は双手を舉げて之を迎へり。政府は爲めに其色動かざるを得ざりき。即ち運動會を檢束するの令

を布き次いで保安條例の出づるを見るに至れり。時に二十年十二月廿六日。同夜を以て星亨、林有造、中島信行、尾崎行雄、片岡健吉等五百七十人の退去を命ずるに至れり。突如たる此條例は當時山縣内務、三島警視總監等の主として唱道する所にかゝり、これら幾百の志士を逐ふや最も嚴重周密なる手段により一つの遺漏なからしめんとし、憲兵巡查を以て其非常を警戒せり。就中板垣後藤等の起てるを見、高知縣に籍を擔ふものに向つては其商賈たると學生たるとに論なく、神官職工を舉げ盡くこれに退去命令を與へたるが如き周章狼狽寧ろ笑ふべきのみ。政府はなほ未だ之を以て安んずる能はず、新聞條例及集會條例を改正して全く言論の自由を奪ひ、以て上下を壅蔽し終れり。

天國の入り 政府は斯くの如くにして極力民間黨を排除し去りたりと雖も、其衷心に於て寧ろ少からず不安の念を生せざるを得ざりき。徒らに壓抑これ下に臨まんとする時は、其反動の那邊に如何なる狀を以て起るやも知る可からざりし也。由來二十年十二月二十六日の始末は其何によりて斯くの如く成るに至りしか其理由のある所をいはしむれば、表面かの上書献言に現はれたる三大事件に對し政府と民間有志者との意見を異にしたる軋轢の結果によるものゝ如くなりしと雖も、減租を求むるは租税の高さが故にあらすして兩三年前經濟上の激變によりて全國の不景氣を感せしに始り、今日に勃發するは偶條約改正會議の中止となりし事實に附帶して生せるものゝみ。要するに民間黨が伊藤内閣を倒さんとするの目的を以て所謂三大事件を其攻撃

の具となし政府また之に對するに露國に虚無黨を處分し、獨逸に社會黨を放逐し、英國保守黨が愛蘭に向つて鎮壓手段を施すと同一の政略を以てしたりしものなりき。されど彼等は社會黨にあらざる也。伊藤亦假令獨逸主義を尙ぶといふとも極力壓抑手段を執りて下に臨まんとするものにもあらざる也。こゝを以て伊藤がかの保安條例を布き、退去命令を發したるの後に於てなほ其内閣を維持せんとせば彼等は第二の暴惡なる手段を以て再び政府に抗せんとするや火を見るよりも明也。この故に一たび都下に危険物を除却し得たる政府は人心收攬に力むるを以て刻下の急務となさざる可からざる唯一手段を餘すに至れり。即ち二十一年二月大隈重信を延いて外務大臣となし、伊藤は其臨時兼任を解けり。大隈は十四年の挂冠以來野に在ること七年にして復た雲上の人となれり。而して條約改正なる至難問題は今や遂に彼の手によつて成されんとするに進めり。朝野の形成これより一變す。

伊藤内閣倒る 伊藤井上が歐化主義は天下の嘲笑反抗を買ふの原由となり、自由權利を主張して世界主義を唱へし自由黨は却て保守的團體家たらんとするの傾向を生ぜり。改進黨は大隈の曠尾に附して政府黨となり、谷干城、鳥尾小彌太、三浦梧樓等嘗て政府の政策を輔けしもの今や却つて激烈なる民間黨となれり。伊藤の八方美人主義を以てするもなほ克くこの間に處するの策は至難中の至難事なりしならん。况んや一種の立法部として政府の味方たるべき元老院は政府が其制度を改めて議權を縮少せし以來老朽官吏の休養所ともいふべき觀を供へ其威權全く

維持せられざるよりして、鳥尾小彌太の如きは其議權の擴張を迫り、尾崎三良の如きは憲法を議せんことを主張し、伊藤の立脚地は一面政府部内よりも其崩潰を速かならしむべく動かされ始まりぬ。こゝに於てか伊藤は遂に其位置を保たんに、少からざる苦痛を感ずるに至るや、遂に四月末日農商務大臣黒田清隆を擧げて總理大臣たらしめ、別に新に樞密院を設け陛下の至高顧問府となし、自ら入つて其議長となれり。樞密院は其官制第一章を以て「天皇親臨して重要な國務を諮詢する所とす」と規定せり。而して又いふ「樞密院は行政及立法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干與する事なし」と。この故に我至高顧問府は其權ありて其責なく獨り能く政府の鼻始たる要地に立ちて政府を掣肘するに適せり。伊藤内閣倒れてまた別により有力なる伊藤内閣を建設せるものなりき。今伊藤内閣の最後を叙するに方り、彼が掉尾の美舉として市町村制の公布を揚げざる可からず。これ實に伊藤内閣更迭前十數日を以て發布せられたるものにして、恰かも井上が内閣より下つて野に投じ東海道を歩いて九州に入り、到處大農巨商を招集して人民自治の説法を爲すの時、東京にありて野村靖、青木周藏、澁澤榮一、小松原英太郎等が自治制研究會を起し盛んに自治制定の要を説ける時、こゝにこの制度を發布し、從來の町村の外に人口二萬五千以上の都會は市と爲し、此等の市町村は地方最下級の行政區劃として完全なる自治權を有する自治體たらしめ、市町村長を公選して市町村の行政機關と爲し、また市町村會議を組織して議政機關と爲し市町村は法人として此等の行政議政の機關により權利義

務の對手と爲り、中央政府の干渉を受けず、自由に市町村の事業を議定し且つ執行するの権利を得せしむる事となせり。これ井上が唱道し自治制研究會が希望し國民の嘆願希望する所にしむ保安條例の布かるゝや怨恨唯一人に集中するの觀をなせし山縣内務大臣はこの一舉によりて國民が稱賛の聲に其舊債を償へるかの觀をなせりき。要するに第一次伊藤内閣は外に向つては貴族的急進政略により、八面玲瓏主義により、感情的に融化懐柔するを旨とし、内に向つては階級と威嚴とを以て下に臨み、宮中府中の密接を謀りて春日明神の子孫にあらざる布衣の徒が内閣の首班に座し、關白太政大臣の位置に就きて其威重を保つに汲々たるものなりき。この故に下其威重を侮らんとするや、即ち厭迫となり、束縛となり、強制となる、亦止むを得ざる也。されど伊藤が政制の一大變革を斷行し從來纏綿して斷つ能はざりし情實の弊を減じ簡勁なる方法によりて政務を遂行するの習慣を養ひ、地方自治の道を開きて從來の面目を一新するに近からしめしものや其徳大なりといはざる可からざる也。

第二章 黒田内閣の憲政

後藤の遊説と大同團結 明治二十一年四月黒田内閣の組織せらるゝに及び、在野黨は大同團結と稱して各黨を糾合し政府攻撃の運動を共にしたり。首唱者は實に後藤象二郎なりき。政府は個人を自由を結束し人間天賦の徳を蹂躪して顧るなきの狀を示すや、後藤は驚駭より更に惡戰の

人となれり。彼は保安條例の繁驢擻に醒醒するを好まず、地方人民の結合を勧誘するに力めんとして同年七月先づ東北遊説の途に上れり。信州長野より鐵路北越高田に入り新潟に轉じ、米澤に向ひ、山形に弘前に到處盛大なる歓迎を受け盛大なる演説會を開き、地方人民の政治團體を勧誘して止まず。月餘を費して始めて歸京するを得たり。大隈は朝に入り、井上は西に下り、板垣また往年の板垣にあらず、この時に方りて東北主なきの地に轉戦して以て其地歩を爲さんとす彼が常套の狡手段なるのみ。即ち大同團結の名によつて自由黨たると改進黨たると將た保守主義者たると急進論者たるとを問はず、各黨各派の小異を捨て大同すべしとなし、國權擴張せざる可からず、民權伸張せざる可からず、自治や力むべく王室や尙ぶべしと爲す天下盡く彼が大傘中に入り來らざるものあるなし。然れども後藤の大同團結を爲す、其何の目的により、何の利用に供せんとするかを知らざる也。彼は徒らに大衆を其部下に置き、大衆の頭領として天下幾萬千の衆により頭領視せらるゝの愉快を購ひ得るのみ、彼の大布呂敷に一つの結び目なきを如何せん。早く既に改進黨の新聞は改進黨が大同團結に投ずべからざるを陳述し、自由主義の新聞また其主義を同じうすべからざるを論せり。然れども當時政治團體として多少とも其勢力を有するものは後藤の大同團結を措きて亦他にあらざる也。烏尾小彌太陸軍中將の身を以て保守黨中正派なるものを設立し陸軍大臣の禁止する所となりて保守新論なる機關紙僅かに存し、井上馨の自治制を主張し澁澤等の自治制研究會を起すや世人目して自治黨といふとも固と

政黨たるべきものにあらざりき。この故に自由黨解散し改進黨僅かに其組織を保つの時大同團結は少くとも政治的民間の中堅たらざるを得ざりき。唯惜むらくは其盡く烏合の衆に過ぎざりしことを。

憲法發布 建國以來二千五百四十九年、明治二十二年二月十一日大日本帝國の紀元節當日を以て振古未曾有の憲法なるものはこゝに天下に發布せらるゝに遭へり。中外の百官、地方議會の議長席に陪す。其盛況をいふもの、常に山王神田の兩祭禮を合併したるが如しとなす。蓋し他に克く斯くの如き盛況の比すべきものあらざれば也。これと共に大赦の令を發し、天皇皇族に對する犯罪者、朝憲紊亂の罪囚、内亂の陰謀者、外國に對して戰端を開かんとしたる者、兇徒嘯集の罪人、陸海軍刑法、保安條例、集會條例、爆發物取締條例、新聞條例、出版條例の犯罪中政治上の罪人は盡く之れを赦免し、八十歳以上の老者に養老金を賜へり。これと同時に故岩倉具視、島津久光、毛利敬親、山内豊信、鍋島直正、木戸孝允、大久保利通の墓に勅使を遣させ給ひ、故西郷隆盛の賊名を除きて正三位を贈り、故藤田誠之進、佐久間修理、吉田寅次郎へ正四位を贈らせ給へり。當日午後觀兵式を青山練兵場に行はせ給ひ、文武百官之に扈從す。此夕宮中に譙を賜ひ、此夜正殿に舞樂を奏す。蓋し未曾有の盛典也。憲法發布と共に皇室典範及議院法衆議院議員選舉法、會計法、貴族院令等を發布し、國家立法機關の組織權限を定め、國民の參政權を明らかにし、立憲代議の制こゝに至りて全く確立するを得たり。我國制法者として伊藤博文の

功は遂に滅すべからざる也。

森有禮朝 憲法發布の當日を以て森文部大臣は一兇漢の爲魚刀に刺され、兇漢亦大臣の從者によりて斫らる。蓋し森の嚮に伊勢大廟に詣で甚だ不敬の舉動ありしを憤り此の不敬の大臣をして當日大禮の御席に陪せしむべきにあらざるとなし遂にここに至らしめたるなりといふ。森は鹿兒島の人早く米國に遊び明治維新の際を以て歸朝せり。彼の歸朝するや第一に廢刀論を唱へ、明治四年始めて其の容れらるゝに至り、六年かの所謂明六社を結び、時事を論じ、廢娼論を唱へ男女同權論を鼓吹して一世を風靡したるなりき。然るに十二年彼の歐洲を漫遊して歸るや、當時歐洲を通じ漸く其勢力を爲さんとして進める國家主義に感染し、専ら歴史を尊重し、封建的武士の遺風を尙び、兵學的教育を實行するに至れり。彼の我が教育事業に資する、寔に大なりといはざる可からず。不幸反動的保守的思想の漲溢する所、遂にこの有爲の人を刺さしむるに至れり。

黒田の綱羅政策 社會の風潮は斯くの如く反動逆流し、民間の政客は百種異様にして鶴的大同團結の旗下に參せり。黒田亦時代と其趣向を同するもの、如く、清濁併せ呑みて洋々海に似たり。彼嚮に大隈を容れて敢て支障せず、二十一年七月また井上を延いて内閣に容れ農商務大臣となして悻らず、今また二十二年三月を以て大同團結の首領後藤を内閣に招けり。後藤や井上や大隈や各々圭角を有して互に相讓らざるの傾向ある略々相似たり、黒田之を一九に打し

て内閣は政黨以外に超然たるべきものもとなせり。こゝを以て民間また一人の首領なく擾々紛々するものありといふとも遂に勢力の中心あるなし、黒田はこれを以て天下の事以て意を安んずべしとなせりき。當時後藤の入閣するや。其始め板垣の勸誘にかゝり、後藤は殆んど板垣の同體を以て朝に立てりしなりき。而して其入閣前四日、火曜會の發會式を江東中村樓に行ふや後藤其會長たるの縁を以て來會し其自家の入閣由來を説明して曰く「象二郎は上、陛下の思召を奉戴し且つ大同の主義を貫徹するが爲めに象二郎自ら内閣に入るることとなれり嗚呼諸君よ是實は象二郎が陛下に對する義務也是實に象二郎が諸君に對するの義務也其故は今回の入閣も亦一大目的を成就するに必要なが爲のみ」と、而かも同會員はこの辯解に對して少からず不平の色あり、演説終るも一人の拍手以て之を迎ふるものなく、三宅雄二郎の如きは後藤嘗て政黨内閣を主張せし口を以て今夕茲に帝室てふ語を繰り返すが如き實に其意を得ざる也と。後藤は斯くの如くにして無意味に團結を去り、無意味に内閣に列せり。後藤入閣後の大同團結は大石、犬養の如き親近派と其他と二派をなし、少數者は後藤を助けんとし、多數者は全く後藤を乖戾し去れり。見るべし斯くの如き離合頼しからざる政黨を民間に置き一人の首領者を止めずして元勳を盡く内閣に網羅す、黒田の意を安んずるもの誠に宜ならずや。

大同團結の分裂 首領を失へる大同團結は其五月を以て大會を江東中村樓に開くや、該派を擧げて政黨組織と爲すべきや否に付き議論大に起り、大井憲太郎、内藤魯一等非政社論を主張し

東諸國及愛知地方の委員之を賛す。蓋しこれを賛するものは其初め後藤が帷幄に引いて共に事を計りし親近のものにわらずんば、多少の保守主義者なりき。然るに之に反して政社論を唱道するもの關西の多數及東北十五州の委員等にして舊自由黨の餘孽を以て成れり。即ち保守主義に反するもの也。これ實に鶴的集合の大同團結が末路として斯くの如くあるべきの順序なりとす。こゝに於て政社論者は非政社論者と自ら別運動の議を決し政社派は大同俱樂部と稱し非政社派は大同協和會と稱するに至れり。大同俱樂部は直ちに各府縣一百二十餘の團體委員二百三十餘名を會し其目的を規定して「我國獨立の大權を鞏固にする事、責任内閣の實行を期する事」其他財政の整理地方自治議論結社の自由等となせり。犬養毅、末廣重恭、綾井武夫、河野廣中、井上角五郎、工藤行幹等之に屬せり。同日また大同協和會は東京以下一府十一縣の團體委員八十四名を會し各人相互の交際を親密にするの目的を以て會則を定めぬ。大井憲太郎、新井章吾、内藤魯一等これに屬せり。斯くの如く分裂せる兩派はまた別に星亨が率ゐる舊自由黨の關東會、若くは陰然なほ大隈を戴ける改進黨と互に相嫉視反目するを免れずして後來改進黨の相會する毎に大同派は極力之れが妨害を試るに至れり。各派の軋轢は嫉視に出づと雖も亦大隈が朝に起ちて獨り其權力を揮ひ、敢て其權威を擅にするものを憎むの餘に出づ。時偶々大隈攻撃の好材料として大隈が孜々其責に任じて往復交渉せる改正條約案は端なくも倫敦タイムズ紙上に於て公表せらるゝ所となれり。乞ふ少しく大隈が外務の椅子に頼りて以來其執り來れ

る外交政策に就き述ぶる所あらんか。

〔大隈の條約改正策〕 大隈が外交の局に當るや其外交に經驗なく嘗て足海外に出づるなき彼を以てこの重任に置く滿天下の共に危む所なりき。然れども彼が明治二年に參與を以て外國官副知事となり、十三年外交取調委員長乃至外務委員となりて新條約案を作成せるは其外交に任ずるに於て何等缺ぐるなき經驗なりき。彼は黒田内閣に外務の位置に立つや、先づ現行條約を勵行し以て外國人をして自ら不便に堪へざらしめ彼より進んで改正を望ましむるの方針を執れり。例へば商標偽造事件起るに際しては大隈之に向つて日本特許局の登記を経ざるものを保護するの理由なしとし、英獨兩國の提議を拒絶したるが如き、外國書籍翻刻問題起るに際しては大隈之に向て、日本の法律は外國人の版權を保護するを得ずと論じ米國の要求を排斥したるが如き其他井上時代にありては外人旅行規則あるに拘はらず、殆んど無制限に内地を旅行し居留地外に宿泊するを得たりしものも、大隈に至りては規則を勵行して餘す所なしとなせり。世に所謂大隈の強硬政略これ也。こゝを以て外人も亦漸く己れにも不利なるを覺るに近けり。而して機熟し時至て其條約改正に着手するや從來の聯合談判を廢して國別談判となし、且つこれと同時に從來條約改正に従事せしものゝ大に困究する所となりし、最惠國條款の解釋を自家一流に変更したり。從來は甲國が若し日本に或る條件を讓與して特殊の權利を得たるに際し乙國以下も亦其利益に均霑せんと欲せば他の十六國は其丙國たると丁國たるとを問はず自己に於ては一も我

國に讓與する所なくして我國より甲國に向て讓與せし所のものを自己に讓與せしむるを得ると云ふに解せられたり。然るに大隈の解する所によれば各國が各特種の權利を日本に讓與するに於て日本亦之に應ずべき各權利を各國に讓與すべしとなせるにあり。大隈はこの方針を以て先最初に墨西其と新條約を締結したり。駐米公使陸奥宗光はこの任に當り明治二十一年十一月ツシントンに於て條約調印したるものなるが、該條約によれば墨西其人をして日本の法律に服従せしむるを條件とし他の歐米列國に許與したるものよりも多くの權利々益を享有するを得せしめたるもの也。故に若し列國が墨西其と同一の利益を均霑せんとせば亦墨西其と同じく日本の法律に服従すべしと宣告したり。かくて國別談判は着々進行し、二十二年二月米國政府は第一に我が談判に應じて東京に於て我が全權と米國公使ハッバードとの間に調印せられ、同年六月駐獨公使西園寺公望と獨逸外相ビスマルクとの間に亦調印を了り、尋いで八年また日露改正條約の締結せらるゝを見たり。時偶々改正條約案の倫敦タイムズ紙上に公表せられたるなりき。大要其主なるものをいへば、外人の雜居することを得、土地所有の權を得るに對して、外人はすべて日本の法權に服従すべきものとし、日本は外國判事數人を日本大審院評定官に任じ、十年間繼續せしめ其後は一切日本司法權の自治に任ずるものとせり、而して新定の民法は居留地廢止の期限より三年前に實施すべきものとせり。大隈の策は實に當時にありて最も其要を得たるものなり。

然るにこれより先き日獨改正條約の彼我調印濟となれることを報ずるや、其條約面の如何は之を知るに由なけれども改進黨の新聞は一齊に大隈の功業を賛揚したり自由派大同派の如きは攻撃の材料を探ぐるに汲々たるも遂に端緒を得ざるに苦めるの時、即ちタイムスの所報あり、東京新聞先づこれを批難して我に取るべきは關稅の賦課、法官の選任一も純然たる自主權を行ふ能はずとなし、直ちに停止せらるゝや、大同協和會員等元老院に出頭し條約改正中止の建白をなすもの踵を接して至る。この時大隈の機關紙報知新聞は數十回に涉りて之が辯護を爲すあり、朝野新聞之を賛すれば日本新聞東京新公論の如き皆之に反し議論沸騰其底止する所を知らざるの狀なりき。七月新富座に條約改正の賛成演説を開けるを始めとし静岡名古屋等各地に同様の演舌開かれ改進黨は大に大隈の施政を辯護したり。然るに民間に於ける大多數は之に反對せるを以て七月上旬建白書は元老院の卓上に積んで山をなせりき。且つ一方また政府部内に反對論者の見はるゝに至る、即ち元老院樞密院の如きは大概中止論者にして伊藤井上の如きも亦此一人たりしと。法制局長官井上毅の如きは新條約を論じて辭表を上るに至れり。政府部内の紛擾斯の如きを以て民間大同團結派の如きは政談演説に新聞に雜誌に之を痛罵して止まざりき。遂に七月末日總理大臣黒田の私邸に内閣大臣會議を開く、議決せず勅裁を仰ぐに至りしも八月再び伊藤井上等と同一會議を開くに及び外人を法官となすは憲法に牴觸するを以て其意義宜く歸化人なるべしとなせり。副島、島尾、海江田、谷等また共に條約改正中止

論者として大隈を難し上書建白する所ありたり。廟堂の風雲既に斯くの如くなるより民間亦これに呼應し大同俱樂部、同協和會、保守中正派、日本日本人社友、熊本紫溟會、筑前玄洋社等五團體並に都下反對の新聞社より委員を列席せしめ、全國非條約改正論者聯合大懇親會を開くに至りこゝにこれらの團體は條約改正中止の運動に使せんが爲め日本俱樂部なるものを組織し三日間の公開演舌をなせり。其の他地方亦これに響應して改正中止の論最も囂し。改進黨こゝに至つて亦これと對抗すべく全國同志大懇親會を新富座に開き大運動を試みんとせり。當時の大隈は改進黨の一塞に閉ぢ籠りて朝野包圍の攻撃中に陥れるの狀あり、大隈なほ而かも屈せず、黒田總理の初めより條約改正の事業を以て大隈の自由に一任したるを以て、この信任により群議を排し揮つて其目的の貫徹に力めんとせり。

黒田内閣の瓦解

時に山縣内務大臣の歐米を巡遊して歸朝せるあり、非改正と改正論者と互に論争説戦して其局を終ふるを知らざるの時、山縣は中止論者として非改正黨に少からざる聲援を與へり。されど總理黒田の頑として大隈が改正斷行に左袒して屈せざるあり、伊藤樞密院議長は遂に止む能はずして辭表を呈するに至り、上下爲めに紛擾を來し、十月閣議を起すに及んで松方藏相の黒田大隈二人に向ひ條約改正後の準備に向つて詰責するあり、二人答ふる能はず、後藤遞相之を好機とし改正中止の方針を一定せんことを以てす、總理斷行を呼んで曲げず、遞相席を蹴つて起てり。同月十五日、遂に御前會議を開くに及び、大隈後藤山縣等交るゝ論辯し

薄暮に至つて決せず、遂に議を重ねる數日樞密院議員の大部と各大臣と殆んど全く改正中止論者なるを以て剛毅不屈の大隈も抗するに由なくしてこれに服し條約改正談判は無期延期となれり。談判終了の當日大隈馬車を驅つて外務省に赴かんとし將に其正門を入らんとするの時、突然一人の暴徒路傍より顯はれ、爆裂彈を馬車中に投じて大隈の左足を碎けり。而して暴徒亦即座に自刃して死す。大隈の條約改正に反對して此處に至りしなりといふ。大隈後ち左足を斬りて僅かに免るを得たり。こゝに於て大隈を除く他の各大臣は辭表を呈出しこゝに全く黒田内閣の終りを告げり。而して其後繼内閣は三條内大臣暫く之を攝する事となれり。黒田内閣に憲法發布のことありといふとも實は伊藤が施設する所にかゝり黒田内閣は殆んど其功に居らず、大隈の外交また失敗に終りて元勳網羅また其一致を缺くに至る。成功の内閣にあらざりき。されど黒田が各閣員を信認して其分掌する所の職に責を以て當らしめ以て各自の技能を發展せしむるに力めたるはこれを多とせざる可からざるなり。黒田内閣時代に於て成されたる事業の中、法典編纂の事及び官省經費取調の顛末はなほこれを附記するの要ありとなす。

法典編纂の顛末

數年前政府は法典編纂事業に着手し佛獨兩國の法學者をして其案を起草せしめ、又法律取調委員を置き以て専ら其審査に當らしめたり。かくて民法商法訴訟法等幾回か其稿を改め元老院に於て逐條審議を経たる後、全院決議成案と爲し、上奏裁可を経て將に之が發布に及ばんとせり。然るに主として英米の法律を研究せる法學士會なるものあり、辯護士、教授

司法官等を以て成る、法典編纂の業既に成りてこゝに發布せられんとするを見るや同會員等は尙早の意見を草し以て之を世に公にするに至れり。要に曰く「我邦社會は封建の舊制を脱し百事改進の際にして變遷極りなきが故に今例規習慣を按じて法典を大成せんとせば封建の舊制に依るべからず又専ら歐米の制度に則る可からず、其事業實に困難にして強て之を遂ぐる時は民俗に背馳し人民をして法律の煩雜に苦ましむるの懼あり故に今日に於ては必要缺くべからざるもの限り單行法律を以て之を規定し法典全部の完成は暫く民情風俗の定まるを待つに若かざるなり」と、法典調査は其基く所實は條約改正を促すの具となさんとするものにあるもの、如く先づ外人をして我法律に安心せしめんとするの意に出でたるもの也。先きに刑法治罪法の實施せらるゝあり、今又民法商法訴訟法等の編纂を終る、唯未だかの尙早論に傾くもの多くして實施せらるゝに及ばざりき。

官省經費の取調顛末 黒田内閣の成るや大隈は一面經費取調委員長となり官省の經費を節減するを以て第一の要旨とし、判任官の登用に制限を行ひ、無用の官財を拂ひ下げ、無用の器物を廢止せしめんとするの目的を以て取調に着手せり。然るに其結果は殆んど何等の功なくして終り遂に委員等は各省大體の官制通則を定め其他は各省大臣の自治に一任せしめり。次いで三千五百萬圓を以て全國官設の鐵道を拂下げ、百五十萬圓を以て丸の内各官省の官有地を拂下ぐるの策を立て特に官有鐵道は之を華族に拂下げ以て西南の役華族銀行より負債せし一千萬圓を償却

し以て帝國議會の開設に遇ふも財政不整頓の譏りなからしめんとしたるものなりき。これ一時世間の物議を招ける一大問題なりしと雖も既に京濱間鐵道の成るや華族伊達、池田、蜂須賀等の主唱する所により明治八年一たび民間に拂下げられ、僅かに三百十萬圓を以て東京鐵道會社なるもの、手に歸するに至りしも九年政府は華士族の金祿を公債處分として整理する爲め金祿公債證書條例の制定せらるゝあり、其結果華族の金祿は公債に變じたるを以て年々華族各家の收入の上に頗る影響を及し遂に鐵道拂下げ事業の中止を餘議なくせらるゝに至りし事實あり、固より前例なきにあらずと雖も一時大に人心を驚かしめたるものなりき。鐵道の國有私有を論ずる實にこの時より始まり、財政の局に當るものを異にする毎に、屢其見解を異にし世間の物議を招くもの少からざるに至れり。法典調査と、官省經費取調にかゝる鐵道民有問題とは黒田内閣在世中の注目すべく利害關係の大なる事項なりき。

第三章 第一回帝國議會

在野黨の分合 大隈兎徒に其右足を奪はれ各大臣責を延いて辭表を呈し、三條内大臣は黒田に代つて内閣を總理す時に廿二年十月、天下の事亦知るべきのみ。是に於てか條約改正中止に向つて期成同盟を結べる日本俱樂部五團體員等盡く其聯合を解けり。而して外侮を防ぐの時去るや内兄弟牆に閔ぐの時來る、在野黨の分合この時より甚しきはなし。之より先き均しく大同團

結派中にありて一つは政社となり、一つは非政社となり双々相闘ぎ相争ふを見板垣書を同盟諸氏に寄せ調和の策を講せしも時未だ熟さず紛争に次々に紛争を以てせり。而かもこれ大同團結派が動かんとするの機微なりき。政黨の分合先づ地方より始められり。宮城縣仙臺にありては從來數多に分裂したる黨派を有せしも、偶々前日本銀行總裁富田鐵之助の歸省するに遭ひて、盪然一廓とし宮城政會を起すに至り、長崎に同志委員の會合あり、鹿兒島に同志會の中正獨立を發表せるあり、一波萬波を動して舊自由黨再興の事亦起る。かの大井憲太郎等が大同派より分離して非政社協和會を建つるや既に一大自由政黨を組織せんとするの意あり、こゝに條約改正の波瀾漸く收まるを待ちて十一月渡部小太郎、栗原亮一等を伴ひ高知に赴いて板垣伯を潮江村に訪ひ、板垣亦其意あるを見、東京俱樂部に會し自由黨再興の事を決せり。大同俱樂部員高橋基一杉田定一等之を聞いて板垣の爲に得策にあらずとなし高知に板垣を訪ふや、板垣告ぐるに従前同主義にして二派に分裂せし政社非政社を合同し以て愛國公黨と號し爾來同一の運動を爲さしめんと欲するの意あるを以てす。十二月即ち大同俱樂部は大阪に其臨時大會を開き大同俱樂部の名稱を愛國公黨と改むるの協議を爲さんとせり、板垣遂に起ちて亦大阪に來り舊友懇親會を開かんとす。こゝに於てか大阪の地は東京俱樂部員大井憲太郎、新井章吾等の自由黨再興派と杉田定一等の愛國公黨建設派と及び板垣の舊友懇親會と併せて開設せられんとし、恰かも政界の中心點なるが如き觀を呈せり。板垣乃ち平素持する所の調和意見を開陳し大同團結の一致

配合を主張せしも、其功を奏する能はず、非政社一派は斷然板垣と分離し以て別に自由黨の組織を創めんとし遂に廿三年一月を以て舊自由黨の再興をなせり。これと同時に政社派の一部は板垣の立案に依り愛國公黨を組織せり。而して愛國公黨に赴くもの多く板垣の舊友を以てす、こゝに於てか似て非なるものに自由黨、愛國公黨、大同團結派を出せり。

最初の立憲内閣 この間朝廷にありては廿三年十一月三日天長の佳辰を以て立皇太子の盛典あり、嘉仁親王は歷朝の佳例により壹切の御劔を拜戴し給ひ此日を以て皇太子に冊立せさせ給ふ、内閣また初期議會に臨むべく適應の組織なれり。三條實美は去る十八年閑地に立て以來復た劇職に臨むを欲せず、唯僅かに黒田内閣瓦解後に於ける後繼内閣の組織せらるゝに至る迄暫く大命を奉じて過渡内閣に首班たりしが、大隈重信は其負傷稍癒ゆるに及んで辭表を呈し、農商務大臣井上馨は曩に辭表を呈したる儘再び亦辭表を翻さず、こゝを以て内閣は首相以下三大臣の缺員を生ずるに至れり。乃ち同年十二月薩長元老間に數回の交渉を重ね、終に山形有朋は總理大臣として内務大臣を兼ねる政の如く、外務次官青木周藏を以て外務大臣と爲し、農商務次官岩村通俊を農商務大臣に元老院議長大木喬任を樞密院議長に任じ、同時に伊藤博文は宮中顧問官となり黒田清隆大隈重信は並に樞密顧問官に、井上馨は麴香間祇候仰付らるゝに及びて、こゝに紛糾を極めし廟堂問題は一段落を告ぐるを得たり。而して新内閣官制は之と共に發布せられぬ。新内閣官制の十八年伊藤内閣の官制に比して異なる所は主として各大臣の責任の聯帶なるべ

きものを指定して以て内閣員が政策に對し反覆私議するを防ぎたると、内閣員外の人をして内閣に列せしむる等の個條となす。これ當時の内閣が伊藤井上を外援として山縣と所謂三角同盟を作り此等の元老を閣議に參せしむるの地を餘せし也。請ふ少しくこゝに薩長權力の爭奪を記さんか。

薩長權力の消長 薩長權力の爭奪は或は藤田組贖札事件として現はれ、或は開拓使官有物拂下問題となり、互に其間隙に乘じ逸を以て勞を撃たんとするの策を講ずるや久し、されど大久保死後の内閣は實權多く長人に歸し薩人の振はざることを甚しかりき。唯かの土、肥等を延きて其黨となすに於て薩或は長を凌ぐことなしとせざりしも、十四年の更迭以來全く異分子を一掃し去りて薩長の内閣となり、薩は黒田、寺島、西郷、松方、大山、河村の六人を有し、長は伊藤、井上、山田の三人を有す。其數に於て薩は恰も長に倍加せりと雖も、實權は多く長に握られ、薩は之れに陪するの觀をなせりき。其他肥は大木一人にして、土は福岡、佐々木の二人を有せりしも固より員に備はれるのみ。かくて伊藤の憲法制度取調を以て歐洲に赴き歸りて政制を一變するや、新内閣は薩長同數を以て對抗せり。即ち薩に松方、大山、西郷、森の四大臣を有すれば、長に伊藤、井上、山縣、山田の四大臣を有す、其他僅かに幕府出身の板本と土州出身の谷とを殘すのみ。實權固より長人の手にある言を待たず、其斯くの如き内閣によりて、谷が獨り自家の權威を爲さんとす、夫れ能く得べけんや。谷はこの故に去れり。後藤はこれに飽き足らずして

起てり。井上の條約改正は第一次伊藤内閣の致命傷となり、遂に自ら其位置を捨つるの止むなきに至りぬ。隙に乗ずるものは薩也。黒田は代りて總理となれり。されど時は恰かも政界の天王山也。容易に長が成せる位置を擧げて盡く薩に委するの愚を爲すべきにあらざる也。伊藤はここに於て新に樞密院を設け、自ら内閣監督の位置に就けり。今内閣及新設の樞密院に就きて之が藩閥色別を示さんか。

薩。(内 閣) 黒田、松方、大山、西郷、森

(樞密院) 河村、寺島、吉井、吉田(清成)

長。(内) 伊藤、山縣、山田

(樞) 伊藤、品川

肥。(内) 大隈、(樞) 大木、佐野、福島、

土。(樞) 福岡、佐々木、河野、土方

舊幕。(内) 榎本、(樞) 勝

熊本。(樞) 元田(永孚)

舊公卿。(樞) 東久世

この時に於ける薩長の力は相半せり。唯かの大隈を延いて黒田の韓信となせるが故に薩の権力は意外に強大なるを致し時に或は長を凌ぐことなしとせざりき。蓋し山縣は外に遊び、伊藤は

内閣に列すといふとも直接に其力を用うべきにあらざるを以て黒田内閣は獨り大隈によりて薩の威力を揮へりといふも亦過言にあらざる也。然るに黒田の井上を容れ後藤を入閣せしむるに至りて遂に大隈の肘を掣すべき一大障害は作られたるなりき。やがてこれ大隈によつて薩の威力を保てる黒田内閣の致命傷なりき。こゝに於て薩藩内閣仆る。山縣乃ち代つて其任を襲ぎ、伊藤、黒田、大隈、井上の四人を去つて薩長の權衡を保つに至れり。而かも實は井上、伊藤の後見とせる長人の内閣なりき。こゝに至つて大久保木戸の死後藩閥閣臣の領袖となり互に相拮抗兩立せし伊藤黒田は宮中に樞府に暫く隠れて表面上の争鬭を絶てり。殊に最も注目すべきは警視總監の更迭これ也。從來警視總監の地位は殆ど薩人の専有に屬し川路利良、大山巖、樺山資紀、大迫貞清、三島通庸、折田平内に至る皆然り。然るに今や山縣内閣成るに及んで田中光顯は其幕下より出で代つて其職を襲へり、これ實に警視廳の一大革命にして薩州出身の警視等廢黜せらるゝ者數を知らざりき。長人は實にこの機會を以て政界の権力を悉く自家に收めんとしたるなりき。

在野黨の連合 上内閣にあつては其力を一つにし他に掣肘せらるゝなく、能く自家の手足を運用するに足るべき組織を爲し、以て民間黨に當らんとするの時、下在野黨にありても亦其一致連合を計り藩閥政府に當るの策を講ずるや誠に其勢なりといふべし。板垣の愛國公黨を率ゐる地方を遊説するや其勢力により以て自由、大同の兩黨を合一せしめんと計れる也。然るに大同の

堅く取つて動かざるより板垣は遂に止むなくして愛國公黨の結黨式を舉行せんとし、同年四月廿五日を以て其會合を計れり。然るに自由大同末派の壯士等當日を以てこれが舉行を蹂躪し去るの方策を運せるあり、青年自由黨平民同盟會の壯士等陰かにまた之を保護せんとせるあり、殺氣空を覆ふの時、別にこの間に周旋するものあり、板垣當初の素志により、三黨合併論を唱へ自由、大同、愛國の三名稱を棄て一の黨名を選び以て自由主義各派合同一致の輿論を喚起せんとするなり。即ち調和員は愛國公黨の結黨を中止し、先づ三黨の調和を計るに盡力せり。こゝに於て三派凝議各々三黨合同委員を選び遂に從來存在する三派の政治組織を解き更に庚寅俱樂部なる共同團體を組織し共に自由主義を持して首領を有せざる一政黨を新に組織するに決せり。三黨合同既に決す、而して其裡面を察すれば紛擾猶未だ絶えず、就中大同俱樂部の如きは多く之を屑しとせずして評議區々なりき。この時に方つて改進黨關西同志會は大阪中之島に開かれぬ。これ蓋し當時全國の志士殆ど東京に蟻集して野黨の聯合を計るに汲々たるの時、改進黨は其虛を衝いてこれに拮抗すべく關西に雄飛せんとしたるなりき。時の至るや、保守黨中正派の主領鳥尾中將亦樞密顧問の職にあるの身を以て、阪西各地の黨員を指揮し、以て大に其黨勢擴張に力めるあり。偶山縣の超然主義に反戻し其忠告する所となりて鳥尾は遂に顯職を辭し専ら三丹の地方に遊説せり。政黨活動の機運は漸く熟して遂に在野黨の一大聯合を促すに進めり。

内閣の小更迭

この時に方りて内閣多少の動搖を見たり。當時の内閣中薩長出身にあらざる

ものをいへば則ち板本、後藤、岩村の三人のみ。而して板本と後藤とは其他の各大臣と同輩若くば先輩たるの位置にあれど、岩村に至りては固と後進の輩伴食に過ぎざる也。こゝに於てか其施政唯これ先輩の命する所に従ふの外亦自家の主張を行ふの餘地あるなし。即ち五月懊惱不平の結果は辭表を呈するに至り、板本また去つて樞府に入れり。内閣爲めに小更迭あり、陸奥宗光は農商務大臣に任せられ、内務次官芳川顯正は擧げられて文部大臣となれり。これと同時に首相の内務兼任を解き西郷從道之に専任して其海軍大臣の椅子は同次官樺山資紀の占むる所となれり。こゝに至りて從來薩長土肥の外に占據することを容さざりし内閣の椅子は阿波(芳川)紀州(陸奥)二藩の異分子を加ふるに至れり。當時朝野の耳目を聳すること少からざりき。聞くこの内閣動搖を來す前、陸奥宗光は駐米全權公使としてワシントンに在り、恰かも三條内府其職を解き新に山縣が長閣内閣成らんとするに方り陸奥の知己なる井上並に青木等即ち言を彼に寄せて歸朝を勸告したり。蓋し風雲の乗すべきものあるを諷したる也。而かも彼敢て輕々に動かす、公電の來るを待てり。時忽ち御用これあり歸朝すべしとの報に接せり。彼や機を見るに敏に、去就を決するも亦速也。直ちに行李を整へ二十三年一月故國に歸れば、山縣内閣は既に舊臘を以て成りまた一つの空位あるなし、精悍寸を假さざる彼は即夜山縣を總理大臣邸に訪ひ、嚴談數刻遂に山縣をして一ヶ月の後、必ず適宜の處置をなすべきを約せしめたり。この間伊藤品川等の斡旋盡力するありて漸く五月かの農商務大臣の更迭を見るに至りしなりといふ。蓋し眞消

息に近きが如しと雖もまた岩村が運命は早晚斯くの如くあるべかりし也。

裁判法の發布並に司法制度の沿革

山縣内閣は實に帝國議會前に諸般の準備をなすべき大責任を有

したり。故に其の施政の第一着手として二十三年二月裁判所構成法を裁可公布せり。全篇四篇百四十四條より成る。同年十一月一日より實施すべきを命せり。次に同年三月民法中財産編財産取得編債權擔保編證據編を裁可公布し二十六年一月一日より施行すべき事を命せり。同日また民事訴訟法及商法を發布し何れも二十四年一月一日より實施を命じたり。これ實に從來政府の着手したる事業の結末を告げ以て議會に繼承せしめたるものにして何れも政府が多年法典取調所を設けて編纂に従事したる一大事業也。主として民法は佛國法律大博士ボアンナードの顧問により、商法は獨逸法律博士ロイスレルの起草により、其他各種の法典亦外國法學者の指導を待ちて成れるものなりき。曾ては法律取調所を外務省に移し條約改正前を以て速成發布せんとするに力めしも井上條約の中止以後は再び司法省に復し司法大臣山田顯義の銳意督勵する所に従つて漸くこゝに發布せらるゝに至りし者也。抑も維新政府の成るや、未だ一定の法律あるなく徳川幕府の制定せる條目百ヶ條ありしのみ。こゝを以て元年十月先づ刑律を改定して死、流、徒、笞の四種と爲し、且つ四刑を分ちて各三等となし梟首の制を以て焚刑に代へ、徒刑を以て追放に代へ、磔刑は大逆にあらざるよりは之を用ひざる事となせり。後明清の律書に倣うて刑律を改め、三年十二月新律綱令の名を以て成れり。正刑を分ちて死、流、徒、杖、笞の五種と爲し

「**閔刑**を分ちて謹慎、閉門、禁錮、邊戍、自裁の五種と爲し、閔刑は専ら士族の犯罪にのみ之を科し情狀の酌量すべきもの等に至りては金を以て贖罪せしむるの法を立てたり。後降つて懲役法を設け、絞罪の機を改め、梟首者の死骸は遺族の求むるに任せり。時に江藤新平の司法卿たるあり、改定律令の名に依つて歐洲各國の法律を参照したる改正刑律三百十八條を定めり、明治六年六月之を布告し江藤自ら制定する所の律令によりて處刑せらるゝに遭へり。其定むる所にれば梟首は之を斬と爲し磔刑は全く之を廢して、從來の斬罪すべて絞に處し從來の絞罪はすべて終身懲役となせり。其他笞杖徒流を止めて何れも懲役となし、これに刑期を分ちて輕重の二つに分てり。後ち十三年七月こゝに始めて刑法治罪法の制定せらるゝあり、佛國法學博士ボアンナードの草する所にかゝりて範を佛國ナポレオン法典に則れり。刑律の法典斯くの如くにして成れりと雖も民法商法等に至つては甚だ備はらず、僅かに戶籍法、民事訴訟法、身代限規則等單行法令の發布せらるゝものありしのみなりしが、二十三年十月民法中の人事編財産取得編中の相續部發布せられ、同時に治罪法を改正して刑事訴訟法を發布し、乃ち各法典こゝに備はるに至れり。

教育勅語下賜並に教育制度の改革

廿三年十月三十日、陛下は御不例に渡らせらるゝにも拘はらず

文部の教育に痛く叡慮を惱し給ひ畏れ多くも山縣總理、芳川文部の兩大臣を御病床近く御召あらせ給ひ、親しく勅語を下し給ふ所謂教育勅語これ也。こゝに於て我國教育の方針始めて立ち

國民教育の要旨は普く全國に傳へられぬ。これより先き山縣内閣は地方學事通則市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法等を發布し、次いで改正小學校令を發布し往年故文部大臣森有禮の時代に定めたる小學校令を廢し、前には小學校の種類を高等、尋常及簡易の三種に別ちたるものも、今は高等尋常の二種と爲し、從來尋常小學の學科修身、讀書、習字、算術、作文、體操及唱歌等に過ぎざりしものを以て今更に地理歴史及手工、裁縫の如きを加へ高等小學に外國地理及幾何の初歩を授けり。而して是等學校經濟の從來各獨立なりしを改め専ら町村の經濟に移し、郡視學を置きて郡内各學校の監視に任じ、教員の待遇を進むるに力めり。芳川の文部に長たるや、森有禮の施設を基礎とし力を教育の振刷に用ゐて更に一段の發達を加ふるを致せり。教育事業の上に於て見るべきの一つ也。

元老院の廢止 山縣内閣が議會に赴くの準備畧或るや、曩きに八年を以て立法院上局に擬して設けられたる元老院は二十三年十月を以て閉院せらるゝに遭へり。由來元老院設立の當初にありては、一に朝野の元老を以て議官と爲し、も後年に至り各府縣知事の老朽事に堪えざる者を擧げ、以て其議官に任じてより漸く重視せられざるに至るや、自ら内閣の牽制を受くるに及び遂に内閣の命する所該院之を左右する能はず、唯職務章程の制規に従ひ僅に内閣に向て其意見書を提出し以て内閣の參考に供するに過ぎざりしが、近來民間政治熱の發達すると共に該院亦日々に其權力を加へ、晩年貴族院の成立と共に其廢止せらるゝの運に接する事を知るや元老院

の強硬甚しきに至り連りに内閣との圓滑を失ひ、議會開院前將に發布せんと欲せし内閣提出の法律勅令等輻輳すと雖も該院は速に内閣の意見に従ひ容易に通過することを爲さず商法を議するに及んでは之れが實施延期説を建議するに至れり。これ單に内閣に抗せんとするの意にのみ出たるにはあらずして該法典の非難は樞密院其他各省高等官等の間にも喧しく、民間また學士會員等の延期請願するあり。蓋し商法の起草者ロイスレルは嘗て獨相ビスマルクに反對し遂に其職を辭して民間私立大學の教授と爲りし獨逸國有名の法學者なれど我商法を起草するや多く自國の商法に依據せるを以て世間之を獨逸商法の摸倣なりとし、幾多習慣風俗の相容れざるものあるを指摘非難するに至れりし也。この故に其初該法案の司法省法律取調所に出づるや同所委員先づ之に反對し、大に之を非難せしも、山田司法大臣は起草者の意見を確執し、遂に折衷調和説の出づるありて、漸く取調所の議を経たるくゝるなりき。この故に元老院また之を非議し同法延期を建議するに至れりしとはいへ、其真意の存する所を言はしむれば、實に内閣に對する惡感情の致す所ならんのみ。殊に閉院の際に於ける法律命令の審議に對しては少からず反抗の氣勢を示し政府が行政命令違反者には二百圓以内の罰金を科し若くば一年以内の禁錮に處するを得る第八十四號法律案及び之に伴うて各省大臣は法律を以て特に規定したる場合の外は其發する所の省令違反者に對し罰金二十五圓以内若くは禁錮二十五日以内の罰則を附することを得べしといふ勅令案は元老院大に其不可を論じて遂に之を取消すべきの議決を爲し九月廿八日を以

て上奏勅裁を乞ふに至れり。然るに内閣は該法律及勅令は憲法に矛盾せずとの意見を附し之を返却したり。乃ち十月元老院は之が議事を開き、再議の要なしとなして直ちに上奏せんとせしも異議をた積出するに及び荏苒日遂に同月二十日を以て元老院廢止の件を裁可公布せられる。こゝに於て各議官等は多く麝香間若くは錦鷄間祇候仰付られ、元老院掉尾の運動は不幸其功を收むる能はずして空しく消滅に歸せり。元老院は實に明治八年四月の大詔を以て開き權限徐々に狭められ威重次第に衰へて地方官會議と共に慘憺たる末路を止むるに至る。

總選挙と各黨派

既にして七月一日、振古未曾有の國會議員選舉なるものは行はれぬ。奮闘激戦、好餌を以て民を愚にするあれば黄金を撒きて人心を收攬するあり、其結果を以て僅かに當選せる候補者を略別すれば、舊大同派凡そ六十人、改進黨四十七人、舊自由黨凡そ二十人、自治黨九人、保守中正派四人、九州進歩黨十五人といへり。中に就きて陸奥宗光は和歌山縣の選出議員として内閣に席を列するに至る、人にて異數と評せり。これより先き九州進歩黨は民間黨中の進歩派を聯合せしめ、一大進歩黨を組織し以て政府に當らんとせり。今や三黨の合同漸く行はるゝを見、此機失ふべからずとなし、先づ庚寅俱樂部に聯合の示談を開始し進んで在野各政黨の聯合を謀らんとせり。警視廳は爲めに八月一日を以て各政黨政社の通信往復するは法律に觸るゝ所ありとなし、間接に其聯合の自由を妨害せんとす。こゝに於て自由、愛國、大同、九州同志の諸團體は一齊に解散し改進黨をも併せて一大政黨を組織せんとするの反抗運動を企てり。然るに改進黨中異議者あり。同盟遂に成らずして同月二十五日、自由、愛國、大同(三派とも分裂して全黨にあらず)九州同志、四派及群馬公議會、京都公友會の委員四十名芝愛岩館に會し立憲自由黨なる一大新團體を組織し綱領を掲げて「皇室の尊榮を保ち、民權の擴張を期す。内治は干渉の政略を省き外交は對等の條約を期す。代議政體の實を舉げ政黨内閣の成立を期す」と。これと相前後し芳野世經、杉浦重剛、大木谷備一郎等從來中立黨として多少政府に縁故を有する者等大成會なるものを設け衆議院議員中の同志者を以て組織せり。この他なほ吏黨と認むべきものに國民自由黨なるものあり、曾て大同團結に屬したる保守分を以て成る、又改進黨は別に議員集會所と名くる俱樂部を設け其黨の代議士を以て一方に雄視したり。これ實に第一議會の將に開かれんとするに際して其旗幟を分ちたる概略の陣勢なりとす。若し夫れ民黨たる立憲自由黨及び改進黨と、吏黨の名ある大成會及び國民自由黨とが議會に於ける勢力如何を較計すれば、立憲自由黨は百三十名、改進黨は四十名にして合計百七十名を有し之に對する吏黨は大成黨七十名國民自由黨三十五名合計百五名にして、其他小黨に屬し所屬不明のもの等二十五名あり、これ等を吏黨に算するもなほ優に民黨は議會に其勢力を有せり。

兩院の開會 かくて第一期帝國議會は同年十一月廿五日を以て東京に召集せられたり。貴族院に伊藤博文は議長として、東久世通禧は副議長として勅任せられ、伊藤は一箇年間就職の條件を以て就任したり。然るに兩議長とも病に臥して登院する能はざりしが爲め、近衛篤磨代つて

議長の職を攝せり。衆議院は中島信行議長に任せられ、津田真道副議長に任せり。蓋し議會の劈頭に於て各政派並に政府自己の利益の爲めに必死の運動を試むるものは彼の議長候補の競争にして當時改進黨の如きは首領大隈が改正條約案の失敗を唯一舉に恢復せんとし捲土重來の勢を以て起てり、自由黨また改進黨に聯合して藩閥内閣に肉薄するの勢を示し政府はこれに向つて少からず焦慮する所ありたり。政府即ちこの兩黨の間に策を弄し巧みに政府の交渉に便なる中島を出さしめぬ。廿七日衆議院の成立を告ぐるや、二十九日第一回帝國議會の開院式行はれ、兩院議員に優渥なる勅語を垂れ、兩院これに向つて奉答文を捧ぐるの先例を開けり。次いで全院委員長以下常任委員の選舉を終へ兩院の形體こゝに全く備はる。

第一議會の經過 政府は先進立憲國の例に倣ひ、議會開會の劈頭に方り山縣總理施政の方針を演舌せり。「國家獨立自衛の必要上其國疆を護り以て之と相關係する利益を保たんことを期せざるべからず、この故に陸海軍の擴張整備に對し巨大の金額を割かざるべからざるの須要を生ず」と、蓋し豫算は改進黨自由兩黨が其全力を集注する所にして政費節減民力休養の名を以て政府の中堅に肉薄せんとしたるものなりき。松方藏相亦一般財政の方針を演説し、軍備擴張、鐵道敷設、國債償却、及貨幣制度整理問題に對しすべて積極的方針に出づべきを以てせり。こゝに於て衆議院は大江卓を委員長として豫算委員會を開き査定の結果は政府案に八百萬圓の減額をなせり。然るに其削減は非職給の全廢、官舎廢止、交際費の廢止及旅費規則の改正等によりて生

じたるものなるが故に豫算委員會は單に豫算金額に削減を加へたるに止らず間々官制を變更して豫算を案出せし結果となり、政府其の他査定案に反對せしものは豫算委員會が官制の變更に立入るは越權なりとし不法を鳴すものあり、遂に査定減額案の結果として憲法上の大權に基ける既定の歳出を動かさざるを得ざるに至り、大成會の如きは査定案こそ大權を侵す違憲なりとて遂に豫算上の争は一轉して憲法上の問題と化したり。この間井上角五郎の如きは二日に渉る査定案反對の長演説を試み政府黨の爲めに萬丈の氣焔を吐くや演舌後壯士の爲めに毆打せらるゝが如き激勵なる論戰あり、而して都下の諸新聞は硬軟交々に其黨與に聲援を與へ山縣内閣の前途をして益々困難に陥らしめたり。されど政府は百方原案の維持に力め既に歳出經常部を議し査定案通過の傾向顯然たるに於て、縣松方等は頻りに解散の擬勢を示し其最後の決心を表するの演舌を試みしも、民黨議員は之に向つて毫も顧慮する事をなさず、概ね皆査定案を可決して豫算全部を議決したり。こゝに於て政府の狼狽いふ可からず、當時長くも天皇陛下には何等の出來事あるとも初期の議會は解散する勿れとの内勅ありしと、之を以て首相は中島議長に向ひ其誠心を吐き聖意のある所を傳へ深く懇請する所ありたり。この際疑義は再歳出の削減に關する問題に戻り之が廢除削減は衆議院確定以前に於て政府に同意を求めざる可からざるに決し、査定案を以て政府の同意を求むるや政府は之に向つて不同意の覆牒を爲せり。こゝに於て豫算の再調査は開かれたるも政府の裡面運動は中島議長の情狀酌量と相待ちて大江、林、竹内等は

先づ硬派中より査定案を棄つるに傾き衆議院の形勢は議長之を議場に報告する日に於て一變し植木枝盛の總理大臣の出席を求めて親しく意見を闘すべしとの提議は脆くも破れて三崎龜之助より提出せる九名の特別委員を選みて政府と交渉せしめ、更に豫算修正案を編製せしむべしとの動議は多數を以て可決し特別委員を選み政府と協議するに至りければ四十名の豫算委員は爲めに憤懣其職を辭したり。これが爲めに修正案は双方の交譲によりて六百三十一萬餘圓を削減するに決し第一議會は無事に通過するを得たり。實にこれ帝國議會史劈頭の一大紛擾なりき。其他或は地租條例改正案、新聞紙條例改正案等各種の法律案ありしも消滅或は確定議に至らずして止み、保安條例廢止案及び集會政社法改正案は下院に於て全院一致を以て通過せしも上院は故らに其議事を遷延し終に之を消滅に歸せしめたり。就中最も滑稽なりしは高梨哲四郎の提議に係る、「和歌山選出陸奥宗光は開會の初め兩三度出席したるのみにて爾後絶えて出席せざるにより懲罰委員に附すべし」といへる動議の議會に成立して懲罰委員會に「罪懲罰に附すべからず」と決議したる類也。本會議の總日數は六十三日其間二十四年二十日の拂曉を以て俄然衆議院より火を發し貴族院に延焼して全部烏有に歸するあり、當日假りに鹿鳴館を貴族院議場に充て別に假議場の準備完成に至る迄一週間の休會を命せり。かくて貴族院は帝國ホテルに衆議院は舊工部大學に其會議を繼續することを得たり。而して其閉院式の如きは三月八日を以て宮中豊明殿に舉行せらるゝに至れり。これを第一議會の經過となす。

第四章 議會開設後の政界

憲方内閣の組織 山縣内閣は第一議會に於ける初の經驗を以て民間黨の有力猛勢に窘迫せられ、豫算問題に於て拵げて六百五十餘萬圓の削減を忍ばざるべからざるに至れり。僅かに之を以て第一期を無事に通過するを得たるも事後の困難や固より想像するに堪へたり。こゝに於て山縣は其到底内閣存続の不可能なるを知り、加ふるに閣僚間意見の不統一なるあり、青木外相の新に起草したる條約改正案亦其意に満たざる者あり、内外の事情交々山縣が勇退を促して遂に首相の印綬を解くに至れり。これ實に明治二十四年五月六日。こゝに知らざる可からざるは山縣が退き口の軍さ振り也。彼は恒に自ら不敗の位置を占むるを忘れず。其第一議會に豫算上の困難を生じ多少内閣に動搖因由の伏在するものありたりとはいへ、彼にして其善後策を講じ第二期議會に臨む決して至難事にはあらざりき。然るに其議會が終結を告ぐると共に斷然冠を掛け職を辭するものや、其不敗の位置を失はざらんとするが故也。一敗地に塗れて再び復た起つ能はざるに至つて止むは彼の執らざる所也。一勝功成り名遂ぐるに及んでなほ其の位置に繋戀するものは亦彼の爲さざる所也。彼は勝利を十の七八に收め、敗をまた十の七八に避く、老獪彼の如きはあらざる也。山縣の辭表捧呈と共に後任の選定は幾多の曲折を要し、伊藤起たす、黒田起たす、西郷亦起たす、大藏大臣松方正義は命を拜して之に代り且つ依然大藏大臣を兼ね

るに至れり。而かも松方の威望や尙ほ未だ軽く、井上馨、黒田清隆、山縣有朋、大山巖と共に裏面にありて援助を與ふるを約せり。所謂元老の黒幕政治こゝに始まる。

湖南の變と内閣の更迭 松方就任の後第五日一大災厄は先づ彼を見舞へり。當時我が國に來遊中なりし露國皇太子ニコラス此月十五日を以て近江大津に遊ぶ。時偶々護衛巡查津田三藏は突然劔を抜いて之を斬る。皇太子乗る所の人力車夫等三藏を撲ちて之を扞ぎ皇太子は傷つきて僅かに免るゝを得たり。變匆卒に起り或は不測の大事を生せんとす。天皇宸襟を惱せ給ひ、翌十二日直ちに京都に幸し皇太子の旅館に就いて切に慰問し給ふ。國民上下驚駭物を贈り委員を派して慰問これ力ひ。政府また責を引いて先づ滋賀縣知事沖守固を免じ、西郷内務、青木外相と併せ免するに至り、品川彌二郎は内務に榎本武揚は外務に入れり。武揚曾て全權公使として久しく露國に駐在せり。この因縁を以て急に馳せて京都に赴き慰問盡さざるはなかりき。されど皇太子はこれよりまた其東京來遊を止め、直ちに神戸より乗船して浦鹽斯德に去れり。當時津田三藏の暴舉を以て政府はこれを皇室に對する不敬罪として刑を求め、高等法院を大津に開きしが、大審院長兒島惟謙は之を裁決して謀殺未遂と爲し重懲役終身に處せり。これより先き黒幕元老等は内閣大臣の更迭を行はんとしたるも、偶々湖南の變に遭ひ異動を中止したるが、事略々定るに及び始めて松方内閣の組織完成を告ぐるを得たり。即ち左の如し

總理大臣兼大藏大臣

松方正義

文部大臣

大木喬任

外務大臣

榎本武揚

逓信大臣

後藤象二郎

海軍大臣

樺山資紀

農商務大臣

陸奥宗光

陸軍大臣

高島勲之助

司法大臣

田中不二麿

内務大臣

品川彌二郎

前内閣より新内閣に止りたるは松方の外後藤、樺山、陸奥の三人にして大木は樞密院議長より轉じて文部となり、其後任は伊藤博文の之を襲ふ所となれり。

松方内閣の官制改革及對議會 新内閣は第一議會に於て六百三十萬圓餘の歳出を減せられたる儘に繼承せられたり。爲めに多少官制を改革して政費節減の實を擧げざる可からず、况んや松方は嘗て大藏大臣として「議會閉會後官制を改正して經費の節約を圖るべし」と明言せるあり。旁々官制改革は松方内閣の議會に赴く第一の用意なりき。然るに當時の官制は明治十八年伊藤内閣創立の際に於て定められたるものなるが故に山縣内閣が第一議會に經常歳出を削減せられてより之れが改革に手を下さんとしてなほ且つ憚る所なりき。この時恰かも善し陸奥宗光あり

て伊藤に親し、乃ち滄浪閣に伊藤を見、對議會策の結果として民間の反抗を緩和するが爲めに官制改革の要を説く。伊藤諾す。この故に政費節減は容易に行はるべく松方の口を以て議會に盟はれたる也。當時藩閥元老間の錯節せる關係は以て推知すべきのみ。かくて七月官制改正を公布し局課を廢合し局長を廢し、試補を減じ各省判任官を淘汰し俸給額約六十萬圓を減せり。而かも民黨之を以て満足せざる也。民黨の形勢は更に層一層の暗色を帯び來れり。こゝに於て政府は閣中最も有力なる品川と並に權謀に富める陸奥を擧げて議會に對する準備を擔當せしめぬ。陸奥即ち建議して議會操縱の府たる政務部なるものを内閣中に設け、自ら部長となり、各省より練達せる政務委員を出さしめ以て或は政府黨の代議士を指揮し、或は機關新聞を監督する等一つに其任となさんとす。其の秘密閣外に漏れ攻撃四方より集りて品川内相亦陸奥一人の手中に政府を左右せしむるが如き觀あるを信ぜず、陸奥は言の行はれざるより去つて横濱に通れ、病と稱して出でざりき。翻つて民間政黨の動靜を見んか。

【民黨の聯合】 改進黨及び立憲自由黨は第一期議會に於ける態度を繼續して、依然政府反對黨たらんとするの氣勢を示し、殆んど同一方向に走れり。即ち兩黨の策士はこの間に周旋し自由黨の首領板垣は積年反目の舊怨を捨て、大隈を早稻田に訪ひ、一致運動の密約を結ぶに至れり。之を耳にせる政府は大隈が其身樞密顧問の職に在りながら政府反對黨の首領板垣退助と密議したるを責め其職を免すべしといふに決し、終に十一月三日を以て諭旨免官と爲れり。政府の處

置斯くの如く果斷なるや、民黨の氣焰亦之に對して熾んならざる可からず。朝野衝突の烽火ここに開けて自由改進黨及び楠本正隆の率ゐる獨立俱樂部と其他無所屬の一派も之に加はり其勢力更に強大を加へて遂に民黨大懇親會となり、第二期議會以前に於ける民黨の聯合は全く成れり。この他兩黨以外の團體に第一期議會閉會後新に起れる協同俱樂部なるものあり、末松謙澄、井上角五郎、大江卓等之が牛耳を執り純然たる政府黨たり。又略同時に豫算再調査の際自由黨中の土佐派及其同志二十九名が政府の黨與となり、袂を聯ねて自由黨を去り別に自由俱樂部なるものを組織せり。されど其後多少形勢を異にするありて純然たる政府黨たる能はざるに至れり。次に大成會の多數は亦固より政府黨たりしも第二期議會開會前四分五裂して收拾すべからず、一半は去つて自由改進黨兩黨に接近せり。各黨派の形勢を示せば左の如し。

- 自由黨……………八五
- 改進黨……………四二
- 大成會……………六〇
- 協同俱樂部……………三〇
- 自由俱樂部……………三三
- 無所屬……………五〇

【朝野反目の極頂】 第二期帝國議會は三十四年十一月二十日を以て東京に召集せられたり。衆議院は正副議長に異動なく貴族院のみ伊藤東久世の正副議長共に辭して侯爵蜂須賀茂韶は議長に細川潤次郎は副議長に任せらるゝの更迭を見たり。開會の劈頭松方總理は例によりて施政の方針を演舌せり。要は軍艦製造、鐵道國有、製鋼所設置、監獄費國庫支辨及び治水事業等當時の

重大問題を擧げて盡く議會の解決を求めんとしたるもの也。第一議會の形勢彼の如く不穩にして民黨の聯合彼の如く強硬なるの時、政府の態度はなほ且つ此の如く頗る強固なりき。朝野の衝突夫れ避くべからざる也。朝野の運命を決すべく第一豫算案あり第二軍艦製造費及製鋼所設立費あり、第三鐵道國有案あり、而して監獄費國庫支辨案並に事後承諾の件すら其致命の誘因たりき。二十五年年度の歳入は經常臨時を合して八千六百五十萬圓、歳出は八千三百五十萬圓にして差引歳入の歳出に超過すること三百萬圓也。此歳入剩餘に對しては府縣監獄費を國庫支辨とし那覇に地方裁判所を設置する等これらの財源に充つる計畫を立てたり。衆議院の豫算委員會は其開會の初めに於て査定の方針を定め第一官吏の俸給を減額すること、第二新事業は基礎極めて確實なるもの、外着手せざることを、第三繼續事業費は豫定の方針に従ひ年度繰上等は本年度に於て容易に爲さるること以下數箇條を開示したり。この方針に基き委員會査定の結果は歳入に於て總計五十萬圓を増加し歳出に於て總計七百九十四萬圓を節減したり。然るに松方總理は議場に臨み斷然政府不同意の旨を告げて寸歩も退く能はざるをいへり。形勢は全く暗愴の裡に彷徨せり。既にして議事は豫算の大體議に移り河野廣中の査定案賛成井上角五郎の反對等あり、討論數次の後一少部分に原案復活を行ひたる外十二月二十五日を以て悉く査定案を可決したり。これより先き豫算案歳出臨時部に於ける逐條審議に際して、樺山海相は衆議院に臨み原案維持の演舌を試むるに力めり。蓋し海軍擴張費として二十五年年度豫算に於ては合計二百四

十六萬圓の六ヶ年繼續費を要求し、同年度に於て二千四百噸の巡洋艦一隻、一千八百噸の報知艦一隻を建設するの計畫を立てたり。而して此費用は二十四萬二千九百四十圓にして即ち本年度支出に屬する者也。豫算委員會は全く之を削減して政府の要求に應せず、製鋼所設立費の如きも亦悉く之を削除したり。こゝに於て海軍大臣は劈頭先づ「之を削減する所以の理由は本大臣の殆ど了解する能はざる所なり」となし上奏案中にいへる削減の理由なるもの、無意義を罵倒し議場の忿興を買ひて叱聲笑聲の中に彼は平然其演舌を持続せり而かも彼の漸く激するや武斷的蠻勇に富める口吻は帝國の今日ある全く薩長の爲なりと絶叫し「現政府は斯くの如く内外國家の多難を切抜けて今日迄來た政府である。薩長政府とか何政府とかいつても、今日國家の安寧を保ち四千萬生靈の安全を保つたといふことは誰の功である」といふに至つて妄言と呼び無禮と呼び議場は鼎の沸くが如くに憤懣せり。中島議長乃ち演舌制止の命を傳へ、事僅に平々を得たるも、藩閥内閣は之を打破せざる可からずとの決心は民黨をして益々強からしむるに至れり。翌廿三日該案採決の結果は大多數を以て否決せられ、同日鐵道國有法案は委員會審査の結果を齎らして中野武營より議場に報告せられぬ。要に曰く「従前政府は私設鐵道保護獎勵の政策を採り、國會開設の前一年官有鐵道線路を民有に歸せんとするの議内閣に起り、現に北海道炭礦鐵道の如き不相當の低價を以て之を私設會社に拂下げたるの實跡あり。然るに今日忽ち其の主義を變じて巨額の公債を募り民有鐵道を買収して之を國有にせむとするは何ぞや、此の短

時日の間に於て斯くの如く速かに政策の一變すべき必要起りたりとは何人も認識する能はざれば委員會は之を否決したり」と。更に兩院衝突激昂の状を見るべきは國庫剩餘金の中より豫算外支出を決行したる件に付事後承諾を求むるの議案あり。これ實に二十四年十月二十八日、美濃尾張二國に起れる震災に於て、死者一萬餘人、家屋の崩潰、家畜の損害無數なるを出して岐阜愛知兩縣下の各市街は所々に火を發し全町すべて焦土となれる同胞が一大慘事に關し政府は緊急勅令を發して二百五十萬圓の臨時費を支出し其急を濟へる緊急事件なるも議院は政府の支出方法に就き疑ひを抱き綿密の調査を遂ぐるの要を感じ参考調査書の送付を政府に要求したるも、政府容易に之を提供することを爲さず、委員會は爲めに調査を進行すること能はずして空しく時日を経過しつゝある間に政府は此の遷延を以て一に衆議院の責に歸し解散理由の一に數へ、恰かも衆議院が豫算案を議了して將に政府に同意を求むるの手續に及ばんとする時、直に解散を奏請したり。時に陸奥は後藤と共に解散の不可を唱へ多數を制するの見込立たざるに議會を解散するの無法を詰れり。而かも品川等は極力解散を主張し閣議は遂に解散に決せり。ここに於て後藤は陸奥と計り岡崎邦輔織田純一郎を呼び新に資を投じて「寸鐵」と題する日刊新聞を發見し以て屢々松方内閣を苦悶せしむるに至れり。衆議院は實に十二月廿五日を以て解散せられ、貴族院また同時に停會を命せられたるが、眠れる如き貴族院の一異彩を放つて議員陸軍中將小澤武雄の免官あり、即ち谷提出の施政の方針に關する建議案賛成演說中、國防の不備軍

制の缺點を指摘して大に時の政府を攻撃したるが爲め頗る當局者の忌む所となり遂に依願免官となれり。第二議會は斯くの如く多少活躍の面目を見るべく波瀾多き政局なりき。

王辰選擧干渉

帝國議會は解散せられたり。次期の議會は必ず五ヶ月以内に召集せざる可らず。聖くれば明治二十五年一月、松方内閣は一たび解散を斷行せし勢に乗じ、次期の選擧は政府全力を擧げて所謂吏黨議員を出さざる可からずとなし、品川内務、樺山海軍、高島陸軍等松方と謀り秘かに選擧干渉の訓令を地方長官並に警部長に下さしめぬ。さなきだに民を蟲豸と選ばざる地方官憲等は白日公然劍を鳴して毎戸に説諭脅迫し單に暴力を以て其目的を遂げんとせり。其甚しきに至りては民黨は即ち前日の朝敵同様なれば場合によりては斬捨御免の特例を與へらるべしといふに至り、棍棒飛び、鐵拳舞ひ刀を揮ひ銃を放ち家を焼き人を殺し壯士の暴行運動者の狼藉到らざるなく、中にも熊本、佐賀、富山、石川、高知、鹿兒島の諸縣と東京大阪の二府最も激しく、其前一月三十日政府は豫戒令なる勅令を發布し遊手無賴の壯士を取締ると稱し實は民黨の壯士のみを拘束し、吏黨の壯士は自由に運動せしめられたれば、高知の如き民黨猖獗の地方にありては或は投票函を奪取せられたるが如き珍事あり。この一大紊亂の總選舉に於て全國を通じて死亡者二十五名、負傷者三百八十八名を出すに至れり。されど總選舉の結果は依然民間黨多數を占め自由黨九十四人、改進黨三十八人を有し吏黨は中立交渉會八十一人、近畿俱樂部十二を出し獨立俱樂部三十一人、無所屬四十四人の中立黨を出せり。この時に於ける民黨の形勢や最

も不穩なるものあり、第三議會は未だ雨至らざるに風鳴り雲動くの觀を呈せり。

内閣先づ動搖 政府の極端なる選舉干涉は固と品川等一派の策する所にして陸奥後藤等の與り知る所にあらざりき。こゝを以て陸奥等は暫く袖手傍觀の地に立ちたるも其結果の豫想外に激烈に憲法の神聖全く蹂躪せらるゝを見て陸奥先づ善後策に關する一篇の意見書を首相に呈せり。曰く内閣の鞏固を謀るべし、曰く政務官と事務官との區別を明にすべし、曰く選舉干涉に關する處分を下すべしと。要するに閣員を結合して聯帶責任となし、政府の意見を代表せしむべく政府黨を組織し内閣を其上に置き以て内閣の鞏固を計り、事務官は一切選舉運動等に關することなからしめ、今回の選舉に於ても干涉の證據あるものは之を檢舉して一々に處分し豫め第三期議會の紛擾激昂を防ぐの地を爲さしむべき也と。閣外にありても樞密院議長伊藤博文の如きは最も政府の處置に快らずして屢々各大臣に忠告したるも聽かれざりしを以て遂に其職を辭せんことを請へり。政府止むことを得ずして品川内相を辭せしめ、以て内外の反抗に責を負ふとなす。陸奥また善後策の閣中に行はれざるよりして其同志後藤を動かし二人共に野に勇退して民間に勢力を養ひ、以て藩閥政府を箝制すべしと約し、蹶然其職を辭せり。政府はこゝに於て對議會の主力を失ふに至り漸く孤城落日の感なき能はず、今は民黨の氣焰を宥むるの外亦策なきを見、樞密顧問官副島種臣を内務大臣に任じ、同河野敏鎌を農商務大臣となし、陸奥を野に逸して隱然一敵國を加ふるの不得策なるを思ひて強ひて樞密院に葬り去れり。由來副島は明治

七年征韓論の破裂に職を辭し河野は十四年開拓使官有物拂下の破裂に辭し何れも薩長政府と相容れずして久しく閣外に在りし者、此に至りて始めて内閣に席を占むるに至れる也。之と日を同うして嚮きに伊藤の樞府議長を辭せんことを奏請せるに對し陛下深く軫念あらせらるゝ所あり、爲めに徳大寺侍從長を差遣はされ優渥なる宸翰を賜るに及び伊藤は聖眷に感泣して辭表を撤回するに至りしが所謂超然主義は已に當時に於て其自ら實際に行ふ可からざるを覺れるなりき。廟堂の事容易に斷すべからざる也。政府は尙ほ國內朝野の衝突を避け人心を外に外はしめんと欲し板本、西郷、青木、後藤等を條約改正全權委員に任じ、内に向つては副島また民黨の首領板垣に會し、干涉知事は處分すべく政府また讓歩すべければ、民黨亦其歩を譲りて互に和衷協同の實を擧げんことを謀り、兩者の間密約成る。こゝに於て内務次官白根專一は前に品川大臣を助けて熱心に干涉を行ひたるもの、今副島の讓歩論を聞きて甚だ平なる能はず、殊に干涉に盡力したる府縣知事は新大臣が之を處分すべしとなせる説を耳にし忿怒止まず、中央政府の命令を遵奉したる爲めに處分を受くべしとせば、地方官の位置を夫れ如何にすべきやと論じ知事及警部長等續々東京に出で、白根次官を助け副島に反抗せしめぬ。樺山、高島等之を助け河野、後藤の二大臣は副島に黨し内閣はまた二派に分かたるゝに至れり。

政黨の形勢 翻つてまた政黨の形勢を見んか。自由改進黨兩黨は選舉の際相聯合して政府黨と戦ひたるが、選舉後に於ても亦其行動を一にせんことを期し所謂民黨の中堅となれり。然るに兩

黨以外に於て多く兩黨と其歩調を一つにしたるもの亦選舉後巴俱樂部なるものを組織し、民間黨の精銳を以て之に任せり。楠本正隆、鈴木重遠、中村彌吉、河島醇等即ち之が領袖たり。而して前年大成會に屬したるもの亦多く之に加入せり。民黨の形勢またこゝに至つて更に大を致せり、獨りかの吏權黨と稱せられたるものは、協同俱樂部を中心として民間黨と相對峙し孤壘を守つて吏黨の牙營たりしが、選舉の際政府の保護援助を受けたる者皆之に屬せり。これによりて民吏兩黨の形勢最も分明なるを得たり。

第三帝國議會

かゝる間に第三帝國議會は五月四日を以て開かるゝに至り星亨、曾禰荒助は正副議長に勅任せらるゝに至れり。時に政府は先づ衆議院に對し岐阜愛知兩縣震災費非常支出の事後承諾を求め、これによりて議會の不承諾を唱ふるあらば以て罹災民に對する不仁を鳴らさんとせり。然るに議會は政府が十一月の開會に切迫しながら故らに議會に謀らずして之を支出したるの不當を論じ處分を當局者に促すの建議を可決したり。かくて不穩の形勢は急轉暗澹の風雨を呼び先づ豫算案に着手する前、政府が選舉干渉の責を匡さんとし、五月十二日を以て選舉干渉問題は上奏案の形を以て現はれたり。自由改進の兩黨は此の案を以て直ちに内閣の死命を制せんと欲し、河野廣中、島田三郎等の口を極めて之を論じ、松方總理、後藤遞信等の反對演説あり、賛否の議論交々起りて當時議會の雄辯家を以て目せられたるもの概ね發言せざるなく大岡育造、高梨哲四郎等吏黨を以て巧みに之を辯護したり。議場の活氣この時より熾んなる

はなく論争の交換この時より旺んるはなかりき。而して其結局記名投票を以て表決したるに百四十六名に對する百四十三名の少數を以て上奏案は否決せられぬ。こゝに於てか中立議員中村彌六は越えて十四日選舉干渉の事實明確なるが故政府自ら反省して處決せんことを促すの決議案は提出せられぬ。蓋し上奏案の破れたるは要するに其方法に就いて異論を生じたるが爲にして多數が選舉干渉の事實を否定せざる限り到底其意志を發表せずして止む能はざる也。松方首相はこれに對して衆議院が假令如何なる決議を爲すとも、斯くの如き輕舉盲動の爲めに國務大臣は容易く進退を決すべきものに非ずと爲し、極力之に反對せしも、採決の結果は政府に利あらずして百十一名に對する百五十四名の多數を以て決議案は通過したり。乃ち政府は十六日を以て七日間の停會を命じ議院の反省を求むべき態度に出でたり。これと相前後して貴族院も亦選舉干渉に對して政府の非法を認め山川浩、二條基弘等の建議を以て「之を現在に處理して之を將來に遏止せんことを希望する」の旨を可決せり。停會中巷説紛々或は内閣の總辭職をいひ、或は地方官の交迭をいひ、議會の解散をいふ皆中らず、五月二十三日は來りて停會期はこゝに終れり。豫算案の討議は始めて開始せられ、製鋼所新設費、軍艦製造費、鐵道買収案、治水費監獄費國庫支辨等の政府案は悉く否決せらるゝに至りたるも、震災地非常支出に向つては之に承諾を與へ、また鐵道布設法を可決し九線の官設鐵道を全国各地に敷く爲め十二ヶ年の繼續事業として六千萬圓を支出するの案を通過したり。政府は議會停會中にありてもまた保安條例

を施行して百五十余名の壯士を東京市三里以外に放逐し、改進黨議員高田早苗は白晝壯士の爲めに斬られて重傷を負ひながらなほ加害者を見出す能はざるが如き亂暴なる政府黨の行動あり。大に人心を激動せしめて獨り朝野の反目のみに止らず、或は貴族院と衆議院との間に憲法上の疑義を生じ豫算案は暫く兩院の受領すべきものにあらずとし宙宇に迷ふに至り遂に宸斷を仰げるが如きあり。衆議院内に於て議長が議事日程の專斷變更を詰りこれを鳴すものあり爲めに尾崎行雄、田中正造、鈴木萬次郎の徒は退場を命せられ守衛によりて場外に追はるゝに至れり。其他軍艦製造費通過の運動として政府百方手段を運らし衆議院議員を買収したりとの風説ありて、議院は委員を舉げ之を審査せしめ、秘密會議に付するが如き紛擾を醸せしも結局證據不確實の故を以て要領を得ざるに終れる等第三議會は最も神經過敏なる二八日の開會日數を閱して六月十六日其閉會を告げたり。

松方内閣の瓦解 第三議會の獨り神經過敏なりしに止らず松方内閣は終始神經過敏なる内閣なりき。政府内部に於ける硬軟兩派の軋轢漸く甚しく前内務大臣品川彌二郎に代れる副島種臣は先づ官民の衝突を調和せんとし開會前民黨首領板垣と交渉しまた開會後政府案の頻りに否決せらるゝを見、事後承諾の案件のみも通過せしむるに力めんとし窃かに衆議院議長星亨及其他の重なる議員と交渉を開き共に相讓歩すべきを約せり。然るに吏黨のこの事を耳にするや、之を以て政府部内高島樺山等の硬派大臣に遊説し讓歩を妨ぐるに至り、副島は止むなくして直ちに

辭表を呈し六月八日即ち議會開會中に於て辭職聞き届けらるゝに至れり。副島の在職は實に百餘日、其後任を得るまで松方は内務を兼攝せり。閣員中既に内務大藏兩大臣の闕員あり、今また司法に其空位を作れるの事件を生ぜり。第三議會閉會後幾何ならずして司法大臣田中不二麿は其所管内大審院長兒島惟謙が同院檢事總長松岡康毅と軋轢し互に朋黨を樹て以て相争ふや松岡は兒島の黨與が酒樓に賭博したりと稱して之を告發し、當時所謂法官弄花事件として世人の注目を惹ける者これ也。而かも該事件は審理の結果證據不充分にて罪を成さざりしも、兩黨の憎惡は益々激しく終に大審院の事務を曠廢するに至りしが、田中は之を制する能はずして自ら職を辭するの不始末を生ぜり。民望之が爲めに失し、松方策盡きて當初の黒幕政治家たる伊藤博文、山縣有朋、黒田清隆、井上馨、大山巖の五人を自邸に招き善後の策を講せんとす、時に七月十日。黒幕謀主は告ぐるに第一流の元勳内閣を組織せんことを以てす。松方用ひず。乃ち皆黒幕たることを辭し去つて傍觀の地に就けり。こゝに於て松方は同月十四日樞密顧問官佐野常民を農商務大臣と爲し、農商務大臣河野敏謙を内務大臣に轉じ兼ねて司法大臣たらしむ。蓋し後藤遞相松方の帷幄にありて之が謀主たり。後藤曾て陸奥と約す所あり閣を下りて野に雄飛せんとせしも首相松方の信任する所となり、松方の其意見を用うるに及んで、改進黨臭味ある河野を内務に引き、元老の掣肘を去つて一時に官民の軋轢を解かんとしたるなりき。河野乃ち内務に入るや翌日直ちに次官白根專一を免じ、次いで選舉干渉を以て天下の怨府となれる二三

府縣知事警部長を罷免せり。是に於て各府縣知事は白根專一等と共に激しく河野排斥に力め、高島、樺山、大木等の各大臣は之に應援し松方に迫り河野を罷めざれば職を辭せんと脅嚇し七月廿七日の論争の如き激越今に至りて其狀を説くもの口角自ら怒る。河野亦敢て一步を退かず、之れと對峙し、閣僚の爲に推され、至尊の御親任を以て大任を拜したる者、故なくして職を辭する能はずと稱し、後藤、佐野、榎本盡く之を援く、松方窘蹙首相を辭して官邸を退去し、樺山、高島亦辭表を呈す。こゝに於て河野、後藤、佐野、榎本の四大臣は相携へて參内上奏する所あり。留任の命は松方に下りて將に辭職の決心を翻さんとしたるに、海陸の軍人は激昂揚言して曰く若し松方にして土佐人に黨し高島樺山等薩藩の代表者に反せんか、誓つて海陸軍の大臣を得せしめざるべしと。首相遂に辭し大木喬任また屏居して出です。内閣河野等四人を止めて瓦解に歸したるは此年七月三十日となす。

元勳内閣成る 松方内閣の瓦解するや陛下は長くも内勅を下し伊藤、井上、山縣、黒田等を召しこゝに元老會議は開かるゝに至れり。陳套の議は陳套の結果を生みて八月八日第二次伊藤内閣は成立するを得たり。

内閣總理大臣
司法大臣
逓信大臣

伊藤 博文
山縣 有朋
黒田 清隆

内務大臣
陸軍大臣
農商務大臣
外務大臣
文部大臣
海軍大臣
大藏大臣

井上 馨
大 山 巖
後藤象二郎
陸 奥 宗 光
河野 敏 謙
仁 禮 景 範
渡 邊 國 武

仁禮渡邊の二人は始めて内閣に入りたるも、他は皆な曾て大臣たりし者のみ。實に薩長の元老を以て成る。この他山田顯義は病を以て辭し松方正義は大藏大臣を以て擬せられたるも、次官渡邊を薦め、西郷、品川等は民間に下りて政黨の首領たらんとし、前内閣員は去つて樞密顧問官となれり。曾て明治二十年薩の爲めに奪はれたる位置は今や長によりて恢復し終りぬ。

新内閣の施政 新内閣は其成立を告ぐると共に佐賀、福島、富山等の知事警部長等を非免し選舉干涉の責を明かにして其超然主義を示し九月各府縣知事を召集し伊藤總理等施政の方針を訓示せり。曰く「上命は下僚固より奉行すべし、然れども、苟も一廉の責任を官守に負ふの官僚即ち地方官の如きに至りては單に命令と服従とを以て職務上の責任を盡したりと爲すべからず、故に上官の命令たりとも、能く其合法と不合法とを考へ、不合法の命令に對しては斷然奉行を拒みて

命を待つべし、唯だ上官に盲従するのみを以て地方官の職任と心得るは誤れり」と、實に一新訓令なりき。これと共に世人の目を惹きしは山縣を以て司法大臣となせし奇異の現象にして當初多少の批評を加ふるものありしも、其就任後忽ち司法部内に蟠れる朋黨の軋轢を解き大審院長兒島惟謙同檢事總長松岡康毅法制局長官尾崎三良、司法次官三好退藏等の職を免じて其局を結びたるは以て元勳の技倆なりとし之に服する者多かりき。然るに新内閣の成るに先ちて鐵道布設法の出づるありて、各地方に鐵道線路の競争激甚を來し十月一日遂に新政府は鐵道會議を設けて其議員を各省高等官及兩院議員中より任命し次いで同月法典施行取調委員及開港場港則取調委員等を各省高等官中より任命す。故に世人は政府が自ら直接に責任を負ふことを避け、成るべく委員に責を歸せんとするよとて、之を超然内閣の委員政略と嘲けるもありき。

新黨派の出現と各派の形勢 之と相對して第三回議會後に於ける黨派の形勢を察せざる可からず。蓋し民間黨の一大聯合は常に内閣の施政をして手を下すの餘地なからしめんとし、藩閥政府に向つて生きながら死刑の宣告を與へんとする也。然るに藩閥の中にありても、なほ現存第一流の元老にありては一面に宮中の御信任を有し、他面に多少の威重を繋ぐべしと雖も、二流以下にありては即ち僅かに名を元老の中に止むるもののみ。この故に不平は先づこの種の元老によつて唱へられんとする也。高島然り、樺山然り、品川然り、西郷然り。樺山の議會に咆吼するもの高島の民黨を賊子視するもの、亦寔に其意なるのみ。今また品川西郷の二人盟主として國

民協會なるものを作り其賊敵たる民黨に當らんとす。即ち前内閣の庇護によりて當選したる議員を網羅し名は社交俱樂部といふとも其實は純然たる一個の政黨をなせり。綱領に云ふ。曰く國權の伸長曰く軍備の擴張と、其主義とする所は即ち國家主義也。組織當時の品川首領が演説は所謂生首演舌として一時の視聽を聳かしめたるもの、政府甚だ之を喜ばず、元老相議して政黨無關係の超然主義たるを明かにせんが爲め西郷品川を招き政府と協會と何等の關係なきことを明かならしむるの必要を勸告せり。然るに協會は努めて政府に接近するの態度を執り世間を迷ふ所多かりき。これに反して改進黨の兩黨は其方針積消兩極に走りて相容れざるものありしも民黨として聯合運動を繼續し第四議會に臨むの策縦横に成れり。この兩黨と特立し政府反對の態度を執り來れる議員は別に同盟俱樂部なるものを組織し少數の議員を以てなほ其城壘を堅守し主張最も剛也。其他大井憲太郎の組織せる東洋自由黨なるもの起りたるも、黨員少くして重きを政界に有せず、要するに第四議會前の民間に於ける對政府態度は政府が如何に其感情融和に力めんとするもなほ結んで解けざらんとするの觀を呈せし也。試に黨派別を示して其勢力消長の狀を表計せんか。

自由黨……………	八九	改進黨……………	三八
同盟俱樂部……………	一八	國民協會……………	六六
實業派……………	四八	無所屬……………	一五

中立派……………二六

第四議會の局面一變 第四議會はまた暗憺たる天候の中に二十五年十一月二十五日を以て東京に召集せられぬ。後二日、伊藤總理は誤ちて車より墮ち負傷して暫く政務を視る能はず。乃ち井上内務は臨時代理の命を拜し總理を假攝することゝなれり。越えて十二月一日井上假攝總理は衆議院に臨み、施政の方針を演舌し海軍擴張、地價修正、條約改正等に關し豫め議會の慎重なる考慮を求めり。然るに三日に至り河野廣中は民黨を代表し一個の動議を提出して曰く「政府が施政の方針を議會に示すは豫め双方の扞格を防ぎ議事の圓滑を謀らんとするの目的に外ならず、故に議院亦意見を政府に示し注意を促すの要あり、依て議會は國務大臣の出院を要求せむとす」と、議は直ちに決し議長は之を政府に通達したるに政府は之に覆牒して「國務大臣は何時にも各議院に出席し得るの權を有す、其出席の爲め特に貴院の請求を要せず」と、而してこの覆牒を發したるの日各國務大臣は聯袂衆議院に出席したり。こゝに於て河野廣中は日程變更の動議を提出して施政方針に關する意見を述べんとし更に政府の同意を求めたるに政府は之を拒みて國務大臣亦悉く退場せり。乃ち議會はこの政府の行動を以て政府は政府と議會との意志疏通を妨げんとするものなりとなし此趣旨を以て院議を明かならしむるの動議を起し議院は之を可決せり。朝野暗憺たる天候は既に黒風を起して山川草木悲鳴するの觀あり。况んや政府が地價修正案を提出せるは其意既に地方によりて其利害を異にするが故に先づ之を以て民黨中

に分裂を生せしめんと欲したるの策なるのみ。政策にこの陋劣の策あり、假令當時の自由黨は航路擴張、海軍改革、條約改正等を決行せんとするの積極主義を執り改進黨は政府を信せざるが故に何事をも爲させまじとするの消極主義を執り兩者相反するが如き主義を抱けりとはいへ、相反せんか、有力なる藩閥政黨のあるあり、こゝを以て集會條例、政社法、出版條例、新聞條例等を改正し民權を擴張するの法案は兩黨一致を以て可決し更らに豫算に對しても廿六年度總歲出に於て八百八十四萬六千五百餘圓を削減せり。蓋し政府財政の計畫は第一、國防軍備を擴張せんが爲め新に總額千六百八十萬餘圓を以て七箇年を期し甲鐵艦二隻、巡洋艦報知艦各一隻を新造し、第二國民經濟の發達を圖らんが爲め全國治水の事業に一步を進め既定年割額の外百萬圓を増加し一方地價修正によりて地租三百七十五萬圓を軽減すべく、第三以上に要する費用の填補として政府は酒、煙草、所得の三税に向ひ、其税率を増加せんことを求めたるもの也。この故に二十六年度歲出は八千三百七十六萬圓を計上し、歲入は經常臨時を合して八千五百八十三萬圓を算せり。斯くの如き豫算に向つて委員は實に九百萬圓に近き節約を行はんとす、而して委員會の報告する所によれば「軍艦製造費全部を削除したる如きは其費用の必要を認めざるに非ず、唯海軍部内の弊竇累積して國防方針一定せざるが故に之を托するの不安なるに因る」と、以て其情勢や知るべきのみ。政界の低氣壓は既に雨となれり。雨風を負うて屋樹皆鳴る。翌廿六年一月井上代理首相は内閣各大臣を隨へ衆議院に臨み告ぐるに削減に同意し難き旨を以て

し議員尾崎行雄の毫も削減する能はざるかと詰るに對し、渡邊藏相は一錢一厘も削減する能はずと答ふるあり、政府と議院との衝突は此の日を以て殆ど其絶頂に達せり。議院は乃ち翌日を以て更に政府の再考を求めたるも内閣は斷乎として不同意の覆牒を送れり。こゝに於て民黨は再び政府の處置を俟たんとし、一月十七日より二十三日に至る五日間の休會を行ふべき動議を呈出し多數を以て可決せり。蓋し其要請する所は總辭職か、解散か、査定案同意か三者其一を擇ばしめんとしたる者のみ。而かも政府の態度は依然として強硬を示せり。衆議院は乃ち休會満期の日を以て最後の手段とし、百四十六名の連署を以て上奏案を提出し當日開議の劈頭に方りて之れを議題とし其決議を経んとするの利那政府は停會を奏請し同廿三日より二月六日迄十五日間の議會停會を命ぜられたり。議院の憤懣は激更に一層の激を加へ、二月七日停會期終りて議事を開かんとするや伊藤博文の傷痕漸く癒え當日を以て井上假攝總理の任を解き伊藤其總理に復し始めて議會に臨めり。時に河野廣中登壇し上奏案提出の理由を述べて政府攻撃の矢を放つ連り也。伊藤次いで立ち、一面に上奏案の理由を駁し、他面に之を可決せんか即ち議會解散の外止む能はざるの意を漏せり。然るに議會は之に屈するなく上奏案採決の結果は百三名に對する百八十一名の多數を以て之れを可決せり。乃ち二月八日議長星亨は參内して之を闕下に捧呈したるに天皇は之を受納あらせられ、「熟覽し置く」との勅語を給はれぬ。之と同時に伊藤首相は參内して解散を奏請したるも御裁可あらせられず、直ちに樞密院に御諮詢の末畏くも優渥

なる詔勅を下し和衷協同を望ませ給ふ。而して内帑より年々三十萬圓の下賜あり、且つ文武官僚の俸給は向後六年間一割を減じ、之を軍艦製造費に供することゝなれり。こゝに於て局面は頗る一變して即夜議會と内閣は協議會を門き左の約をなせり。

一、政府に於ては詔勅煥發の爲め局面を一變せざる可からず、故に從來の牒覆を固執せず、憲法第六十七條の款項中緩急を圖り、削減に同意すべきものは同意すべし。

二、政府は第五議會開會迄には行政各部の整理を爲し政費節減の實を擧ぐるに努むべし。

三、特に海軍の如きは大に改革し且つ其着手も最も急にすべし。當時伊藤陸奥等が畫策せし所固より秘密に屬し知る能はず且つ傳ふる所憚りあるを以て、こゝに其局面一變の真相を叙する能はざるを憾みとなす。かくて議會は一旦削減したる軍艦製造費を復活し議會の開期三日を延長して豫算案を通過せしめ歳入出の上に六百九十七萬餘圓の剩餘金を生せしむるを得たり。これ他日清國と干戈を交ふるに方りて咄嗟軍費に窮することなく其籌畫を遂行し得せしめたる因地となす。されどこれよりして民黨聯合軍の氣勢頗る挫くに至れり。唯其議會閉會當日を以て選舉干渉に關する上奏案の提出あり僅かに議決を見るに至りたるもの夫れ掉尾の一閃光か。

行政整理の準備 行政整理は政府が第四議會に於ける公約也。故に政府は議會閉會後直ちに之

に着手し三月七日先 文部大臣河野敏謙を樞府に轉じ、伊藤が股肱なる井上毅を以て其後を襲

はしめぬ。次いで山縣司法の樞密院議長に轉ずるありて芳川顯正は之に代り、仁禮海軍の樞府に遁れて國民協會の首領西郷從道の之に代るあり、其外同時に文部次官久保田以下の更迭あり、大審院長の其人を缺きたるは前司法次官三好退藏の任せらるゝあり、かくて三月に至り各省の次官及局長を選抜し、行政整理取調委員なるものを任命し、海軍整理取調委員局を宮中に置かれ、山縣樞府議長、西郷海軍、井上内務、渡邊大藏、井上文部、仁禮中將、伊藤海軍次官等其取調委員となれり。尋いで四月、法典調査會を設け、伊藤首相總裁に任じ、西園寺公望之が副となり、主査委員及査定委員は内閣司法省貴衆兩院の法學者を以てせり。六月土木會を設け委員長に子爵曾我祐準を挙げ内務、農商務、鐵道廳、工科大学等の工學専門家及貴衆兩院より委員を任命し、次に八月臨時製鐵事業調査委員を設け、陸軍少將牧野毅の外専門技師及び貴衆兩院議員を選任し、農商務次官齋藤修一郎を其委員長となせり。十月貨幣制度調査會を設け、子爵谷干城を調査會長とし銀行其他の經濟家を以て組織せり。これ實に伊藤が圓滿に八方美人主義を以て議會を籠蓋せんとするの一策なりしのみ。事固より短時日を以て行はるべくもならず、即ち第五議會開會の期に迫りて未だ行政整理の上に成績の見るべきなきも言を調査中に藉るの便あり、老獺學ぶべからざる也。

政黨の動靜 政府は巧なる藉口政策を弄し漸く第五議會を迎へんとするに方り民間黨の動靜は最も注目に値すべきものあり、而して第四議會閉會以來最も注意を惹きたるは國民同盟會が一

變して公然伊藤内閣に反對の態度に出でたる事にして第五議會に於ける反對黨中最も意氣の揚れるものなりき。自由黨は領袖星亨の大阪株式取引所の顧問と爲り、數々商人と待合に密會して大いに衆議院の體面を汚すものありとなし内外の攻撃に遭ひて星派と非星派とに分裂し、互に相軋し、全く其統一を缺けり。而して前議會に同一歩調を執りたる自由、改進、同盟俱樂部の内、自由黨は諸種の事情により、改進黨と同行するを悦ばざるの意を表したりと雖も未だ兩者とも政府に接近したりといふにあらず。唯この間に於て伊板提携の豫備ともいふべく、陸奥後藤等の計畫する所に出で、伊藤板垣の二人は互に相往來するに至り、なほ一個の政友たりしとはいへ、遂に路傍の人にあらざりき。當時また別に大日本協會と稱する一團體の新に起れるあり、雜居尙早論者の團體にして最も強硬なる外交意見を統一せるものなりき。改進黨、同盟俱樂部、國民協會等殆んど全く之れと意見を同うし其歩調を一にせり。然るにこの新團體は第五議會開會前より解散後に跨り政府の最も恐るゝ所となり終に之に向つて解黨を命じたるの珍事を生めり。黨派の形勢左の如し。

- 自由黨……………九十八
- 國民協會……………七十
- 改進黨……………四十三
- 同盟俱樂部……………二十五
- 無所屬民黨に近きもの……………二十
- 政府に近きもの……………五十

附記す、大日本協會が解散に至るまでの徑路は暫く之を外交問題と相關聯して語るの得策なる

を思ふが故にこゝに之を省畧せんか。

第五議會の大波瀾 二十六年十一月二十五日第五議會は東京に召集せられぬ。開會の劈頭議長星亨の除名問題に逢著し先づ一大驚濤を揚ぐるに至れり。非自由派の議員等は星が取引所問題に關聯する悖德事件を以て衆議院の清廓を保つ所以にあらざると爲し、彼を逐はざれば止まざる可しと主張したり。こゝに於て開會第一日未だ全院委員長及常任委員等の選任を爲すに及ばずして安部井盤根は緊急動議を提出し衆議院は星を以て議長となすを欲せざるが故に星自ら處決せむことを促し多數を以て可決したり、然るに傲岸なる星は平然之に答へて曰く星亨は假令如何なる決議を受くるも衷心疚しき所なきが故に之に従ふ能はずと。議場忽ち沸然として動議は再び提出せられ、彼に熟考の時間を與ふるが爲め當日の議事を中止したり。翌日星復た來りて依然議長の席に着けり。緊急動議は復た起りて星にして自裁せざれば本院之れに處するの道を講せざる可からずとなし直ちに議は臨時休會に決せり。十二月一日星の出席依然たり。非星派は議長星亨の不信任を決議したる旨及之を奏薦したるの不明を謝する旨の上奏案を提出し遂に多數を以て之を通過したり。こゝに至りて星は宸襟を惱まし奉るの恐懼を思ひ數日間席を副議長に譲りて謹慎を表せり。翌二日楠本副議長參内して上奏表を捧呈したるに宮内大臣は口達を以て上奏の趣旨は朕に議長を更任せよと請願するに在るか、將た議院自ら其不明を謝せんとするに或るか更に院議を盡せと、議院は更に之に奉答して不明の過失を謝するに在るの旨を奏せり。該

奉答文を上りたるの後議院は星亨を以て議院の體面を汚す所行なりとなし懲罰委員に附し一週間の出席を停止せり。期滿つるに及んで星亦洒然出で、議長席に就く、議院は再び之を以て懲罰事犯なりとなし委員に附して審査せしめんとす。星議長是に於てか議長の出席が果して懲罰事犯なるや否やを先決問題となすべしとなし、先づ其可否を議場に問へり。議場一人の可を唱ふるなし、星止むを得ずして議場を去り、衆議院は遂に彼を除名院外に逐へり。星議長除名問題と相前後して同じく取引所問題に關聯し後藤農商務大臣、齋藤同次官等の收賄事件を發き官紀振肅の上奏案を呈出したり。政府は百方之が通過を防遏するに力めたるも、大勢壓すべからずして議院は大多數を以て之を通過したり。伊藤總理乃ち上奏し責を引きて宸斷を待てり。後藤農商務大臣亦併せて陳奏する所ありたり。上奏提出後衆議院は再び當局大臣に向ひ處決を促がす決議をなし伊藤登院して上奏陳奏する所ありたる旨を發表し政府は天皇陛下の政府なるが故に其進退一つに宸斷を待つの外なき旨を敷衍したり、然るに衆議院は未だ此の問題の結着を見るに遑わらずして更に政府に肉薄すべき一大問題を掲げ來りぬ。一は軍艦千島の訴訟事件にして他は現行條約履行の建議案也。實に第五議會が其理由を公示せずして解散を見るに至りたるもこの三大問題に繋る。

議會解散の三大問題 曾て我國より佛國に注文したる軍艦千島號が佛國より回航して始めて日本に到着し中國内海に入り、二十五年十月三十日の夜伊豫長濱沖に來りし時偶々英國彼阿會社の

飛脚船ラプエナの爲めに衝突破壊せられ、船員と併せて沈没したるの事實あり。こゝに於て日本政府は天皇の御名を以て之を横濱領事裁判廷に出訴したり。議員鳩山和夫は政府が神聖にして侵すべからざる天皇の御名を以て訴訟を爲したる手續及理由並に横濱領事裁判に對し彼阿會社が清國上海英國上等裁判所へ上訴したる場合に於て日本政府が之に應じ出廷答辯を爲し條約に規定せざる外國裁判管轄に服従したる理由を以て政府に答辯を求め政府の答辯最も曖昧なるに及んで議院遂に最後の手段を取るに決し上奏案を提出するに至れり。時恰かも十二月十九日安部井盤根が現行條約勵行の建議案を呈出せるの時なりき。由來陸奥の外交政策は伊藤井上と共に急進的歐化主義たると同時に其目的を達するの手段としては殆ど何物をも犠牲にするを辭せず、殊に在留外人の歡必を失はんことを杞憂するの迹は掩ふべからざるものあり。かの千島艦沈没事件の如き實に其極端なるもの、一なり。更に他の一例を挙げんか、一外客の其婦を伴ひて汽車中に在りしに偶々大井憲太郎之と同乗し喫煙少しも止めず、婦之に困みて起つて窓を排す大井寒を叫び壯士をして之を鎖さしむ。外客大に怒り壯士の脅迫に遭ひたりとなして之を領事に訴ふ。外務省は爲めに之を鐵道規則に處せんとするに至り僅かに横濱檢事長某の忠告により中止するを得たりしが如き事例あり、輿論の反動は猛然として起りかの大日本協會の如きは改進黨國民協會等と其歩調を一致し、愛宕館上に會盟血を啜りて以て事を共にせんとするに至れり。斯くの如きの勢を以て「衆議院は政府が現行條約の實施上我帝國の權利を汚損する所ありと認

む故に政府は條約の權義を明にし、以て之を勵行せむことを望む」となし理由又極めて詳細に互れり。提出者の説明を議院に始むる、漸く五分時にして議會は忽ち十日間の停會を命せられたりこゝに於て政府攻撃の三大問題は皆其議事を中止せられたるも停會中を以て官紀振肅問題は其一段落を告ぐるに至れり。即ち天皇の之を以て樞密院に諮詢せらるゝや、樞府は之に奉答し「臣等が別に稔聞する所に徴するに農商務省の吏僚中、其行爲往々疑似の迹に涉るを免れずと認むるもの誠に之なきにあらず、東京地方裁判所公判廷の證言斑々之を示すものあり」と而かも陛下在廷の臣僚に信任し陛下の事を終始せしめらるゝに於て一瑣事の爲めに廊廟の柱礎を搖撼するは宜しく避くべき事たるを信ずといへり。天皇即ち勅を下し國務大臣の進退に至ては一に朕が心衷に存す、素より外間の容喙を許さず、唯農商務省に對しては其主務大臣が特に僚屬の飭勵に努力せんことを欲すと宣はせられぬ。こゝに於て後藤農相は勅を奉じ一篇の訓令を發して下僚を戒め齋藤次官、若宮商工局長等皆免せらるゝに至れり。既にして停會の期滿ち十二月二十九日再び議會を開くに及び問題は條約勵行に立ち戻れり。此日陸奥外相は出院して一場の演舌をなす。前提を維新五個條の御誓文に援き先づ所謂開國主義を標榜し來り條約勵行案到底維新以來の國是に反し政府はこの國是を阻格するものに對して之を排斥するの責任あるが故に、斯くの如き議案の議場に提出せらるるに當ては之を論駁するに毫も假借せざるべしと爲す。提出者は激昂して之を反駁せんとすれば遽然外相は閤を排して去り、停會の命は再び下り遂に

停會滿期の日を待たず十二月三十日を以て突然解散せらるゝに至れり。而かも政府は解散の理由を公示せざるを以て先づ貴族院の反感を動かし、二條近衛等長文の彈劾的忠告書を内閣に送り内閣之に答ふるに上奏の特權を濫用し、常任委員の選舉を忽かせにして黨争に熱中し、官紀振肅に關して上奏したる上、更に決議して宸裁を煩す等數個條を擧げたり。然るに貴族院有志はこの復牒に服せず理由を具して政府を詰れるも政府は之に答ふる所あらざりき。而かも其實際は條約改正談判の進行を妨害するの虞ありといへる外交上の關係に出でたるは争ふべからざるの事實となす。

【解散議會の内外】 第五議會の解散せらるゝや直ちに臨時選舉執行の公布あり。期日は二十七年三月一日と定めらる。然るに第五議會に於ける條約勵行案は改進黨、國民協會、同志俱樂部、同盟俱樂部、政務調査會及大日本協會の六派合同して之を主張し獨り自由黨のみ之れに反對したり。實に自由黨員星亨の各派によりて除名可決せらるゝの運命に接してより政府は全く自由黨と提携するに至れりと傳ふ。而も伊板の提携は既に已にこの以前に成立すべく近き來れるなりき。この故に政府は自由黨議員を以て自家の味方たらしむるの豫算胸中に成れるより、伊藤總理は各地方官を召集して選舉取締に關し干涉偏頗なからしむべきの訓諭をなせり。而かも競争は甚だ激甚を極め國民は政治熱の爲さながら狂せるが如くなりき。而して全國中最も激烈を極めたる競争は曩に除名せられたる星亨の選舉區にして反對派との角逐は頗る世人の視聽を

驚かせるものあり。兩派の壯士負傷せるもの百十七人に及べりといふ。選舉の結果新議員の所屬別を示せば左の如し。

- 自由黨……………一二〇
- 改進黨……………六〇
- 國民派……………三五
- 同志派……………二四
- 同盟派……………一八

政府はこれを以て第六議會に於ても勝算なきにあらざるを信じ、専ら對議會策に餘念なく殊に陸奥外相は自由黨の交渉を擔當して略々其功を奏し、自ら議會操縦の衝に當れり。獨り井上内務は政黨の後援を假るを嫌ひ、病と稱して職を見ず、芳川司法は兼ねてその臨時代理を命ぜられぬ。これより先き後藤は麿香間祇候仰付けられ、板本武揚入つて農相となり、内閣多少の更迭あり。既にして議會は五月十二日を以て召集せらる。召集前政府は先づ大日本協會に治安妨害の理由を以て解散を命じ、尋いで他の政治團體に向ひ政社と非政社との區別を明白にすることを命ぜり。こゝに於て國民協會は國民政社と改め、同志俱樂部同盟俱樂部は何れも同志政社、同盟政社と改稱せり。後ち同志同盟の兩社は合併して立憲革新黨を組織し五月三日、主義綱領を發表せり。乃ち自由進歩の主義を執り、立憲的革新をなさんとするにあり。楠本正隆、鈴木重遠、河島醇等有力議員多く之に屬し政府反對黨中改進黨に次ぐの大團體を爲せり。かくて改進黨、國民、革新の三派は強硬的對外政策並に責任内閣の完成を以て大綱とし、以て第六

議會に歩調を一にせむことを約せり。自由黨は之に抗して條約勵行に反對するの決議をなし全然政府黨たるが如き觀を呈せり。而かも風雨未だ知るべからざる也。五月十五日第六議會は解散せられんが爲めに開會せらるゝを見たり。議長に楠本正隆任じ副議長に片岡健吉任ず、開院式舉行の翌日伊藤總理登院して前期議會の解散理由を述ぶるや自由黨員河野廣中は第五議會に伴へる政府の行爲を以て非立憲動作なりとなすの決議案を提出せり。蓋し世間は當時自由黨を目前に政府黨を以てしたるもの、今この提案を自由黨よりするものや他なし、機先を制して人心を繋がんとするにあるのみ。民黨はこれを以て満足せず、現内閣の行爲を不當とするの決議をなさんとす、兩黨論戰交々起り採結の末遂に兩議案を否決するに至り、別に決議案起草委員を擧げ、第五期議會解散に伴へる政府の行爲を信任せざる決議をなせり。民黨の議員等は到底之を以て克く満足する能はざる也。乃ち第二の彈劾は上奏案として提出せられぬ。案は千島艦事件の如き天威を汚辱し國權を毀損するものは我國未曾有の事件なりといひ、伊藤總理が貴族院有志に答ふるの文書は擅恣無法帝國議會を視て單に閣臣の諮詢府と爲すが如き非立憲の甚しきものなりとなし、若し今にして其責を正さずんば民心内に乖離し、國威外に失墜し延いて以て大憲の廢滅皇運の壞頽を致さんことを憂ひ伏して聖鑑を仰ぐといふにあり。語々悲愴慷慨民黨當年の主張を披瀝して餘蘊なきものなりき。されど該上奏案の議事に上るや議論沸騰遂に五名の差を以て否決せらるゝ、却つて自由黨の提出にかゝる第四議會に於ける行政整理費

節減の公約未だ履行せられざるを責むるの上奏案は可決せられぬ。而かもこれ遂に自由黨が世間に對する一片の義理のみ。この他或は井上馨、山縣有朋、島尾小彌太等に對する秘密收賄の攻撃等皆部分に於ける一時の人氣買ひに力めたるもの、み。然るに衆議院の上奏が闕下に達するや、議長楠本正隆は宮内省に召され宮内大臣より口頭を以て聖旨を傳達せられぬ。曰く衆議院の上奏は御採納あらせられず、上奏に對しては別段宸翰を以て勅答あらせられずと。議長の恐懼して退くや衆議院解散の命は下れり。實に第六議會は解散せられんが爲めに召集せられたるが如くなりき、此の如く議會開設以來會を重ねること六回にして三たび解散せられ官民の軋轢益々激しくして將來の事また知る可からざるものあり、時偶々朝鮮に東學黨の内亂あり。清國機に乗じて其獨立を害せんとするに至り、日本亦議會解散の奏請と同時に朝鮮派兵の事を上奏し直ちに裁可を得て出兵發動するの機運をなせり。即ち四十年史はここに振古未曾有の戰役に向つて筆を着けんとするに進めり。この間を以て少しく條約改正問題の結末を告ぐべきか。

對等條約の締結 寺島宗則より青木周藏に至る各外務大臣は或は現行條約の勵行手段により或は外人の歡心を買ふの手段により或は歐化主義の實行手段により、只管條約改正に向つて其力を注げり。而かも彼等が條約改正の歴史はすべて殆んど失敗の歴史に終りたりき。然るに世運の進歩と國力の發達とは到底舊條約の存續を許さず、漸く陸奥外務大臣に至るに及びこゝに始めて朝野の宿望にかゝる對等條約の締結を見るに至れり。こゝに少しく遡りて條約改正の歴史

を繕かざる可からず。大隈重信の曾て外務に大臣たるや、外國法官の任用を以て僅かに條約の改正を遂げんとし、天下の非難する所となりて其隻脚を失ひ、外務次官青木周藏は之に代りて其善後策を講ずべき位置に就けり。こゝに於て青木は當時既に調印を了りたる米、獨、露の改正條約は之が實施延期を申込み、遂に我が要求を承諾したり。乃ち新に條約改正に着手すべく閣議は左の如き改正の大體方針を定めり。

一、外國の法官を帝國裁判所に任用せざる事

一、法典の編纂發布を約束せざる事

一、不動産の所有權は領事裁判權を撤去せざる間は之を外國人に許與せざる事

一、外國人の取扱に關し經濟上又は法律上ある場合に於て特權の制限を設くる事

要するに内地開放に就ては外人の權利を限り、領事裁判權は無條件を以て之を撤去せしめむとするにあり。之に對し英國は二十三年七月を以て條約草案を我に送付したりしが略々我が要求に聞きて唯領事裁判の撤去は之を五年の後に延期し其滿一年以前に於て新法典を實行すべしとの條件を加へたり。後九月時の山縣内閣は青木外務大臣の外、西郷内相後藤遞相二人を條約改正全權委員に任じ、英國の提案に修正を加へて新なる條約案を作り、之を英國公使に交付したり。案は對等條約の實質を具備し漸く朝野の望を滿すべきに達せしもの也。時に二十四年三月。適々不幸にして湖南の一大事變あり、青木外相は西郷内相と共に責を負うて職を辭し條約改正の談

判は亦た爲めに中止せらるゝに至れり。次いで二十五年四月政府は榎本外相を中心として西郷青木、後藤、三人を以て條約改正調査委員に勅選し長くも天皇は該委員に對し「朕即位以來内治百般の事粗々緒に就くも外政未だ擧らざるものあり、惟ふに條約改正は中興の業に隨伴し國權の大本に關繫す、朕は臣民と俱に條約改正の成局を望むや切也」と詔宣し給へり。然るに該調査委員會は僅かに一回を開きたるのみにて未だ何等の結局を見ざるに松方内閣は瓦解して第二次伊藤内閣は成り委員會また止んで陸奥外務大臣は専ら之に任ずるに至れり。陸奥は青木が遺せる改正案を基礎として新に通商航海條約案を作成し之を英國に提出せんとし、當時獨逸駐劄全權公使たりし青木周藏を英國に轉せしめ、倫敦に赴きて談判の衝に當らしめぬ。時に二十六年七月。然るに當時保守思想に富める一派は對外硬の旗幟を翻し、或は非内地雜居といひ條約勵行といひ、悉く青木が倫敦に於ける條約改正を破壊せしめんとするの原由ならざるはなかりき即ち政府は之が爲めに議會を解散し政社を禁歇し新聞を停止し以て輿論の攻撃を辭せず、勉めて列國政府の誤解を避くる手段を執りたり。然るに或は二十六年末英國宣教師の暴漢に窘迫せらるゝあり、或は伊藤總理の第五議會に於て「政府は永久に現條約に服從して我國家の權利を犠牲にすることを甘んずるの義務を負はず」と言明したるものを以て英國代理公使は暗に列國を脅嚇するの言なりとなし之れを本國に報告したるあり。或は駐韓大島公使の朝鮮政府海軍願尙たる一英人を解雇せんとしたるの風説ある等多少條約改正の談判を阻害するの事例なきにし

もあらざりしが、英國政府は我が誠實なる辯解に満足して終に二十七年七月十六日、在倫敦の青木公使は新條約調印濟の確電を送り來れり。こゝに於て陸奧外相は齋戒沐浴して參内し、謹んで其旨を伏奏せり。龍顏爲めに麗しく日英條約の發表と共に陸奧青木は共に勳功により特に子爵を授け華族に列せらるべきの恩命に接せり。これよりして日本帝國は始めて公正の主義を把持し相互的對等條約の上に立つを得たり。同年十一月久しく我國に好意を表せし米國は改正條約に調印し爾後列國との改正談判は着々其功を収め三十年十二月澳洪國との改正條約締結により全く其局を告ぐるを得たり。實にこれ日清戰爭によりて外に國光を宣揚すると共に全く第二の維新に入れり。

第五章 日清戰爭

防毅事件並に金玉均横死

第一次伊藤内閣の對外屈從政策は遂に天津條約となりて日本の勢力は半島より引退すると同時に清國の勢力は全半島に瀾漫したり。京城駐在の俊才に袁世凱あり。李鴻章が密旨を受け朝鮮の内政を左右するに餘りある也。明治二十年朝鮮政府は締盟列國に向つて使節を派遣するの議を決し朴定陽は米國駐劄全權公使に任命せられぬ。袁世凱は之を以て朝鮮政府が清國を無視したる獨斷僭越の處置なりとなし、怒りを粧うて其國旗を卷き將に京城を去るの意を示せり。韓廷驚駭終に狀を具して清國政府の裁可を經、僅かに朴定陽を米國に差

遣するを得たり。定陽の任地に着くやまた駐米清國公使を訪問せざりしといふの理由を以て清國政府の叱責を受け韓廷之れが答辯に窮して定陽を罷免し僅かに清國政府の意を解くを得たるが如き實に袁世凱が高壓手段の一例也。韓廷に於ける清國の勢力夫れ斯くの如し。袁世凱は時漸く熟せるを見遂に王位廢立の陰謀を企つるに至れり。彼が李鴻章に致せし書中にいふ「王妃及び其徒を憤る大院君の徒を教唆して暴舉を起さしめ、暴徒が宮闕を犯すに際して袁世凱は私かに之を指揮し國王を捕へて宮門外に拉し去り王兄の子李竣容を世子として民人の世子に歸する迄大院君を攝政すべし」と、陰謀は閔泳翊の離反に由て破れたるも彼が韓廷に於ける權勢はなほ未だ衰へざる也。彼はこの權力の増大するに乗じて更に日本の勢力を根本的に韓半島より去らしめんとしたり。防毅令事件の如き實に其一釣を投じて魚の鈎に上るを試みたる者のみ。明治廿二年九月咸鏡道監司趙秉式は該道の凶歉を名として防毅令なる布告を發し穀物の輸出運搬を禁ず。由來咸鏡道中元山地方は米穀の産地にして元山開港後我商民の移住する者多く隨て年々之に業を營むもの少からざりき。然るに曾て締結せられたる日韓貿易規則の條款は朝鮮國に於て水旱若くば事變等を生じ爲めに食糧缺乏の虞ある時に限り一ヶ月以前に朝鮮地方官より日本領事館に其旨を通知し特に穀物の輸出を禁ずるを得べしとなせり。朝鮮政府即ち袁世凱の教唆に依りこの條文に準據し咸鏡道監司をして突然防毅令を發布せしめぬ。時偶々朝鮮國は三十年來稀有の豊作なりしを以て該條文は之を適用すべきにあらずとなし、駐韓公使近藤真鋤は韓

廷に談判し僅かに翌年四月に至り防毅令を解かしめたるも我が損害要償十四萬餘圓に對しては韓廷言を左右に托して應ぜず。既にして近藤公使罷め梶山鼎助公使と爲りしも談判年を越えて決せず、二十五年の秋に至り更に梶山公使を罷めて大石正己を民間より拔擢し朝鮮公使と爲す。廿六年一月大石公使の赴任するや、また賠償談判を開始したるも到底韓廷官憲等の穩和の手段によりて決すべからざるを見、延いて五月我陸軍中將川上操六の朝鮮に遊び大石公使と共に王宮に至り謁見するに際し公使懐にせる所の防毅令事件始末書を出して國王に呈す。韓廷の百官皆色を變じ、其無禮を咎むるも、公使之に屈せず、其後更に日を期し決答を促がし期に至りて答へざるに及び終に公使館の國旗を撤し、行李を整へて將に仁川に下らむとするに至り、朝鮮政府大に狼狽し急に委員を遣して大石公使と會見せしめ、我が要求額の五萬圓を減じて漸く其局を結べり。交渉前後四年。此間袁世凱の陰に陽に韓廷を使喚するもの少からざりしといふ。是より先き十七年甲申の内亂に志を得ず相率ゐて國を通れたる韓國獨立黨の領袖金玉均、朴泳孝、徐光範、徐載弼等の中、二徐は米國に走り、金朴は日本に留りて各政府の庇護を受けたり。朝鮮政府は金、朴等の日本に在るを悦ばず十八年三月モルンドルフ及び徐相兩等を派遣して亡命客の引渡を日本政府に要求せり。蓋し彼等亡命の客は落魄不遇の間に在りてなほ故國の衰運を慨き暗涙袂を濕しつ、朝鮮をして清國の羈絆を脱せしめむとするに其思を碎ける也。保守黨政府は彼等の存在を許して豈に一日を偷安することを得んや。即ち獨立黨を殲滅するは韓國

政府が爲すべき第一の務めなりき。然れども日韓兩國間に犯罪人交換條約なく、且つ公法上國事犯罪人を引渡すの例なきを以て日本政府は斷然其の要求を峻拒したり。朝鮮政府乃ち翌十九年を以て池運永を遣はし竊かに金玉均等を暗殺せしめむと企てたり。金等之を探知し日本政府に哀訴し其保護を請へり。日本政府は駐韓高平代理公使に電訓し内地の安寧及日韓の交誼を保たんが爲め、日本は金玉均の退去を命ずべきに依り朝鮮政府亦池運永を召還すべきことを請求せり。時偶々小林棟維大井憲太郎等の朝鮮政府顛覆の事露はれ、事件の金等と繋かる所あるを以て朝鮮政府の惡感を惹き日本は交誼の阻礙を恐れて金玉均を小笠原島に放置したり。同時に池運永は朝鮮政府の召喚する所となれり。既にして廿一年金玉均は小笠原島より北海道に移され翌年東京に歸るを許されたり。當時朴泳孝は親隣義塾を興し朝鮮子弟の教育に勉め、常に金等と計畫する所あり、朝鮮政府復た安んぜずして李逸植に密旨を授け再び亡命客の暗殺を企つるに至れり。偶々韓人洪鐘宇なるもの佛國の歸途を以て日本を過ぎり李と會す。李説くに密旨を以てし洪を傾けて同志と爲し、金玉均を欺きて上海に誘はしめ、李は日本に在りて朴泳孝を覗ひ、洪は上海に金を殺すの策を講せり。かくて東西時を同うして事を果さんとす。二十七年一月金玉均の洪鐘宇と共に上海に着するや東和洋行に投宿し、深夜洪は隙を窺ひ短銃を以て金を斃す。洪は翌日直に縛に就きしが清國總理衙門は金玉均の死屍及び洪鐘宇を軍艦威靖號に搭載して之を朝鮮に送れり。之と時を同うして李逸植は權東壽權在壽及び金泰源等と謀り朴泳孝を

刺殺せんとす。謀漏れて李逸植等は謀殺未遂罪として日本政府の手に捕へらるゝ所となれり。後ち刺客等は證據不十分を以て罪科を免れたるも、其東京地方裁判所に於ける審問の結果は代理公使俞箕煥の本件に同意し玉璽を銜したる國王の勅書發見せらるゝに及び國論爲めに囂々たりき。况んや朝鮮政府の刺客洪鐘宇を重職に任用し、金の死屍は手足肢體を寸斷し頭と胴とは揚華津の頭に梟し傍に傍して大惡無道金玉均之屍と書し、他の四肢は全國各道に棄てて狗豚の喰ふに任せたるが如き野蠻殘忍の處置あるをや。日本の諸新聞は朝鮮政府の暴虐を鳴らし駐韓日本公使が斯くの如き蠻行を傍觀するの非倫を咎めり。日本人の清國に對する敵愾心は烈火の如くに勃發したるも我政府はなほ事端を醸さざらんことを之れ力め隱忍未だ發せざりき。されど廿七八年の戰役の風雲は早くこの時に於て去來する者ありき。

東學黨の亂 二十七年五月金玉均慘刑事件と時を同うして朝鮮全羅道古阜縣に東學黨の蜂起あり、政府の虐政に困み閔族の專横に憤慨し兵力を以て政府を顛覆せんと企てたるものなりき。官衙を毀ち、倉廩を發き、米穀を奪ひて之を人民に惠與し、眼中また政府なき也。こゝに於て按察使の東學黨員を捕へ之を殺戮するや、其の黨魁更らに一大徒黨を嘯集し先づ四事の宣言を發す、言に云へるあり、曰く夷倭を逐滅して聖道を澄清す。曰く兵を驅り京に入り、盡く權貴を滅して大に綱紀を振ひ、名分を立定して以て聖訓に従ふべし。我が維新當時の仆幕攘夷の類也。東學黨の一たび檄を四方に散するや、忽ち全羅道の全地方は靡然として之に應じ終に北方

忠清道に蔓延し公州に進めり。韓廷色を失ひ五月招討使洪啓薫をして壯營の兵八百を率ひ赴き討たしむ。東學黨は進退出沒巧みに官兵との交戦を避け、之を危地に陥れて大に之を破り官兵の援軍續いて至る毎に之を逆撃して全羅道の首府遂に東學黨の占領する所となれり。朝鮮政府爲めに大に賊徒の勢焰を畏れ終に六月公文を以て援兵を清國に求めたり。

混成旅團渡韓の決議 當時東學黨の警電は日夜我政府に達したりしが、遂に全羅道の首府を陥るゝに及び我が在野政黨中には寧ろ東學黨に助力して彼の閔族政府に革命をなさしむべしと説くもの少からざりき。時に大鳥公使は賜暇歸朝中にありしを以て代理公使杉村の報告により政府の一部には出兵を議するものなきにあらざりしも陸奥外務大臣はなほ之を以て早計なりとなし清國公使袁世凱の舉動に向ひ深く注目すべきを内訓せり。かくて此年六月一日第六議會は上奏案可決の結果として再解散を請ふに決せし時、杉村代理公使は朝鮮政府が袁世凱の勸告によりて援兵を清國に乞ふの秘密を報じ來りぬ。是に於て陸奥は閣議に其の意見を提出し若し清國にして何等の名義を以てするも朝鮮に出兵するの事實あらんか、我亦其均勢上同じく出兵せざる可からずと、伊藤首相以下盡く之に同意し遂に混成旅團渡韓の非常準備を爲すに至れり。即ち我が參謀本部は第五師團長に内訓し若干の軍隊を朝鮮に派遣する爲め其準備を爲すべきを命じ又密かに郵船會社等に運輸及軍需の徵發を内命したる等戰備既に成れりしと雖も、我各黨派新聞等未だ容易に之を探知する能はず、頻りに政府の怠慢を責め機を逸するを詰るもの少からざ

りき。日清兩國の必ずや一度干戈を交へずんば東亞の解決は之を見る事の難き世界の認知する所なりしとはいへ、未だ其戦端の斯くの如く容易に開くるに至るべしとは誰人も想像し能はざる所なりき。事のこゝに至る日清外交上の局面を知らざる可からず。

日清兩國の出兵知照

我の出兵準備を整ふると同時に最も注意を怠らざりしは日清兩國が天津條約に於て規定したる、朝鮮事變に際して出兵を必要とする場合互に行文知照すべきの一條目にあり。張目久しからずして廿七年六月七日在東京清國公使汪鳳藻は本國政府の訓令なりとし、出兵を知照し來れり。文中「我朝保護屬邦舊例」の文字あり、これ實に清國政府が慣用の文字なるのみ。政府は直ちに之に答へ即夜在北京臨時代理公使小村壽太郎をして日本出兵の知照を清國政府に致さしめ「保護屬邦」の語ある帝國政府は未だ曾て之を認めずと附言したり。當時已に臨時非常處分の内訓を帯びたる大島公使は八重山艦に駕して仁川に赴くの海上に在り、咄知照は一片の形式のみ、「保護屬邦」の語を詰責するが如き亦これ一兒戲のみ。然るに清國政府は同九日、小村臨時代理公使を経て再び朝鮮屬邦論を主張し我は之に答へて濟物浦條約により日本は日本の権利を行ふべきを主張したり。かくの如くして外交の知照は終り直ちに劍に依つて事を決すべきの時は至りぬ。清國は實に意外の感をなさざるを得ざりき。元來天津條約に際して伊藤が彼に讓る所ありし以來彼は之を以て日本に全く最後の決心なきものと臆断したり、この故に袁世凱等が傲慢不遜の舉動は眼中殆んど日本なきが如く韓國また漸く驕れり。この時

に方りて駐日清國公使汪鳳藻は日本を以て現に議會と政府との衝突あるが故に内顧の憂大に到底自ら進んで兵を海外に出すが如きは不可能の事となし袁世凱は一方東學黨の亂を機會として朝鮮を援け之を以て清國が朝鮮に對する宗屬關係を明かならしむべしとなし李鴻章の如き老獪の政治家をしてなほ且つこゝに至らしむるに及びしのみ。

共同委員の提案

かくて兩國出兵の結果は到底衝突なくして止むべからざるの勢は成れり。清國の先頭軍隊は六月八日牙山海口に到着し軍艦平遠之れを護衛して翌九日兵員の上陸を了れり。日本政府亦其先頭部隊をして清國先頭隊上陸當日を以て仁川に上陸せしめ少からず韓國政府をして驚かしめたり。かくの如くにして日本軍人無慮七千餘人の京城仁川間に徘徊せるあり牙山の清兵の如きは寥々曉天の星の如し。こゝを以て京城駐在列國外交官は日本に朝鮮侵略の野心ありとなし、日本に向つて多大の疑惑を抱けり。而して一方に東學黨は其戈を收め清兵は牙山に屯營して何れの地にも動かざる也。朝鮮は豫想外に平穩にして我が混成旅團は平地に波瀾を起さんが爲めに出兵せられたるかの觀を呈せり。これ實に清國をして其意外に驚かしめたる所にして、我が内地人をして溜飲三斗を下さしめ、京城變亂以來清韓兩國が日本に對する侮辱に酬ひんとするの敵愾心を勃發せしめたるものなりき。而して我が外交當局者にありては騎虎の勢既に成り、之れを制するも亦如何ともする能はざるの位地に立ちて強硬なる外交政策は第三國の干渉を危みつゝも遂に之をして今や挽回すべからざるの場合に至らしめたるのみ。か

くて日清兩國の兵は京城牙山の間に相對峙して未だ其衝突を見ざるも風雲漸く暗愴、大鳥公使の我政府に向つて慎重の態度に出でんことを勸告するあり、列強公使亦往々にして干涉の傾向を談鋒の間に漏すあり、我國力未だ幾何も伸張せざるの時に方りて外交の局に在るもの亦豈に危惧なからずして止むを得んや、即ち外交上の手段は今や其争局を轉換すべく切實に要求せらるゝの時なりき。陸奥外相は即ち一案を閣議に提出せり曰く

一、朝鮮の内亂は日清兩國の軍隊共同戮力して速に之を鎮壓する事

一、亂民平定の上は同國の内政を改革するが爲め日清兩國より常設委員若干名を朝鮮に派遣し大略同國の財政を調査し中央政府及地方官吏を淘汰し必要なる警備兵を設置して國內の安寧を保持せしむること

一、同國の財政を整理し、出來得るだけの公債を募集し國家の公益を起すべき目的に使用せしむべきこと

一、以上の事項を政府の提案として清國政府に商議すること

と、閣僚亦一人異議するものあるなし。是に於て陸奥は一步を進め清國政府が之に向つて同意せざる時に際して則ち所謂最後の決心を豫定すべく更らに左の兩項を附加せり。

一、清國政府との商議の成否に拘はらず、其結果如何を見る迄は目下朝鮮に派遣しある我軍隊は決して撤回すべからず

一、又若し清國政府に於て我提案に賛同せざる時は帝國政府は獨力を以て朝鮮政府をして前述の改革を爲さしむるの任に當るべし

附加項目亦閣議の同意する所となれり、即ち伊藤總理は之を上奏して裁可を得たり。こゝに於て當局始めて其最後の決心を得たりといふべく陸奥が外交はこれより後ち破竹の勢を以て進めり、かくて六月十六日東京駐劄清國公使汪鳳藻を招き附加項目を除くの外總て之を口述し之を本國政府に致さんことを請求し汪の難する色あるを見て更に翌十七日陸奥は一個の公文を裁し之を汪に交付すると同時に在北京臨時代理公使小村壽太郎に電訓して、總理衙門に之が回答を求めしめぬ。越えて廿一日汪公使は總理衙門の訓令により李鴻章の意見に基きたる三條の理由を具し以て我提案拒絶の回答を外務省に致せり。李の電訓に曰く「頃者倭領事は陸奥の電報大略三條を轉述せり元電と略同じ韓賊已に平定せり我軍必ずしも進剿せず倭軍は更に會剿するの理なし、乙酉の歲伊藤が我と約を訂す、事定れば撤回せんと又倭韓條約は韓の自主を認むるのみ尤も内政に干預するの權なし均しく約外に於て別に韓廷と商議し難し、請ふ直截に回覆せよ」と、果して彼は我が提議に反對し來れり。陸奥は飽くまで日本政府の決心を遂行すべきを覆牒し其最後に云へり。「本大臣が斯くの如き胸襟を披き誠意を吐くに及び、たとひ貴國政府の所見に違ふことあるも帝國政府は斷じて現在の朝鮮に駐在する軍隊の撤去を命令することを得ず」と之れ實に清國に對せる第一次の絶交書なりき。

日清國交の斷絶 清國政府は六月二十二日を以て日本政府が最後の決心を示せる公文に接受するや、其態度の意外に強硬なるに驚き或は東京在留露國公使ヒトログオーを以て或は清國駐劄英國公使オコンナルを以て交々日清兩國軍隊を同時に朝鮮より撤去すべき事を勸告せしめ、露國公使の如きは「若し日本政府が清國政府と同時に其軍隊を撤去するを拒まるゝに於ては日本政府は自ら重大なる責に任せらるべきを忠告す」といふに至れり。然るに我が當局者は第三國との干渉をして複雑ならしむるを欲せずと雖も大勢は今や無意義に撤兵するを許さず、即ち婉曲なる辭令を以てして巧みに各國を操縦しつゝ一面また大鳥公使をして朝鮮政府と其談判の歩武を進ましめぬ。蓋し朝鮮に於ける事大主義は殆んど抜くべからざる歴史的遺傳ともいふべく、我は幸にして清國政府が道理ある日本の提案に協同するを拒みたりとの曲名を彼に蒙らしめ、且つ止むを得ず獨力朝鮮の改革を爲さざる可からずといふの好辭柄を把握し得たりとはいへ、其改革の業の如きは實に當時に於ける一大至難事なりき。大鳥公使は先づ清韓の宗屬關係を明かならしめ、汪公使の公文中「保護屬邦」の文字あるを指摘し之を以て清國は朝鮮の獨立を侵害し併せて日韓條約の明文を蹂躪するものとなし、清兵をして國外に退去せしむべきの強請を爲すと同時に積年稅政の改革を斷行せんことを迫れり。朝鮮政府は大鳥公使の背後に要する兵力に恐怖し一時の遁辭となさんが爲に國王は己を罪するの詔を下し、兵制、幣政、會計、裁判等百般の施設に對して新に改革委員を選定し大鳥公使に協議せしむの約をなせり、されどこれ實

に日本が真正の所要にもあらざれば朝鮮が眞に望む所にもあらざる也。時偶々清國に於て我が小村代理公使とオコンナル英公使との間に交渉せられたる日清兩國の平和調停談は總理衙門大臣の「清國政府は日本が其軍隊を韓國より撤去するの後に非ざれば何等の提議を爲す能はず」といふの拒絶に會ひ要領を得るに至らずして一旦中止の姿となるを機會とし陸奧外務大臣は七月十二日大鳥公使に向ひ、最終的手段を執るべきの電訓を與へ「英國の仲裁は既に失敗したり。唯斷然の處置に出づべし。苟くも外間の非難を蒙らざる限りは何等の口實を以てするも速やかに實際の運動に着手すべし」と、大鳥公使はこの訓令に接すると同時に疾雷耳を掩ふに及ばざるの辣手を用ひ、朝鮮政府に向つて最後の要求をなせり。曰く

- 一、京釜間に軍用電信を架設することを日本政府に於て自ら着手すべし
 - 一、朝鮮政府は濟物浦條約に遵由し、速に日本軍隊の爲めに相當の兵營を建築すべし
 - 一、在牙山の清兵は元と不正の名義を以て派出したるものなれば速かに之を撤退せしむべし
 - 一、清韓水陸貿易章程等其他朝鮮の獨立に牴觸する清韓間諸條約は一切廢棄すべし
- と、而して之が回答を二十二日に限れり。之より先き清國公使袁世凱は遠からずして清の大兵入韓すべしと威嚇し日本の改革を拒ましめたり。朝鮮政府は即ち轍鮒の水を得たるが如くにして局面を一變し來り、日本の要求を拒絶し且つ日本軍隊の撤回を求め、朝鮮政府は其後に於て任意改革を決行すべしと通知し來れるなり。韓廷に於ける日清兩國の勢力は直に相平均せるの

時袁世凱は日本最後の通牒に接して既に韓事の爲すべからざるを見、突然夜に乗じて微服仁川に下り天津に向つて歸航し去んぬ。こゝに於て清國の勢力は俄然京城より一掃せられ、二十三日の期限は來れり。朝鮮政府は狼狽爲す所を知らざるが如くにして回答亦要領を得ず。時に朝鮮には開化黨又日本黨と稱する金嘉鎮安駒壽の輩ありて大鳥公使と消息を通せるあり、大鳥公使は別に大島旅團長と協議し龍山に營在する若干の兵員を急に入京せしめ以て變に備へ彼の非職軍人岡本柳之助は京城に來りて大院君に説く所ありたり。かくて翌廿三日拂曉に至り京城に變あり。路傍傳ふる所を以てすれば王宮附近に於て突然韓兵より發砲したるを以て我軍は之を擊退し城門を開て闕内に入れるなりと。乃ち大院君は王勅を奉じて入闕し朝鮮政府は忽ち開化黨の手に落ち公然清韓條約を廢棄するの旨を宣言し、内政改革の事は必ず大鳥公使と協議すべきを約せり。次いで同政府は日本に依頼して在牙山の清兵を驅逐する爲めに日本軍の援助を與へんことを以てしたり。我高手的外交は斯くの如くにして終結し日清の國交はこゝに斷絶するに至れり。

日清開戦と日韓同盟

これより先き袁世凱の國旗を卷きて歸國するや、清國亦遂に戰の避くべからざるを見、俄かに兵を發して一方には牙山に送り他方には義州に派し漸次平壤より南方に進めて京城の我兵を夾撃せんとするの策を定めぬ。我亦之に應せざる可からず、乃ち新海軍々令部長海軍中將樺山資紀は自ら急に佐世保に赴き命令を授け吉野、浪速、秋津洲の三艦は海軍少將

坪井航三之を率ひ廿三日佐世保を發し、廿五日曉明朝鮮豊島沖に達せり。偶々清國軍艦濟遠及廣乙の二隻は恰かも牙山増遣兵の運送船を迎ふるが爲め南湯灣を發して西に進み來れるに會へり。兩者の近接は遂に砲火を交ふるに至りて砲戰約一時二十分許、敵艦濟遠は西の方清國直隸灣に通れ、廣乙は東方朝鮮海岸に走り終に淺所に座するに至れり。時また清國砲艦操江號の進みて我に近けるあり、我が秋津洲は追つて之を降さしめ、又清國政府の雇用せる英國汽船高陸號が千五百の清兵を載せて之を牙山に送遣するに會ひ、我の停船を命ずるを拒むに及んで、砲聲一發遂に之れを撃沈し了んぬ。これ實に日清兩國開戦の端也。之と略々時を同うして陸に兩軍の干戈は交へらるゝに至りぬ。即ち朝鮮政府の依頼を受け陸軍少將大島義昌は混成旅團に長として其兵の一部を京城に留め七月二十五日自ら龍山の旅團本部を進發し二十八日進みて素沙驛に到れば敵は近く成漱驛に在り、總督葉子超副總督聶士成等壘を高くし川を隔て、嚴に我を待てり。我軍夜襲の策を設け廿八日半夜陣地を發し闇黒を縫うて安城渡に抵るやこゝに敵の前哨と衝突して激戰數時全く敵を走らす。敵終に牙山を守らすして散亂し海陸兩つながら第一戰の捷報を齎らせり。これ實にかの八月一日を以て煥發せられたる宣戰大詔の近因となす。而かも日清交戦の所因は詔勅の明示し給ふが如く實に朝鮮の獨立と其内政の改革とに存するが故に我が政府は交戦後第一着の事業として中外に尙ひ朝鮮國をして獨立國たるの實を表せしめざる可からずとなし、大鳥公使は數次に韓廷と交渉を開き遂に明治二十七年八月廿日を以て暫定條約を

締結せり。要に曰く「將來朝鮮國の自由獨立を鞏固にし、且彼我の貿易を獎勵し以て益々兩國の親密を圖らむが爲め茲に合同條款を暫定す」と、而かも韓廷中にありては其多くが清國を信頼し終局の勝敗を疑ふの狀なりしを以て大鳥公使は韓國の歸嚮する所を明かならしめんが爲め更に同月廿六日日韓兩國の攻守同盟を締結せり。要は「日本國が清國に對し攻守の戰爭に任ずる間朝鮮國は日兵の進退及び其糧食準備の爲め及ぶ丈け便宜を與ふべし」といふにあり。されど斯くの如きは僅に表面上日本が中外に對する一遍の義理を表明したるに過ぎずして、大院君の如きは偶々内政改革の名に依つて其閔族に對する宿怨を報ひ閔泳駿以下の諸閔を除きて温和黨なる金宏集魚允中等を擧げ、權勢を自家に集中して其實大院君專政の内閣を組織したるもの、み。金嘉鎮、朴泳孝等一派の親日派は大鳥公使の意見によりて軍國機務所に入るを得たるも、其意見固より大院君等と合はず、金魚内閣亦大院君の威に恐れ、日本の兵力に逡巡して徒らに手を拱し員に備はるのみ。而して大院君の事大的感情は到底日本を頼む能はず、窈かに腹心の士を平壤に派して欸を清將に通ずるが如き醜狀を呈せり。朝鮮政府の内情斯くの如く、我輿論は内政改革の實擧らずとして之を攻撃し、大鳥公使は之を處置する手段に窮せんとせり。こゝに於て陸奧外相は先づ今日に於て將來朝鮮を如何にすべきかの終局問題を廟決すべき必要を感じ、對韓四策を閣議に呈せり、要に曰く

第一、今後日清交戰終局に至り勝利の我に歸したる後と雖も既に宣言したる朝鮮獨立の旨義

に依り一切該國の自主に放任し將來其運命を彼が自力に一任すべきか

第二、將來日本政府は直接間接に若くは永久に其の獨立を扶植するの方針を執るべきか

第三、將來朝鮮の領土は日清兩國にて之を保全するの責任を分擔すべきか

第四、或は將來朝鮮國を以て白耳義瑞西の如く各強國擔保の中立國となすべきか

と、蓋し第一策に依らんか朝鮮の如き自立の志尙に乏しき國民をして自家自ら其獨立を保たしめんとせば、結果は再び日清兩國が朝鮮に關する戰爭を再演せざる可からざるの憂あり、さればとて第二策を採らんか、帝國が中外に宣言したる朝鮮獨立の名實を沒了するの恐あり。第三策に至りては日清兩國が意見の衝突權勢の爭奪により結局第一策に於けるが如き結果を生せん、第四策は俗に所謂犬骨折て鷹の餌食といふべく日清兩國が戰爭の結果より生ずる名譽と利益とを歐洲各國に分授するの愚に了らんとす、こゝに於て閣議は未だ戰爭勝敗の決知るべからざるの今日第二策によるの外なきを見、他日臨機應變の處置を取るものとして假りに之に決せり。かくて我が對韓政策は最も曖昧なる半熟のものとなり了んぬ。

高麗襲撃事件

當時我政府に於て對韓政策の確立せざる誠に優柔不斷の措處なるが如きも當時日清兩國の葛藤は我が小島國に取りて最も重大なる問題として一意この解決に向つて朝野が熱中せるの間、また第三者を顧眄すべき違わらざる也。况んや第三國たる歐米列強には領事裁判管轄權の存在するあり、一旦これらの諸國と事を醸せば其結果や恐るべきものなしとせざる

也。陸奥外相大息していへり。日清交戦中にありて是等の中立諸國と何等の葛藤を生ぜざるを望むは猶ほ怪石危礁の亂立散在する急湍中に擢を使うて舟を行るが如しと。我の朝鮮に於て野心を藏するが如き觀をなさしむるは列強猜忌の因由にして最も取らざる所也。さなきだに或は京城列國代表者等は仁川港を局外中立地と爲すべしと提議し或は我が陸軍が京城仁川間に軍用電線を架設し其線路が列國居留地を貫通したりとして之れが撤去を請求し又或は在京城英國總領事が其婦を携へて郊外に遊ぶの時自ら我が兵營の哨兵線内に闖入しながら却つて我が哨兵が彼に無禮を加へたりとして爭議を生じたるが如き幾多の猜忌的局外の惡感情は我が帝國の上に示されたるものあるをや。當時に於ける對韓政策の不確定は事情なほ大に恕すべき也。既に英露兩國が日清交渉中にありて親清的行動に出で、我が帝國の運動を妨害せんとしたるの事實に徴するも一朝當局者の措置宜しきを得ざらんか、變は即ち意外の邊に生ぜしや未だ直ちに知る可からざりし也。先づ開戦の劈頭に於て英國汽船高陸號擊沈事件は生ぜり。七月二十五日日清海戦の第一日に於て我軍艦浪速は敵艦を追撃するの途上シヨバイアル島の附近に清國軍隊を搭載し英國旗章を掲揚せる運送船に遭ひ、之に向つて最初停船を命せしに、船長は直ちに之に應じたるも乗組の清國士官は怒つて之を抑制したり。浪速は兩回まで其短艇を發し其船長を懇諭したるも其目的を達し得ず遂に最後の信號を掲げて船内の歐人に活路を得せしめたる後に之を撃破したり。これ公法上交戦者の権利を行はんが爲めに高陸號を捜査せんとしたるものにして

其處置に於て何等間然する所あらざる也。然るに同月卅一日當時倫敦駐劄中の青木公使は取り敢ず英國人の生命財産の損害に對し日本政府其責に任せんことの申込をなさんことを請へり。之と相前後して英國外務大臣も亦日本政府の責任を問ひ來りぬ。陸奥外相は乃ち直ちに之に答へて若し不幸にして帝國軍艦の所爲其當を失したることを發見せば帝國政府は相當の補償を爲すを怠らざるべき旨を述べたり。かくて一方に末松法制局長官を佐世保鎮守府に派遣し之が調査を爲さしめ、其結果帝國軍艦浪速の措置注意周到なるを見るに及び、之を以て英國政府に辯解し幸に帝國政府の體面を保ちて無事に其局を結ぶを得たり。而かも當時英國の輿論は非常に激昂し同國公法學者ホルランド、ウエストレーキ等の浪速艦の行爲を以て至當と論ずるや議論は兩博士を嘲罵し傷くるに至れりといふ、以て英國の我に對する感情を知るべき也。

平壤及黃海の役 内外の關係斯くの如く紛糾せる間にありて戦は着々と其歩を進めぬ。敵は大兵を朝鮮の北方に出して平壤を根據となせり。我は之に向つて中將野津道貫を當らしめ、其所轄第五師團の兵員は八月四日を以て廣島を發し、朝鮮釜山に上陸して陸路京城に赴き、第三師團の一部なる第十八聯隊が元山に上陸するを待ちて、之を連結し、十八聯隊は元山枝隊と稱し陸軍大佐佐藤正之に引率せしめ、遙かに平壤の北方に出で、少將立見尙文の率ゐる一隊を朝鮮より進ましめ、平壤の東方に出でしむ。所謂朔寧枝隊これ也。而して野津中將は自ら大島少將と中軍に將として本道より進み、中をろ包圍の陣形を爲さんが爲め、大島旅團を本道の正面南

方より進めて敵を牽制し、師團本隊は大同江を渡りて平壤の西方より薄れり。先づ大島混成旅團は九月十二日、平壤對岸に着し徐ろに敵の要害を見るに大同江には舟橋を架し平壤との間に其進退を使ならしめんとするもの、如く對岸船里橋の地に橋頭堡を築きて我をして容易に越えざらしめんとす。守將は實に馬玉崑也。乃ち先づ敵を牽制せんとして、容易に抜くべからざる正面より砲戦を開始して多く迫らず、我が左右翼の進むを待てり。越えて十五日は豫期せられたる總攻撃の日也、兩枝隊は近けり、本隊は未だ來らざるも、三面夾撃激烈なる戦は開かれ、朔寧枝隊先づ平壤第一の要害牡丹臺を陥れ、元山枝隊亦玄武門を破りて進入し守將左寶貴は砲丸に中りて死せり。大島旅團船里橋より迫つて一氣將に城を陥れんとするや、城兵力屈して降を乞ひ、明朝城を明け渡すべきを約し此夜竊かに城を脱して遁る。偶々我師團本隊の兵また着してこの脱走兵と衝突し所々に戦を開き翌十六日平壤城は全く我が手中に落ちたり。此役我軍の失ふ所將校卅六、下士以下約六百名なりき。平壤役の後一日、海軍は黃海に戦へり。我聯合艦隊は司令長官海軍中將伊東祐亨の指揮によりて其艦隊を本艦隊及第一、第二、第三の遊撃隊に分ちたり。九月十四日、伊東司令長官は第二遊撃隊と報知艦八重山を仁川港外に留め、十五日大同江に進航せり。同日はかの平壤總攻撃の豫定せられたる日なるを以て第三遊撃隊及磐城、天城の二艦並に水雷艇等吃水淺き艦艇をして大同江中に遡らしめ、平壤下流の鐵島に進め陸軍に應援し敵を剿討して後ち更に十六日松島、千代田、嚴島、橋立、比叡、扶桑の本艦隊六

隻、吉野、高千穂、秋津洲、浪速の第一遊撃隊四艦及び赤城、西京丸の十二隻を率ゐて大同江を發し、十七日午前海洋島を経て盛京省大孤山港外に至りしに、敵の精銳と稱せられたる定遠、鎮遠、平遠、威遠、經遠、來遠、致遠、靖遠、揚威、超勇、濟遠、廣丙の北洋十二艦は六隻の水雷艇を率ゐてこゝに來るに會し、午後零時四十五分より戦を交へ午後五時に至る迄數回激戦して終に敵艦經遠、揚威、超勇、致遠の四隻を破壊沈没せしめ、定遠、靖遠の二艦亦火を發するに及び敵艦散亂して暮夜に乗じ其影を沒せり。我艦隊亦松島の敵彈に中り火を發するあり、海軍軍令部長樺山中將の座乗せる西京丸は苦戦損傷するあり、我軍人の死傷將校下士卒を通じて百六十名を出せり。而かもこれよりして黃海の制海權は全く我に歸するに至れり。

軍國議會 平壤黃海の役に先き立ちて大本營は廣島に進發せり。參謀本部總長有栖川大將宮岡次長川上操六以下並に總理、宮内、陸海軍大臣等之に扈從す。かくて九月二十二日を以て臨時帝國議會は廣島大本營に召集せられぬ。第一期議會以來民黨が標榜し來れる政費節減、民力休養、對外硬、責任内閣の如き大々の文字も今やこの國家存亡の秋に際しては全く其跡を絶つに至り或は對韓同盟會と名づけ、或は新聞同盟會と名づけ、力めて輿論を喚起し以て我帝國終局の目的を達せんとせり。こゝを以て總選舉の如きは最も無事に結了し其結果亦前議會解散前に比し大なる變態あらず、十月十五日兩院は假議場に開會せられ天皇親臨して軍國の大事を決せしめ給ふ。軍事費一億五千萬圓の收支豫算案の如き實に三分間を以て滿場異議なく可決し次いで

軍事公債法案以下また一異議なくして可決せり。軍國議會は斯くの如くにして進行し、會期は七日間なりしも、一切の議事は僅々四日を以て結了したり。これ實に空前の短期議會にして亦空前の平和なる議會なりき。國民が鞏固なる一致力は我が外征の豺豕をして益々其銳を磨かしめ以て終局の勝利を収むるを得せしめたる最大後援なりき。

第二軍の行動 我軍は陸に平壤を取り海に北洋艦隊を殲し、交戦の第一段落をこゝに告ぐると同時に陸軍は鴨綠江を越えて西敵の本國に鐵蹄を鳴らさんとし、艦隊は直ちに敵の根據を衝いて渤海灣を襲はんとす。始めて世界の舞臺に登場せる新俳優が今や其卓風風發の技を演せんとして看客棚上の喝采雷の如きを見たり。陸軍は其敵國に進入するに先ちて先づ第一軍を編制せり。軍は第三、第五の二個師團より成り、陸軍大將山縣有朋其司令官たり。第三師團長中將桂太郎の下に少將大島義昌同立見尙文の第九第十兩旅團あり。第五師團長中將野津道貫の下に少將大迫曾敏同大島久通の第五第六兩旅團あり。少將黒田久孝野戰砲兵隊を監し、同矢吹秀一野戰工兵隊を監す、而して山縣の帷幄に參謀長少將小川又次あり。九月二十四日立見旅團は軍の先鋒として先づ平壤を發し各隊之に續けり。道路の險惡軍夫の不熟練は途上糧食輜重の困難を感せしむること大に、進軍隨つて豫定と違ひ、漸く十月廿二日全軍は鴨綠江畔に達せり。江の東は朝鮮義州府にして西岸は清國九連城也。兩軍江を挟んで對峙す、當に之れ江は兩軍勝敗を決するのメビコン也。軍は馬を休むるの暇あらざるに直ちに進撃の令は下りぬ。翌旦陸軍大佐

佐藤正の率ゐる一枝隊は江の上流水口鎮を徒涉し前面の敵を破つて九連城の背後に出づ。敵狼狽左顧するの時、本隊は之れを牽制しつゝ、二十四日の夜に乗じ潜かに義州城外鴨綠江上に舟橋梁板を架し二十五日拂曉突如として橋を渡り右翼虎山に據れる敵と開戦せり。激闘數時大迫旅團の峻嶺に登り敵の側面を瞰射するに及び敵遂に支へず九連城に敗走せり。時に敵の一隊あり却つて我正面の山上に據り猛烈に射撃し我軍の進路を遮断す。我軍力戦するに堪えたり。偶々立見旅團の虎山の左翼を迂回して敵の背後に出づるあり烈しく其側面を衝いて敵を窮迫す。敵腹背に砲火を蒙りて遂に敗る。而かも暮夜兵を行るに便なし、即對陣原狀のまゝにして夜を徹せり。翌二十六日朝、我軍三道より九連城に迫れば、敵は既に逃亡してまた隻影を止めず、やがて城頭飄々として旭日旗立てり、こゝに於て一隊は西方鳳凰城に向ひ一隊は南方大東溝に向ふ。向ふ所敵抗する能はずして盡く遁れ、同廿一日早くも立見枝隊は鳳凰城を占領せり。乃ち前北京駐在代理公使小村壽太郎を民政長官に任じ九連城の南、安東縣に民政廳を置けり。敵國の民今や我が王化に浴し免租の恩詔に接して林舞躍踊せり。かくて第三師團は安東縣より西方に向ひ、大東溝を経て大孤山に到り、大迫枝隊は少佐三原重雄の率ゐる一枝隊と共に十一月十八日岫巖を攻めて之を拔き、全軍騎虎の勢成る。乃ち更に師團の兵を進め十二月十二日柞木城を取り海城を陥る。この間九連城より北方に進める立見少將の一枝隊は滿洲將軍依克唐阿の兵と數々草河口雪裡店の邊に戦ひ積雪の中に奮闘して南下の敵勢を防ぎ第一軍の進退をして最も容易

ならしむるを得たり。

第二軍の行動 第一軍の朝鮮北方より鴨綠江を渡り遼東半島を横さまに進むや第二軍は旅順威海衛の兩港を奪ふの目的を以て編制せられぬ。軍は第一、第二及び第六の三箇師團を以て成り、陸軍大將大山巖の司令下に配屬せり。而して之を前後の兩部隊に分ち中將山地元治の統率する第一師團及第六師團中少將長谷川好道の率ゐる第十二旅團(混成)を併せて、先づ旅順に向はしめたり。かくて十月十六日第二軍前半部隊は字品を發して一旦朝鮮大同江口なる漁隱洞に集中し、揚陸點を偵察したるの後、更めて盛京省の南岸大孤山港の西華園口に移れり。時に敵艦隊は黃海大敗後盡く威海衛に通れ、我軍の大輸送を知るも亦出で、戦ふことを爲さざりき。かれば、其敵前上陸の如き一兵の抗拒を見ず、無人の境を行くが如くにして、終に十一月六日金州城を攻むるに至れり。城兵防守支へず通れて城を走るや、即夜長驅して大連灣に向ひ、背面攻撃を以て敵が精銳と頼める砲壘を拔けり。即ち未だ一戦に及ばず、七日曉に達して大連灣は我軍の有に歸したり。こゝに於て金州城内に民政廳を置き、前天津領事荒川己次を以て其長官となせり。敗敵一は復州方面に走り一は旅順に走る。旅順は遼東大連海陸の策源地也。我軍廿一日を以て一舉に抜くの策成れり。即ち之が準備戰として第一師團は旅順背面の椅子山砲臺及び松樹山砲臺を奪取し、其目的を達するを待ちて長谷川混成旅團は二龍山の方面を攻撃し廿一日拂曉、山地師團長の帷幄に參謀長少將大寺安純の畫策成り第一旅團長少將乃木希典第二旅團長

少將西寛二郎並に長谷川混成旅團長と何れも其部下を以て三面海を繞す半島の背後を一線に扼し齊しく進んで敵に薄るや激戰半日守兵遂に支へず、逃れて旅順市街に入る。翌朝慘酷酸鼻なる市街戰は開かれ、殺傷無數、敵軍略々殲くるに至りて旅順軍港は我れが有に歸し、遼東の一半と渤海の咽喉また壞る。然るに當時我軍の大部分金州を發して旅順に向ふや敵將宋慶大兵を率ゐて復州及貔子窩の二方面より金州を襲ひ先づ城を陥れて我軍を半島中に夾撃せんと欲すと傳ふ我が旅順總攻撃の恰かも當日果して我が虚を衝けり。我守兵能く防ぎ終に敵を走らす。連勝斯くの如きも憾むらくは寒威嚴烈兵士凍傷に罹る者多かりしを。この間乃木小將の一隊は更に北進して復州蓋平の敵を剿さんとし、十二月六日復州城に迫れば、敵風を聞いて走り亦一兵を留めず、我軍戦はずして城を占領せり。時偶々第一軍の海城に占據せるもの遼陽、田庄臺、蓋平三面に敵を控え、數々逆襲せられ苦戦略々困む。乃ち第二軍は蓋平を取りて第一軍と連絡を通せんとし、乃木隊は十二月三十日進軍の命を受けて翌一月七日熊岳城に達し始めて兩軍の連絡成れり。こゝに於てか兩軍力を協へ同十日蓋平を拔き敵を營口方面に走らせり。遼東の地全く我が王化に浴す。

中立國關係の軍事處分 我軍が破竹の勢を以て海に陸に着々其功を收むるは環視列強の猜忌を買ふ所因なりき。こゝを以て針小の交渉も爲めに屢々棒大せられ、當局者をして困惱せしむると亦決して少小にあらざる也。再言す彼に領事裁判管轄權なる唯一精銳の器あるを。偶々米國よ

一警報は我外務省に達しぬ、曰く、米國駐在の清國公使館員某は元英國海軍大尉にして米國に
 民籍を有する水雷製造者ジョージ、カメロン及電氣作用上一種の發明者と稱する米國人ジョン、
 ワイルドの二人を傭入れ、之と同伴して廿七年十月十六日桑港の英船ゲーリック號を以て歸國
 の途に就きたりと。彼等は般船砲銃の力を假らず、單に陸上より數里以外の海上に在る敵船を
 撃沈すべき方法を知れりと傳へらる。無識なる清國の愚は即ち憫むべしと雖も彼等は敵國の軍
 事を補助するの目的を以て正に我領海を通過するもの也。乃ち外務省は之に向つて普通行政の
 處分を避け、海軍武官を横濱に派してゲーリック號を臨檢したるも、該米清人等は前日既に佛
 國郵船シドニー號に移乘し神戸に出帆したる後なりき。こゝを以て我軍艦筑波は神戸に該船を
 捉えて之を臨檢し彼等三名の間に締結したる契約書を沒收し且つ彼等の上陸を命じ之を拘引
 したり。かく公法の許す範圍に於て措置せる帝國政府の行動は端なくも一個の難件を生せり。
 一は在東京英國公使の日本政府が英國の商船に臨檢したる理由の説明を求め、且つ該船は中立
 港香港に向ひ航行するものなるに日本政府が之に對して臨檢を行ひたるは不法なりと抗議した
 る問題にして他は在東京佛國公使アルマンの本件に關する日本政府の行爲を非難し且つ辯解を
 求めたる問題なりき。前者は我陸奥外相と英公使の間に數次の難問往復を重ねたるに止れど、
 後者は佛國公使の外務次官林董と事件を交渉して別るゝに臨み此の握手は終に最後の握手たる
 やも亦知るべからずといふに至るが如き不穩の事體を醸せるなりき。我外務省は在佛國會福公

使をして懇ろに辯解を致さしめ、清人は戰時捕虜として之を取扱ひたるも、他の米人二名は日
 清兩國の平和克復に至る迄決して清國に旅行せざるべき契約を以て之を放還したり。この寛大
 なる處置は彼れ等が本貫を有する米國先づ慶び佛國亦其意を解くに至れり。我が當局者が鞠躬
 如たるの貌や寔に諒察すべしとなす。

旅順虐殺事件の波及 日本政府が更に少からぬ憂慮を惹起し多大の打撃を蒙れるは旅順に於ける
 我兵の虐殺風聞となす。旅順虐殺事件の世上に流布せられたるは米國一新聞通信員の發せる誇
 大の記事に原因したるものにして日本の軍隊を非難し文明の皮膚を被り野蠻の筋骨を有する怪
 獸なりといふに至り痛酷に米國の輿論を刺戟したり。而して其餘波は當時日米兩國全權委員の
 間に調印を了へたる日米新條約は之が爲めに米國元老院の協賛を躊躇せしむるに及び、在米栗
 野公使は十二月十四日を以て我外務省に電稟し日本兵士が旅順口に於て清國人を慘殺せしとの
 報眞實ならしめば日米條約は必ず元老院に於て至大の困難を生ずるに至るべしと、果然元老院
 は新條約に修正案を加へんとするの傾向を生せり。而して修正は殆ど全條約を破壊するの結果
 を生ずるに足るべき重大の意義を有したるものなりき。陸奥外相は頻りに憂慮しつゝ、栗野公使
 に電訓し許多の協議を盡さしめ、漸く翌廿八年二月を以て元老院の再議を盡さしめ、遂に満足
 なる對等條約を締結するを得たり。斯くの如き風聞すら其波及する所實に斯くの如く大也。世
 界の長は血に湧ける日清兩國の民と共に少からず其心悴を昂進せしめたるなりき。

英米兩國の仲成提議 日清兩國開戦前よりして清國に多大の同情を寄せし英國政府は遼東の野に於ける一戦は一戦より清國の運命日に非なるを見、兩國の間に居中周旋する所あらんとし、八月中旬英國新任公使トレンチが東京に到着するや直ちに外務省を訪ひ、其旨を豫告せり。即ち十月八日英國公使は本國政府の内訓と稱し、(一)各強國にて朝鮮の獨立を擔保する事、(二)清國より軍費を日本に償還せしむる事の二條件を以て日本政府の同意如何を問へり。且つ此事に關し英國政府は既に歐米列國と商議中に在るを附言せり。こゝに於て陸奧外相は同月二十三日附を以て之に答へ、帝國政府は今日事體の進歩を以て尙ほ未だ談判上満足なる結果を保證するに足らずと思考す、因て戦争息止條件に關し公然意向を發表する能はずとせり。この間英國は連りに聯合仲裁の議を執り、歐米諸強は兵力干渉の件に就き互に意見を交換し始めぬ。當時列國の意向は若し日本政府に於て戦争の結果を非常に遠大の區域に擴張し之が爲め或は諸外國の利益を錯亂し清國を土崩瓦解に陥らしむるが如き事あらんか、各國は朝鮮の獨立及び軍費償還の二件を基礎とし兩國の和議を締せしめんとしたるものなりき。而して其割地讓與の如きは或は第三國をして其配分を得んと欲する非望を起さしむることなしとせざるの意嚮なきにあらざりしも露國外相の如きは日本政府より未だ講和條件を明言せざる今日に於て之に干渉するは時機尙ほ早しと信じ居たる如くなりき。この時に方りて在東京米國公使ダンは絶東問題に關する歐洲列國の意嚮の或は測られざるものありとなし、遂に自ら進で日清兩國の間に友誼的仲裁を

試むるに至れり。然るに當時清國は未だ誠實に講和の必要を感じたるの模様なく我國亦平和尙早の聲大なるの時なりしを以てダンが本國政府の訓令なりとし仲裁の勞を執らむことを申込めるに對し陸奧外相は十一月十七日を以て一通の覺書を米國公使に交付せり。要にいふ清國政府が未だ直接に帝國政府に向ひ講和を請求し來らざる間は帝國政府は未だ戦争を息止すべき定限に達したる時期と見做す能はずと、これ實に清國をして直接に講和をなすべき決意を生せしめたる一動機なりき。即ち十一月二十二日在北京米國公使デンビーは在東京米國公使に寄電し清國が直接に講和談判を開くことを本使に依頼せりとなし、講和條件に對する清國の意嚮を併せ告げ朝鮮の獨立及び償金辨償の二件となせり。これ實に清國が直接に講和を求めたる第一歩となす。而して遂に第二歩は來れり。

平和の曙光 第二歩は即ち天津海關稅務司たる獨逸人デトリングの來朝これ也。この機會を以て少しく開戦前後に跨り清國の内情を説かざる可からず。日清端を開く時に方りてや、清皇新に李鴻章の政敵なる翁同龢等を擧げて主任たらしめ、日清關係に向つて李鴻章の爲す所を審査せしむるあり。其局第一慎重なる熟議を盡さずして日本の提案にかゝる共同委員派遣の議を拒絶したること。第二舊交ある日本との關係事件を擅まゝに露國と謀議したること。(李鴻章が露國公使カシニーと朝鮮事件の調訂を露國に一任すべく密議せることあり) 第三、本年は皇太后還曆大典の時なるに不祥なる戦争を惹起せしめたる事の三事を擧げて以て彈劾するに至

れり。蓋し其初め李鴻章は日本が朝野の衝突年々に絶えず假令清國の朝鮮に出兵するも日本は到底事を外に構ふるの決断に出づること能はずと爲せる汪公使等の報告を綜合して朝鮮をして清國に援兵を請求せしめ直ちに軍隊を派遣せんことを總理衙門に建議したり。北京の大官等は乃ち彼の建議を容れ一切の處置を李鴻章に放任し遂に其結果は牙山豊島の海陸戦闘より遼東の野はまた清國の有にあらざる今日の醜狀を現出するに至りて之を如何ともする能はず、李鴻章は翁同龢等が彈劾を以て甘んずるの外手段なきの逆境に墮したり。されどこの間に於ける彼は其外交となく、軍事となく一身を捧げて重責を自家の双肩に擔ひ戰略としては防禦退嬰の手段を取り、外交に於ては百方列國の居中調停を求め、只管清國は戰意あらざるに日本の之を挑發して東洋の禍亂を膨大せしむるが如き狀を装ひ列國の同情を惹くに力めり。露公使の日本に對する忠告と英國の聯合仲裁を試みたと亦實に李鴻章が哀訴的政策の收めて得たる結果に過ぎざる也。かくて講和の直接に爲されざるよりは他に道なきを見るや、平和の曙光は先づ駐清米公使より來り、清國が償金及朝鮮獨立の認承を以て講和の意あるを報ずるや、我政府は直ちに之に答へて斯かる廉價なる條件を以て講和を我に求めんとするは清國が誠實に講和を求むるの希望あらざるを見るべしと雖も而かもなほ清國が誠實に講和せんとするの意あらば清國政府の正當資格を具有する全權委員を任命するに於て日本政府は兩國全權委員會の上日本政府が因て以て戰爭を息止すべき條件を宣言すべしとなせり。かくてもなほ彼は日本政府の内面に入り

て講和條件を聞かんことを希ひ、李鴻章は之に對して一策を建せり。建言の要に曰く

倭人の意を聞くに歎を願はざるにあらざるも但中國自ら商辨に與るを欲す。而して西人の干渉を願はずと目下彼は方に志得て氣盈つ若し遽かに大員を特派し往きて商するや彼に輕視せらるゝを慮かる、鴻章、樵野(張蔭植)等と再三斟酌するに堆洋員の忠實にして信すべき者を揀擇し日に前往せしむ。既に彼中の情偽を得易く又た形迹の疑ひなし。査するに津海稅務司德璫琳は京に在り、供差すること二十余年我が爲めに忠なること六年の俄事(清露事件)と十年の法事清佛事件に彼は皆暗中に襄助せり。十一年伊藤津に來り鴻章と訂約するや該員は伊藤の幕友某英員と相識り傍より贊導して頗る力を得たり若し其れをして前に往き察酌辦理せしめば或は能く機を見て轉圜せん否らざれば則ち暫く停戰以て徐に商事を待たしむるも亦目前の急を解く々々

と、以て清國が事機緊迫の時に際するもなほ徒らに拙策を弄し遂に自ら立つ能はざるに至るの卑陋なる外交手段を賭るべき也。かくてデットリングは十二月十六日を以て神戸に入港し兵庫縣知事を経て伊藤總理に面會を求めり。彼は李鴻章より伊藤に宛てたる照會書を携へ來り文中「頭品頂戴デットリングを東京に派遣し和議を調停し我平安の舊例を復するに關して貴總理大臣と籌商せしめんとす」と、何等交戰國の使者たる資格なき一私人に托するにこの重大要件を以てす。我政府の到底許容すべき會見者にあらざる也。即直ちに兵庫縣知事に訓令してデットリ

ングを追ひ返さしむ、事寔に一場の喜劇に終りしと雖も日清講和の舞臺は之より急轉し來りて清國政府は駐清米國公使デンビーを通じ尙書衙總理衙門大臣戸部左侍郎張蔭桓及び頭品頂戴兵部右侍郎署湖南巡撫邵友濂を全權委員に命じ日本全權委員と會商せしむる事となし會合の地を上海に選び會商の期日及休戰條件を聞くべく望めり。日本は之に答へて會商の地を廣島と指定し、清國全權委員が廣島到着後四十八時間内に於て會合を開くべきを以てし休戰條件の如きは會合の上にあらざれば之を明言するの限に非ずとなせり。政府が覆牒を發したるの日は實に十二月廿六日にして日清兩國が其干戈を收めんとするの黎明なりき。

輿論の傾向と講和の劇議

翻つて當時國內に於ける輿論の傾向を見んか。皇軍の連戰連勝は主戰

黨の氣焰を大ならしめ、改進黨新兩黨の如き所謂對外硬派と稱するの一團體は清國が自ら進んで降服を要請し來る迄は我が進撃を止むべからずとなし、永久東洋の平和を保たんが爲め盛京省及臺灣を帝國に割讓せしむべく軍資賠償は少くも三億圓以上なるべしと決議し、其甚しきは清國分割論を主張するあり、自由黨の如きは吉林盛京黑龍江の三省及び臺灣を讓與せしめ、日清兩國の通商條約は歐洲列國の條約に凌駕する條件を約訂すべしとの意見を發表し、又海軍部内にありては遼東半島の割讓よりも臺灣の讓與を以て必要とし、陸軍部内の意見は之に反して我軍流血の地は之を必ず我に收めざる可からずとなし海外駐在の外交官中にも青木公使の如きは償金は一億磅とし、清韓兩國の間に五千平方里の地を得て將來亞細亞に於ける我國の策源地

となさんことを希ひ、西公使は遼東半島の讓與は到底露國の默視せざる所なるを以て寧ろ最初より巨額の償金を要求し擔保として該半島を占領するに如かずとする等硬軟交々に意見を異にせり。唯國內一般の輿論は氣揚り意嵩じて極度なる強要をなすもの多く、獨り谷干城の私書を伊藤に寄せて縷々數千言以て割地の要求は將來日清兩國の親交を阻隔すべしと忠告せるが如きは殆んど例外の沈靜なる意見といふべき也。而して更に知るべきは廟議の如何にあり。始め英國公使の本國政府の内訓なりとして列強にて朝鮮の獨立を擔保すると清國の軍費賠償との二件を以て日本の意中を圖るや、陸奧外相は先づ之によりて三案を定め、第一案は清國が朝鮮の獨立を認め且つ内政に干渉せざる保證として旅順大連を割かしめ軍費の賠償を爲すと共に歐洲各國との現行條約に準じ我と新條約を締結せしむべく之れが實行を爲さしむるが爲め十分なる擔保を與ふべしといふにあり、第二案は列強に朝鮮の獨立を擔保せしめ軍資賠償條約改正の外我に臺灣を割與せしむべしといふにあり、而して第三案は我が條件を示す前清國政府の意嚮を知らんとするものなりき。伊藤は第一案に同意したるも、時機の未だ發表すべきにあらざるを以て暫く之を秘せんことを以てし、陸奧はこれらの條件を公示若くは暗示して列強に豫め之を默諾せしめ、其妨害を避けんとせり。而かも伊藤は之を不利なりとして遂に戦局の開展すると共に第一朝鮮の獨立、第二、割地と償金、第三、列強と同等の地位利益を占め更に數ヶ所の新開港場及び江河通航の權を我に得る等の重要事件を揚げ清國講和全權委員任命の報に接すると共に

廣島大本營に彰仁親王及び山縣、西郷、樺山、川上等の高等幕僚を會し講和條件に關する御前會議を開き恰かも陸奥が最初に考案したる第一第二兩案合一の如き條件を決定したり。之を齎らして日清講和の端緒はこゝに爲らるゝを致す、實に明治廿八年一月二十七日。

威海衛の陸海夾撃 事局の兩面を視はんが爲めに暫く眼を流血の慘場に轉せんか。第二軍の前半部隊は旅順半島の奪取にありて、既に其功を收めたり。後半部隊の任務はこれより始められんとする也。即ち先づ威海衛の軍港を陥れ敵の北洋艦隊を全滅して渤海灣の關門を開放し我が全軍を後顧の憂なく直隸灣内に進入せしめんとするにあり。こゝに於て第二軍後半部隊は第二師團全部と第六師團の他半部とを以て組織し威海衛の南方膠州灣に隣れる榮城灣を上陸地點となし第二師團は師團長佐久間中將(佐馬太)之を率ゐる少將山口素臣の第三旅團少將伏見宮貞愛親王の第四旅團之に屬し、第六師團は師團長中將黒木爲楨に隸して十一旅團少將大寺安純の一隊あり。廿八年一月十七日すべて大連灣に集合したり。かくて我が聯合艦隊は吉野、秋津洲、浪速の三艦を以て十八日より威海衛の北方登州附近を砲撃して敵軍を此方面に牽制し是の間に乘じて陸軍は榮城灣に向へり。二十日早天第二師團は榮城灣に着す。軍艦八重山、愛宕、摩耶の三艦は各決死の水兵を選抜し各艦一隻の短艇を發して之を上陸せしめ、風雪の間に敵の歩哨と抗戰奮闘しつゝ、地理を察し、形勢を案じ艇を回らして之を本艦に報すれば、我が砲門は一齊に開かれ、陸軍はこの掩護の下に渡渉上陸して敵を驅逐し、先づ山東角の燈臺を占領し、電信を切斷し、

進みて榮城縣を奪へり。かくて二十五日山東角上全軍の上陸了る。大山軍司令官既に在り令を下して三十日を總攻撃の期となせり。第六師團は海岸より威海衛の東方を攻め寧ろ牽制の位置にあり、第二師團は敵の背面を繞りて威海衛の西南方を攻め、北方海上より亦海軍は之れを援撃せり。激戦一日敵支へずして遁れ陸上の諸砲臺は悉く我が有に歸せり。獨り劉公島及日島の敵は北洋艦隊と其力を合し、なほ我に抗せんとす。蓋し劉日兩島の間防材を布き衛を守るを以て最も要害の地となせり。當時敵の艦隊は戰艦定遠、鎮遠、巡洋艦來遠、平遠、靖遠、威遠、康濟、廣丙、砲艦鎮南、鎮北、鎮西、鎮東、鎮中、鎮邊合して十五隻、清國艦隊の全力也。我は之に對するに一つの戰艦を有せず、唯巡洋艦松島、嚴島、橋立、扶桑、千代田、吉野、浪速、高千穂、秋津洲、高雄、筑紫、金剛、比叡、天龍、葛城、大和、武藏、海門、磐城、大島、摩耶、愛宕、鳥海、赤城及び報知艦八重山の二十五隻、これ亦實に我が海軍の全力也。數に於ては我彼に勝るものあるも、武力に至りてはなほ相匹敵すべし。二月五日先づ我が水雷艇隊は單兵急に進んで夜襲するに決せり。我が水雷艇隊は十六隻、之を三艇隊に分ち、第一艇隊は餅原海軍少佐之を率ゐる第二十三、小鷹、第十三、第十二、第七、第十一の六隻より成り、第二艇隊は藤田海軍少佐之を指揮し第二十一、第八、第九、第十四、第十九、第十八の六隻屬す。第三艇隊は第二十二、第五、第六、第十の四艇より成り而して武装商船近江丸及山城丸の二隻を水雷母艦として僅かに其足らざるを補へり。同日午前三時月の没するを待ちて我島海愛宕の二艦は劉日兩島の間に出で、砲戰敵を牽制しつゝ、

我第二第三兩艇隊の防材破壊を容易ならしめ、艇身の出入自由なるに及んで、暗中敵艦に咫尺し、水雷を發射して敵の旗艦定遠を轟沈せり。敵亂射避くべからず、我艇隊彈を蒙つて辛くも退き一日砲火を熄め銳を養ひて翌六日午前三時、更に第廿三號、第十一號及小鷹の三艇は各死を決し防材を越え港内に進入して終に來遠、威遠及運送船寶華を轟沈す。時に陸上の我軍は其占領砲臺よりして之を援撃するあり、敵艦靖遠を撃沈して數艦を傷く。これより先き鎮遠座礁して自由を失ひ敵の主力概ね滅ぶ。こゝに於て二月七日我全艦隊は陸上占領砲臺と協力し、海陸一齊に劉日兩島の敵を砲撃せり。この日の戦闘朝より夕に至りて終日息まず、敵自ら其防材に阻まれ、砲火雨中の下にありて遁るゝに道なし。遂に僅かに吃水淺き敵水雷艇十隻のみ間を見て圍を脱し全速力を舉げて北方より遁れ、芝罘に逸せんとす、我第一遊撃隊之を追うて盡く撃沈し敵をして窮餘身を置くに處なからしむ。然るに日島砲臺は我砲の威力を以て漸く沈黙せしむるを得たるも劉公島の砲臺はなほ死力を盡して應戦し屈せざるもの三日、我が軍海陸の砲火を之に集中し遂に其堅牢無比なる東岸砲臺を破壊し終れり。敵の抗力こゝに至つて盡く。乃ち十二日早朝北洋水師提督丁汝昌は白旗を一隻の砲艦に樹て軍使丁璧光を我に送り降を請ふ。言にいふ、明日軍艦砲臺一切を渡さむ、唯且らく將士の命を免されんことを請ふと。伊東聯合艦隊司令長官之を許し、使を還す。丁汝昌報を得て大に悦び、室に入り爾後の事を裁して、自ら毒を仰ぎ從容死に就く、我軍之を壯とし、翌日道臺牛和炳の來談するに及び、軍艦砲臺を收め

特に軍艦康濟號の武装を解き之を與へて丁汝昌の柩を送り、海軍將校以下總て三千八十四人、陸將校及下士以下總て二千四十人を免し送りて我哨兵線外に放てり。此役第十一旅團長大寺少將以下我の失ふ所亦少からず。時に二月十七日。威海衛の軍港全く我有に歸したるを以て旅順口より海兵を移し、劉公島の守備に充て陸上の兵力を破壊して我海陸一切の兵を回へせり。

陸上の最終戰

一月十日、第二軍の蓋平を陥るゝや第一第二兩軍の連絡始めて通じ、こゝに全く共力敵に當るを得るの途を開けり。當時敵將依克唐阿の率ゐる黒龍江兵及び吉林將軍の率ゐる滿洲兵は共に敵の精銳を以て稱せらる。偶々我兩軍連絡成るの頃ほひを以て相聯携し横さまに我を撃つるの策成れり。即ち同月十七日、不意に出でて海城の我軍を逆襲す。時に第一軍司令官山縣大將病を以て職を辭し野津第五師團長之に代り、參謀長小川少將と共に海城に來れり。敵遼陽牛莊の兩道より迫り、切戦數次我軍撃つて之を斥く。然るに同月廿三日敵再び海城を逆襲す。我軍また撃て之を退く。敵遼陽、營口、牛莊、田庄臺の各地に屯集し其數十數萬に上る。こゝを以て其勢を頼み、容易に屈せざる也。二月十六日敵更に其精銳を撰つて來り、第三回の逆襲を試みるに至れり。是に於て我第一第二兩軍は遂に海城及金州城の各營を撤して敵を撃破すべく起てり。先づ第一師團の一部は太平山附近を撃攘し、第五師團は岫巖より前進して海城の東北鞍山店を略せり。次いで第一第三兩師團は聯合して牛莊城を攻め激甚なる市街戦の後終に之を略取せり。此役陸軍大佐佐藤正敵彈を受けて其右脚を失ふ。續いて同六日第一師團は

營口を攻め前衛司令官隱岐大佐の兵先づ進入して之を占領せり。敵各地の敗兵終に居るに處なくして皆氷結したる遼河の上を歩渉し對岸田庄臺に集中したり。乃ち三月九日、第五、第三、第一の三師團の兵を併せて五十餘門の砲火を開き河を隔て、遙かに田庄臺を攻撃す。敵また應戦頗る力め日清開戦以來未曾有の大激戦を生ぜり。戦は午前八時に始まり、十時に及んで全く敵營を粉碎し終る。倏忽の間阿修羅の狂奔怒號せる也。爲めに田庄臺村落は盡く灰燼と爲り、敵の死傷を出す算無し。こゝに於て敵の主力全く潰えしも我が征清軍は一舉北京を衝くに幾庶くして熄みぬ。蓋し此月清國講和使李鴻章來朝して休戦は田庄臺の役を最終戦として令せられ四月日清の間和議成りて東亞また平和を挽回するに至れりし也。轉軸かの和議問題の進行を看んか。

張邵兩全權の不信任

清國講和全權大使張蔭桓及び邵友濂は明治廿八年一月三十日を以て廣島に着せり。同日伊藤總理大臣及陸奧外務大臣は全權辦理大臣たるの大命を拜し、二月一日兩國全權大臣は廣島縣廳に會合したり。當時我國の輿論は講和尙早を唱へ、且つ張邵の清國に於ける地位高からざるを見て清國の誠實に和を議する意なきを危ぶめるものあり。この故に當局者亦こゝに慮る所あり先づ彼等の權限と材能とに信を措くに足るべきや否やを見然る後徐ろに談判を開くべく、講和の目的未だ達せずして徒らに我が戦争息止條件を世間に傳流せしむるが如きは、單に内外の物議を招く所以に止り勞して功なきを見たり。かくて兩全權の會合するや精細なる

資格審査に入り、彼等は先づ其元首より附與せられたる一種の信任狀を示し次に清國皇帝が今回の使事に付て張邵二人に勅諭したる命令書を提せり。我は平時の外交斷絶せる今日にありて一國の君主より對手の君主に使臣を紹介するの信任狀を受くべき理由なく、勅諭亦單に日清兩全權大臣の間に事件を會商すべしと命ずるも其事件の何たるかを明示せざるのみならず、條約締結及調印の權限を附與せるものにあるに似たり、况や詔中「仍ほ一面に總理衙門に電達し朕の旨を請うて遵行すべし」といふに至りては張邵二人の國際法上普通の全權委任狀を帶有する者にあらざることを自白せる也。こゝに於て我が全權大臣は彼等をして其全權の不備なる事實を自證せしむるの方法に出で、清國全權が有する權限に對し書面を以て確答すべく迫れり。清國使臣は之に答へ、文中「議する所の各條款は迅速に辨理を期するを以て電信にて本國に傳奏し勅旨を請ひ期を定め調印し云々」の意を以てしたり。彼等は遂に自ら其專對專決の權力を有せざるものなるを證據立てたる也。乃ち其二日を以て再び廣島縣廳に會合し席上伊藤全權は彼等が委任狀の不完全を攻撃し確實十分なる全權を委ぬるの使臣にあらざるよりは談判拒絶の外なきを告げ、張邵二使を追うて長崎に退去せしめぬ。清國之を聞き更に米國公使を経て委任狀更改の儀を申込みたるも我は到底彼等兩使によりて満足なる結果を得らるべきにあらざるを見、其滞在をすら許さずとして彼等を其本國に逐へり。實に同月十二日。日本の國論は政府の英斷に向つて拍手を惜まざりき。

李鴻章の遭難と休戦

當時清國講和使の空しく西歸するや歐洲列國の態度は頓に一變し來り、日本が包藏する野心の程度を覗知せんとするもの、如く鋭敏なる注意を拂ふに至り、露國政府の如きは英佛等の列強と連合して至大の干渉を試むべしといふの風説すら行はれ、各國使臣は我に向つて平和速成を望むの忠告を與ふる等形勢漸く不穩ならんとせり。こゝに於てか我當局者は時正に列強の指目を緩くするの得策なるを思ひ、即ち米國公使を経て我日本政府は償金並に朝鮮獨立承認の外に土地を割讓する等の重要條件を基礎とし談判し得べき全權大使を再派するにあらざるよりは講和は遂に不調に終るべきを電照せり。恰かも此の電照と行違ひて其翌日清國政府は李鴻章を頭等全權大臣に任じ、日本に派遣するの旨を通告し來れり。越えて三月十八日李全權は豫定の談判地なる下の關に着せり。記せ當時北方の強露は表面外交上の辭令に於ては單に朝鮮の獨立を名實共に保證せんか其他の條件に至りては割地と償金と亦異議を挟む所にあらずと揚言しつゝ、窻かに其野心を逞うせんとして支那海及び日本海方面に外交上の後援たるべき兵力を集合し、清國の北部及滿洲に向つて垂涎するもの、如く三萬の清境露兵は日々に其數を増加しつゝ、ありしを。同月二十日、兩國全權は第一回の會見を春帆樓に遂げ、互に其全權委任狀を査閲し其完全なるを認めて之を交換したり。尋いで李鴻章は講和談判を開始するの前、先づ休戦條約を議定せんことを要求し、我が全權は翌廿一日第二回の會見に於て太沽、天津、山海關の城壘及天津山海關の鐵道を擔保とし休戦すべきを答へり、李は之に向つて苛酷を叫び、

我は之に向つて一步を假さざれば、兩者の爭論果つるに期なく李は遂に話頭を一轉して講和條件を聞かんことを望めり。我全權は休戦請求を撤回するの後にあらざれば議事の順序として之を示すを得ずとなし李は熟考を要すとなして三日間の猶豫を請へり。廿四日第三回の會見に於て李は終に覺書を以て休戦問題を撤回し直ちに講和談判に着手せんことを望めり。我は之に答へ明日を以て開示すべきを約し兩國の重大事件は將に漸く本問題に入らんとしてこゝに一大阻害を生ぜり。實に當日李全權の春帆樓を出で、其旅宿引接寺に歸らんとするの途上兇徒小山六之助の爲めに狙撃せられ重傷を負へるの一大事を起せし也。陸奥先づ伊藤を其旅宿梅の坊に訪ひ、相携へて李鴻章を慰問し、告ぐるに善後の策に盡す所あるべきを以てせり。清國全權遭難の飛報は深くも聖聽を驚かし奉り、畏くも陛下には軍醫總監佐藤正を遣はされ、皇后陛下亦御製の緋帶を下賜せさせ給ひ且つ廿五日優渥なる詔勅を下し嚴に不逮を戒め以て國光を損ずる勿らむことを望ましめ給へり。李は直ちに詔勅全文を總理衙門に打電し暗に講和の成效せらるべきを豫知せしめたりといふ。而して我國民亦深く此兇變を痛惜し各種公私の團體は慰藉至らざるなかりき。この時に方りて老李若し負傷に托して歸國し一方日本國民の行爲を非難し、他方歐洲列強の同情を動かさんか、列國干渉の手或は那の邊より來るやも豫め知る能はざるものありき。則ち陸奥伊藤の兩全權は擬議我より無條件休戦を許可し恩を賣るの勝れるを論じ打電勅許を請ひたるも閣員及大本營幕僚等休戦を不利なりとして再考を求めり。伊藤即夜廣島に赴きて

廟議を盡し遂に同月廿七日夜半を以て勅許を得たり。陸奥即ち自ら李の病床に就き陛下這回の事變を聞召され、新に休戦を一定の時間と區域とによりて承諾すべき旨を命せられたりと傳へ更に同三十日を以て兩國全權式に依り之に記名調印するに至れり。該休戦條約は調印後二十一日間を限れるものにして兩國全權の談判は實にこの間を以て結了せられんとする也。

講和條約の締結

我が兩全權は清國全權に向ひ四日間の回答期限を以て講和條約案を李鴻章の病床に送付せり。概要にいふ。第一、清國政府に於て朝鮮の獨立を確認する事。第二、臺灣全島及び其附屬島嶼と澎湖列島を要求するのみならず、奉天省南部の地即ち鴨綠江より三叉子に至り三叉子より北の方榆樹底下に亘り、同所より正面に遼河に達し、該河流に沿うて下り、北緯四十一度の線に達し、同緯度に沿うて東經百二十二度の線に達し、北緯四十一度東經百二十二度の點より同經度に従うて遼東灣北岸に至る、遼東灣東岸及黃海北岸に在りて奉天省に屬する諸島嶼を悉く割かしめんとする也、廣袤略々朝鮮半島に匹敵すべし。第三は軍費賠償として庫平銀三億兩を五ヶ年賦にて支拂ふ事。第四は歐米諸國と同等なる新條約を締結するの外北京沙市、湘潭、重慶、梧州、蘇州、杭州の各市港を開き、日本汽船の航路を揚子江の上流湖北省宜昌より四川省重慶まで又上海より吳淞江及運河に入り蘇州杭州に至る航路に日本汽船の航行を許し、我輸入品に對して清國內地に於ける一切の賦税を免じ、日本國々民は清國に於て各種の製造業に従事し各種の器械類を輸入するを得べく本條約の規定を誠實に施行すべき擔保として日

本軍隊は一時山東省威海衛及奉天府を占領することを以てしたり。四月五日、李全權は如上の提案に對し之れを四大綱に分ちて各節論難を試みたり。第一朝鮮の獨立、第二割地、第三軍費賠償、第四通商上の權利是也。縷々數千言丁寧反覆能く其意を盡せり。而かもこれ彼が人を迷路に導いて問題の根本を忘れしめ、枝葉に於て相争はんとするの老獪なる慣用手段のみ。この故に力めて事實問題に入るを避け抽象的に劈頭東洋の危機迫れるを叫んで割地の如きは爲めに兩國人民子々孫々相仇視するの虞ありとなし、東洋の大局を保維する所以にあらざるを切論して我が全權の猛省酌改を求め、彼が内情困厄を披瀝して償金三億兩の要求は到底堪へ得る所にあらずとなし、情を以て我を動かさんとする者也。伊藤全權は最初清國全權より致せし該覺書に接するや着々之れを論駁して彼我の位地を十分に領得せしめ以て彼が迷妄を劈かんとしたりしも、陸奥は斯くの如き概論的辯争に往復反駁することあらば、我終に狂人走つて不狂人走るの愚に陥らんのみ。如かず單刀直入我は指命的位置を占めて彼が論争的繫驢概より脱却し去らんにはと。議陸奥の説に決し翌六日を以て彼が覺書の我提案に對して何等の回答として認むべきもなく其酌察を請ふに止るものなるを難じ、「日本全權大臣は嘗て提出せし講和條約に向て更に清國全權大臣が其全體若くは毎條に對し諾否如何を確答せむことを欲す、若し條款中或る改正を望む所あらば一々之れを約文の體裁に具し提議せむことを望む」と報せり。是れより先き李鴻章負傷の爲に談判進行上の滯滞を來さむことを恐れ、彼我交渉の後清國政府は

李經芳を更に全權大臣に任じ四月六日を以て我政府に照會し來れり。乃ち七日伊藤全權は李經芳を旅舎に招き我約案の提議に對し何等の確答を與へざる清國全權の怠慢を責め休戦期限僅々十有一日を餘すの今日にありて逡巡なほ遲疑するあらば事態の如何に變推して前途更に一層の困難を來すの虞あらんも亦知る可からざるを警告し最も強硬なる回答を促せり。却つて説く嚮きに李鴻章の講和全權大使として其簡派せらるゝに方りてや西太后に謁して勢ひ讓地の止むべからざるを條陳し僅かに其首肯する所となれり。次いで清國皇帝の太后と共に李を引見せらるゝや翁同龢等一派の李に反對し讓地の無稽を論ずるあるも恭親王、王文韶等と遂に止むべからざるの勢を説きて「倭奴勝に乗じて驕恣也其奢望臆計す可からず、現在勉めて利局に就くに最も注意する所のものは惟讓地一節に在り若し駁反允さずんば則ち都城の危き即ち指觀に在り今日的情勢を以て論ずれば宗社を重しとなし邊疆を輕しとなす利害相懸るは數計を煩はすなし」といへるもの、清朝の大勢として賛同する所なりし也。こゝを以て李は割地讓與の權限を附與せられ多少自由の行動を許されたるもの、如くなりしも、なほ暫く總理衙門に電照往復して勅命を待つべきの内詔あり。今伊藤の強硬なる督促によりて同日又北京に發電し「奉天の鳳凰廳安東、寬甸、岫巖四處の邊境を以て割讓し澎湖は己に占據せらるれば亦暫く允讓す。賠償は即ち電諭に遵ひ一億萬兩を以て之に應せん」と。而して同月九日我が提案に對して左の如き修正案を提出せり。

一、朝鮮國の獨立は日清兩國に於て之を確認する事。

一、割地は奉天省内に於て安東縣、寬甸縣、鳳凰縣、岫巖州と南方に於て澎湖列島に限る事。

一、償金は一億兩とす、但し無利息の事。

一、日清通商條約は清國と歐洲諸國との條約を基礎として之を締結すべく、且つ講和條約批准交換の日より新通商航海條約締結の日迄は清國に於て日本政府及其臣民中總て最惠國待遇を受くべく之と均しく清國政府及其臣民も亦日本に於て最惠國待遇を受くべき事。

一、清國に於て講和條約を誠實に施行する擔保として日本軍隊は一時威海衛のみを占領すべき事。

一、將來に於て日清兩國間の紛議又は戰爭を避くる爲め講和條約其他通商航海條約の解釋上及其實施に關する問題上兩國の間に異議ある時は第三友國に依頼し仲裁者を選定し其裁斷に一任すべしとの一新條項を加ふる事。

彼がこの修正案を我に示すと共に、到底之を以て我を満足せしめ得べしとは彼と雖も亦信せざりし所乃ち總理衙門に電照し日本若し猶ほ意に足らず、堅く前議を主張するあらば、時に加讓することを得べきや、若し不可なりとせば則ち只議を罷めて歸るあらんのみとの意を致せり。蓋し危言を以て清朝最後の決心を促さんとしたる者也。我が兩全權は十日の會見に於て更に彼が修正書を修正し、朝鮮の獨立に關しては我原案に字句の變改を許さず、償金は二億兩に削減

し割地住民の件は原案を變改せしめず、通商條約亦原案の如くなるべくして但だ新開市港の數は沙市、重慶、蘇州、杭州の四所に限り日本國汽船の航路は揚子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至り上海より吳淞及運河に入り蘇州杭州に至ると修正し、其最大問題たる土地割讓に關しては臺灣及澎湖列島は原案の通りとなし、奉天省の南部の地に付ては鴨綠江口より該江を溯り安平河口に至り該河口より鳳凰城海城及營口に亘る折線以南の地に減ずること、改め遼東港東岸及黃海北岸に在て奉天省に屬する諸島嶼を含有する事の再修正を提示せり。是れ我が最後の提案なりき。然れども李鴻章は諸否の決答を爲すに先ち一應の辯論を盡さんことを望み、春帆樓上兩國全權は互に其長廣舌を戦はしたるの後遂に四日間を以て我が提案に諸否の確答を爲すべく、我が提案は一字句も加讓を許さざる最後の提案なるを告げこゝに論争の終りを宣告して最終十三日の至るを待てり。十三日は至れり。而かも回答は至らざる也。我が全權乃ち再び警告して曰く我が運送船三十余隻は明日を以て大連に向ひ進發すべし。若し再び故意に談判を延引せば休戰條約中和議破裂の條に照して休戰を中止せんと。李警告を得て屢々其本國政府の決意を促すも優柔不斷にして未だ何等の回答に接せざるに、十四日は來れり。これより先き參謀總長有栖川熾仁親王には一月廿四日病を以て廣島大本營の下に薨去せられ近衛師團長小松彰仁親王代りて參謀總長の職に拜し三月十六日更に征清大總督に任命せられたりしが今や大總督府を金州に進めんとして、小松總督宮御乘船威海衛丸は十四日午前十一時、早くも馬關を通過せ

んとし祝砲の響は轟々敗軍國の僚臣が心膽を寒からしむるものあり。李はこゝに於て其最後の電報を總理衙門に致せり。「明日午後四時面會して議定すべく約せり。若し此期を過ぐれば談判不調に終らん事體實に重大也。日本の要求を悉く諸せば京師尙ほ保つべきも若し然らざれば事意想の外に出づべし、故に最早訓電を待たずして條約を締結するの止むを得ざるに至れり」と越えて十五日、清國全權は始めて本國政府の訓電を接手したり。曰く「各節一分を争ひ得ば一分の益あるを冀ふ。若し商改すべきなくんば則ち前旨に遵ひ之と約を定めよ」と、彼今や最後の訓令を受けて如何なる條約も之を締結し得べき也。十五日の會見は即ち全然日本の要求を肯諾するに於て談判終結し兩國全權の調印は四月十七日を以て終了したり。

議院の状況 この間に於て第二次軍國議會なる第八期議會の状況を語るは實に我が國民が意嚮を見るに最も適當なるべきを信するもの也。二十七年十二月二十二日帝國議會は東京に召集せられ、臨時軍事費一億圓並に政府提出の經常豫算約各九千萬圓の歳入出を二海千里の勢を以て可決通過したり。尾崎行雄豫算委員會に於ける査定案賛成の演舌をなして曰く「政府をして内顧の憂を抱かしめず、専ら力を外事に用ひしむるを必要とする今日に於て忍んで衝突を避くるの方針に出でたる委員會の査定は最も機宜を得たる處置なり」となせり、蓋し全院の意嚮を代表せるもの也。其臨時軍事費の追加を要求せんとするや滿場一致を以て之に協賛を與へ更に征清の前途は遼遠なるを慮り當局者が或は龍頭蛇尾の和局を結ぶなからんかを恐れて左の如

き決議をなせり。

本院は征清の大詔を遵奉し交戦の目的を達し帝國の光榮を全うするは前途遠きを信ず。故に之に伴ふ軍資の支出は更に幾許を要するも進で之を協賛すべし、特に茲に決議して本院の意思を明かにす

と。而して滿場一致聖徳を奉頌するの上奏を決し遠征軍隊の戦功を表彰するの決議を與へり。殊に曾て朝野の衝突よりして幾度か否決せられたる製鋼所の設立案は却つて衆議院より建議せられ、これ亦可決通過したるが如き以て國民士氣の旺盛を見るべき也。この間亦かの條約改正の着々進捗するあり。先づ日英新條約の發表せらるゝや、衆議院は之に對する質問を提出し該條約と青木公使が同年月日に作爲せる議定書及び外交文書との撞着を責め、議定書及外交文書は該條約當然の作用を検束剋殺したるものなりとなせり。然るに政府は之に答へて目下各締盟國政府と現行條約改正に關する談判中に在り、而して條約改正に關する問題たるや其條款往々各國に涉りて相關聯する所あるを以て今此談判中に當り一々之れが答辯を爲すの時機にあらずとなせり。而かも衆議院はなこの門前拂同様の政府の答辯に對し多くを争ふ能はざりき、亦これ戦勝の餘威のみ、豈往日の朝野は全く其勢を顛倒せるものにあらずや。

三國干涉と遼東還付 下の關係約の結了を告ぐると共に我が皇上は廣島より京都に行幸あらせらるべき旨仰せ出され、廣島滞在中の閣臣にして既に御先發の命を蒙り京都に赴けるあり、陸奥

外相は病を養うて播州舞子に在るあり。戦勝帝國の君民は今や平和の祝福に忙しからんと欲するの時、一大警報は霹靂耳を掩ふに暇あらずして來りぬ。これをかの三國干涉事件となす。四月廿三日在東京の露獨佛三國公使は相伴うて外務省に來り林外務次官に面會し、各自本國政府の訓令と稱して、日清講和條約中遼東半島割地の一條に關する異議を提出したり。露國公使の口述覺書に曰く

露國皇帝陛下の政府は日本國より清國に向うて要求したる講和條件を査閲するに遼東半島を日本にて所有するときは常に清國首府を危うするの恐れあるのみならず、是れと同時に朝鮮國の獨立を有名無實と爲すものにして右は將來極東永久の平和に對し障害を與ふるものと認む。因て露國政府は日本皇帝陛下の政府に向て重ねて其誠實なる友誼を表せむが爲め茲に日本政府に勸告するに遼東半島を確然領有することを放棄すべきことを以てすと。

果然露國が北滿洲に磨ける爪牙はこゝに露出せらるゝに至れり。露京に於ける西公使の耳は單に亞細亞局長の意見に聞き露國外務大臣の臺灣及金州半島の外に出でざる我が割地の要求に異議なきを證するに信賴して其目遂に清國北部に駐屯せる三萬の露兵が行動に及ぶ能はず、内心露國が我が國の割地に向つて如何の感を持し其東亞に於ける一大野心の將來を如何に措置すべきかをすら窮むる能はずして大事をこゝに至らしむるの不幸を致せり。蓋し當時に於ける露國の態度が日清開戦の始めよりして終始一個の硝藥の如くに他火熱の誘導接觸を待ちて爆發せん

とするの状ありしは十目の見る所に違はず、而して之が與國たる佛國は儘かに爆發的露國を導いて火床に近からしめたる第一歩なりき。意外にも獨逸の來り加盟するあり。急遽自ら擲んで之を火中に投じ終んぬ。三國干涉起りたるの後に於て露京西公使より陸奧外相に致せる五月八日附の報告書中左の一項は以てこの間の消息を揣摩するに足るべきものあり。

露國が遂に此干涉を決したるは全く獨逸の同盟を得たるに由れり。此時までは英國既に干涉の意なく、佛亦事遅れたりとして逡巡し、露國政府部内に於ても威海衛の陥落迄に干涉すべき筈なりしに、今日に至りては假令佛國と共に海軍を以て迫るとも之れを支持するの陸兵なき以上は如何ともする能はざるべしとの説を持する人多かりしは事實なりしも下の關係の成りし電報達すると共に獨逸も露佛に共同して此條約に抗すべしとの説傳はり諸新聞は同音に勢を得て干涉必要を説き出し、愛國的の感情を刺戟して反對説を攻撃するに至れり、然れども四月十九日までは露國政府も尙ほ三國相談中たりしと見え外務大臣亦何等の決定したる所なかりしもの、如し。獨逸の舉動の意外なりしは露國人も自ら驚きたる様子にて今其の此に決したる所以の一説を聞くに獨逸は元來露佛同盟の親密なるを嫌ひ居たるに本年夏獨逸キールに於て催す新船渠の開業式にも佛國は其軍艦を派するに意なきより益々之を憂ひ居たるに露國之を周旋し遂に獨逸をして其所望を達せしめたり。偶々日清戰爭結局の難問題起り、英國退き露國亦窮するを見て獨逸之れを好機會として遽かに之に投じたるは東西洋利害關係

の大小に應じ露佛に謝意を表して仲間入りの策を行ひたるに外ならずといへり。

獨逸が干涉運動に加はりたる眞原因は全く歐洲政略に存したりしもの、如く其始め獨逸は伊國の協同を望みたるも伊國は之を謝絶したり。獨逸をして曾て英國政府の聯合仲裁説をすら拒絶したるの中立的態度を一變せしめたるものは因て以て歐洲大陸の政略上佛露の同盟を破り寧ろ自ら親露主義を持って佛を孤立の地に置かんとしたるものなりき。然るに若し獨逸の野心をし其望むが如く遂げしむるを得ば歐洲列國の權衡は之れが爲めに保たれざるに至るべく、伊國政府の如きは直接に其影響を蒙らざる可からず。こゝに於て伊國政府は日本に通じ英伊米三國の協同を請求せしめ之を以て露佛獨の同盟に當らんとするの計畫を立てし程なりき。而して見よ聯合仲裁の發起者たる英國はこの場合に於て超然關せざるの局外に立ちしを。三國干涉は其繋かる所實に斯くの如く廣汎なる問題の上にありし也。而して干涉三國はこの際同舟各夢に陥ち必ずしも統一したる目的の下に立ちしにあらざりしを見るべき也。獨り露國にありては深切に直接的關係を有するものなりしを以てかの遼東割讓に關する抗議を日本政府に提出すると共に其態度を一變して示威的運動を始め當時東洋各港に碇泊せる露國艦隊は殆んど戰鬥準備に着手するの氣勢を示し、浦鹽斯德の如きは急に豫備兵を召集し、商賈農民を擧げて盡く義勇兵となし、五萬の軍兵は東部西比利亞都督の下に集合したり。東西兩洋の兩局に野心を藏する獨逸皇帝は特に露國皇帝に發電し露國海軍中將ナルトフの海軍に於ける技術經驗は朕之れを知るが故

に太平洋に於ける獨逸艦隊の司令を同人に依托せむことを欲すと告げたり。形勢實に斯くの如くなりしと雖も四月十七日を以て彼我全權の締結調印したる講和條約は皇上深く御満足に思召さるゝの旨を以て優渥なる勅語をさへ給ひ、既に批准を経て僅かに其交換の期日五月八日を待たんとするの時也。帝國の體面上事容易に斷じ得らるべきにあらざる也。こゝに於てか陸奥は一面に勸告拒絶を試みて其決心の程度眞偽を試み他面に我が軍隊人民激昂の度を誘視せんとしたり。果然外務大臣陸奥宗光はなほかの海援隊中にありし陽之助の陸奥にあらざれば則ち陰謀時代大膽不敵の陸奥なりけり。されど如何せん彼は其身なほ舞子の病床にある也。伊藤總理は三國の忠告を受けたる翌日即ち二十四日を以て廣島行在所に御前會議を開き左の三案を提げて出席文武官の意見を徴せり

一、假令新に敵國増加の不幸に遭遇するも此の際斷然露獨佛の勸告を拒絶する乎

二、茲に列國會議を招請し遼東半島の問題を該會議に於て處理するか

三、此際寧ろ三國の勸告は全然之れを容れ清國に向ひ遼東半島を恩惠的に還附する乎

と、其多數を以て一致したる意見は當時我が全國の兵は遼東の野に駐屯し艦隊人員共に疲勞缺乏し到底三國聯合軍に當るの力なきを以て一面帝國の體面を保たんが爲第二策を採り列國會議を開くに決せり。伊藤御前會議の結果を齎らして陸奥を舞子に訪ふ。陸奥自説を述ぶるや伊藤其危険を慮りて同せず、伊藤御前會議の結果を採らんとするや、陸奥其各列國が各々自己の利益

を主張して或は下の關係約の全體を破棄するの虞あるを告げ、全然之に反するに至りて餘す所三國の勸告を聽容すべき一策を止めり。議即ち之に決し且つ三國との交渉を久しくせんか清國或は乘じて以て講和條約の批准を放棄し下の關係約を空文に終らしむるも亦知る可からざるが故に確然之れを還附し他に問題の支障を生ぜざらしむるに歸着し尋いで之れが裁可を得たり。然るになほ批准交換の當日に至る迄十餘日を餘するが故に而かも大にこの間を以て策の施すべきものあるを見、陸奥外相は先づ駐露西公使をして露國の意嚮を確かめんが爲勸告の再考を望むの旨を以て其撤回を求めしめたるも露國政府は頑として之に應せざるを確認したり、乃ち在英加藤公使に電訓し英國政府に向つて三國干涉の事實を藏す所なく暴露せしめ、我政府は如何なる程度まで英國の助力を希望し得べきかの意中を探らしめたるもこれ亦三國の干涉に對して英國は亦新なる干涉を欲せざるの意を漏し來れり。終に最後を以て栗野公使が米國の局外中立主義に牴觸せざる限り日清兩國の爲めに仲裁の勞を取らんとするの意あるを齎し來れるあるのみ。而して清國は李の訂約を非難する者朝野に滿ち彈奏積んで山を爲すに至り、總理衙門は再び更に李を芝罘に派し他三國の後援を以て戰敗の國辱を滅せしめんとするに及べり。かくて批准拒絶論者は頓に其勢力を加へ清國政府は三國の干涉問題結末を名として五月八日の批准交換を十數日延期せんことを要請し來れり。日本政府は直ちに之に答へ其不必要を告げ且つ曰く現に伊東已代治全權は已に芝罘に派遣せらるゝの途にあり、必ず八日前を以て到着すべしと。而して

一面或は露國の内意を探らんとして日本政府は奉天半島に於ける永代占領權は金州廳を除くの外總て放棄すべきを以てし且つ其放棄したる領土に對し其報酬として相當の金額を收むべしとせずの意を提議せしめたるも、露國は之に答へて日本國が旅順口を領有するは徹頭徹尾不可なりとして之に同意を與へざりき。乃ち遂に三國に對し

日本帝國政府は露獨佛三國政府の友誼に基き奉天半島を永久に所領せざるを約す

との覺書起草し閣議決定の上聖裁を仰ぎ三國駐在の日本公使に電訓して該覺書を提出せしめたり。之と同時に清國にも同意味の通牒を發し先づ猶豫なく批准を交換する事を主張し且つ休戦日限を五日間延期するを以てしたり。即ち批准交換滿期當日を以て批准交換を終了し日本政府は直ちに之を公布すると共に遼東半島還付に關する詔勅を煥發せられぬ。實に臥薪嘗膽の語はこの時よりして四千萬同胞の格言となり延いて三十七八年の大波濤を起す所因となれり。

臺灣の授受と遼東還付條約の完結

こゝに講和條約の結果臺灣授受を了するの手續を終らんとするに方り臺灣平定の軍事的行動を畧叙せざる可からず。嚮きに我軍の遼東を占領すると同時に陸軍大佐比志島義輝をして別に一隊の兵を率ゐる南方遙かに澎湖島を征せしめたり。蓋し澎湖島の占領は海軍々略上の必要に出で我島國の一策源地として南門の鎖鑰として必ず有せざる可からざる須要の地なりき。三月廿三日我軍は上陸して直ちに島中の敵を下し全く之を占領したり。然るに講和條約の結果は臺灣全島の我が版圖たるを明にしたるを以て五月十日海軍中將樺山資

紀と海軍大將に陞せ且つ臺灣總督に任じ同廿四日文武の僚屬を率ゐる近衛師團の兵と共に進發し同卅日臺灣島の東端に達せり。時に從來臺灣の守將たりし劉永福は部下の黑旗兵を督して全島を固守し、我總督及師團兵の上陸を拒めり。我軍海上より之れを砲撃して敵を逐ひ、先づ頂双溪に上陸し進んで基隆を奪ひ、次いで臺北淡水を平定したり。これより先き馬關條約の明示する所により該條約批准後二ヶ月以内に授受を完了すべしとするの項に照して清國總理衙門は李經芳を該委員に命ぜり。樺山總督は李經芳を我横濱丸に迎へ詰るに臺民抗拒如何にして之れを授受すべきかを以てす。經芳大息臺地割讓を以て余等父子の罪となすの臺民中に投ずるを怖れり即ち議を船中に開き一切授受の公文に記名調印し茲に東亞の一大島を我が有となせり。かくて六月廿二日總督府を臺北に置き兵を南方に進めて敵を剿討せんとす。即ち近衛師團長北白川宮には自ら近衛第一旅團長少將山根信成同二旅團長少將川村景明を率ゐる暑熱燬くが如き蕃地に轉戦せさせ給ひ漸く大姑陷、新竹、苗栗等の賊を掃蕩し八月廿八日、彰化を奪ふ。時に疫癘頻りに我軍を犯し山根少將以下斃るゝもの頗る多く全師團の戰鬥力全く其半ばを減せり。初秋別に第二師團を以て臺灣南方を征するの議を決し、陸軍中將高島勲之助を臺灣副總督に任じ其軍を引牽せしむ。其前第二師團長佐久間中將は占領地總督に轉じ乃木中將之に代り乃ち高島司令官の下に其第三第四の兩師團を指揮し海軍の掩護を以て南方に進めり。師團本隊は布袋嘴より上陸し、混成第四旅團は枋寮より上陸し十月十六日鳳山を攻めて之を取り前日海軍亦打狗を取れ

り。斯くて近衛師團が北方より嘉義を陥れ來つて相會するを待ち廿三日南北より臺南を攻撃するの計畫なりしが、賊將劉永福は廿一日に至り遂に降を請ふと稱し夜遁れて清國に去れり。翌日我軍進みて臺南に入る。餘衆乃ち盡く降れり。こゝに至りて臺灣全島始めて平定す。憾むらくはこの役近衛師團長北白川宮病に罹り遂に臺南に薨去せらるゝに會へり。是れより先き我政府は詔勅の趣旨に基き遼東半島は之れを清國に還付したるも、我政府は該半島還付の代償として何等かの要求を提せざる可からず。乃ち八月二日北京駐在の林公使を以て該談判の全權委員となし、同十月二十日より清國の全權委員李鴻章と數回の商議を重ねたるの末遂に十一月八日其條約並に議定書に記名調印する事となれり。即ち日本政府は遼東還付の代償として庫平銀三千萬兩を清國より受くることとなりたる也。次いで又新に清國との通商條約を締結し沙市、蘇州、杭州等の新開港より以下は既約の諸問題を一時に解決し了れり。之を以て日清兩國葛藤の顛末となす。

對韓政略の一頓挫 こゝに再び溯つて對韓政略の變遷を叙せざる可からず。固より朝鮮の獨立問題は下の關係約に依りて解決する所となりたりとはいへ、我が政府の對韓政策は彼の如く曖昧に彼の如く優柔なるの時、之を如何にするも其能く實効を擧げ得べきにあらざるや勢として寔に然るべきの理也。嚮に大島公使の内政改革を議するや議は即ち朝鮮政府の容るゝ所となりたりと雖も實蹟必ずしも之に伴はず、政權爭奪の弊は日に激甚を極め唯これ韓廷内外の紛雜を繰

返へすのみ、こゝに於て日本の國論は政府の處置を非議し大島公使の無能を攻撃して止まず。政府遂に大島を召還し之に代ふるに内外に資望勢力ある者を選んで其任に充てんとし内務大臣井上馨を起して駐韓全權公使たらしむ。時に廿七年十月。井上の京城に入るや直ちに大院君の平壤に於ける清將と相音信せるの事實を證據し來り面責罪を謝して朝を退かしめたり。井上がこの劈頭に於ける一大辣手は彼をして事實上韓廷の監督者たらしめ京城の實權を掌握するに至らしめぬ。機を見るに敏なる韓國王妃は大院君が勢權の失墜を見、再び自家一族の勢力恢復を夢みつゝ、井上に縁りて其誑かすに巧なる手を政權の上に延ぶるに至れり。井上乃ち再び韓廷の紛擾を招かん事を恐れ、先づ宮中府中の別を明ならしめ、王妃の政務に干渉するを拒ぎ、官制を定め秩序を一肅すべく韓廷改革の案を具して國王に見えり。井上公使の壓力と背後戰捷の餘威とは爲めに多少この小朝廷を覺醒せしむるを得たるものありしも、如何せん王妃の潛勢力は依然として韓廷を動かし、朴泳孝一派を交へたる新舊聯立内閣は却つて紛擾の種子を撒かしめたるものなりき。况んや遼東還附の事起りて韓廷の日本に信賴するの念漸く薄らがんとするや、王妃は傲然新事大主義を執り露國の陰謀は巧妙に宮府の間に廻らさるゝに至れるをや。この時に方りて井上が爲す所は又中外の批難する所となり、其餘りに酷に失するを誹議するもの少からず。我が政府また止むなく之を招喚し後任或は田中不二麿を擬せしものありしも行はれず。井上の推舉によりて三浦梧樓二十八年九月其後を襲へり。王妃の傲慢と背後露國の聲援と及これら

一團の陰謀とを以てするも井上在韓の當時によりては多少之を憚るものあり、されど其恐るべき外舅井上の去るや韓國の則天武后たる王妃は亦一人の恐るべきものあるなき也。これより先き同年七月六日偶井上公使の歸朝中夜深更にして王妃は日本黨を除きたる他の各大臣を宮中に召し朴泳孝に謀叛ありとなして其官職を削ぎ且つ之れが逮捕を命ぜり。泳孝僅かに身を以て日本に通れ滿朝盡く王妃の一黨を以て成んぬ。井上乃ち變を聞きて京城に赴き、直ちに金宏集を總理大臣に朴定陽を内務大臣に日本派を以て新に内閣を組織し以て左右に顧慮することなく純日本主義を行はんとせり。實に三浦公使は井上の意旨を承けて純日本主義を行ふべく金内閣の監視者として來れるなりき。然るに井上前公使の去るや王妃は陰謀といはんよりも寧ろ公然畫策を廻らし政を簾中に斷じて眼中亦三浦將軍あるなし。金内閣を顛覆して沈相黨等一派を之に代へ、日本士官の訓練に成れる新式隊を解散して近衛兵を新設せんとし、閔泳駿は露公使ウーバーの帷帷に參して王妃と交通し日本派を一舉して屠り盡されんとするに至れり。十月七日月暗く星稀に風凄慘たる夜なりけり、三浦公使は仁川なる岡本柳之助に急電を寄せて之れを招き岡本は其密旨を承けて孔德里なる大院君に説き、訓練隊第二大隊は其指揮下にありて「狐は臨機處分すべし」の詭秘なる號令に聞けり。翌八日拂曉王妃は遂に宮中に壯士の爲めに刺され、内閣は再び日本黨の手に歸したり。この一大暴舉は韓國に深大なる惡感を與へ、歐米各國の攻撃は非常に昂り來り、戰勝國の光榮は爲めに霧消せんとしたり。我政府遂に意を決して

檢事正安藤謙介外務次官小村壽太郎を朝鮮に派し善後の第一着手として三浦公使杉村書記官柴四郎岡本柳之助以下に退韓を命じ其藝州似島に着するや直ちに逮捕拘引するに至れり。後廿九年一月この一大疑獄は證據不充分の廉を何て一同免訴の宣告を受けたるも政府が此の果斷の處置は多少外交上の信用を挽回し得たるもの、如く井上馨は再び特派大使として韓廷を慰問し兩國交誼の融和に力めり。こゝを以て日本に同情を有する金魚内閣は依然其存立を保ち小村駐韓辨理公使の善後策また宜しきを得て表面僅かに平靜なるを得たりき。されど如何せん大勢は既に此時よりして去れり。露國公使ウーバーは王妃の殘黨李範晋安駟壽等と親交を結びて日本黨顛覆の一大事は畫せられぬ。我が對韓政策は十月八日の變と遼東遼南の問題と相繋かる所に於て一頓挫を來せるものといふべき也。東亞に於ける日本帝國の位置やなほ且つ知るべきのみ。

第六章 産業發展期

第三回内國勸業博覽會 我が産業界は將に一大革命に遭遇せんとして近けるの時也。激測悉く生氣を有して其光明の既に水平線上に輝くを見ん。第一第二回の博覽會を経て明治二十三年は其第三回を開くに至れり。而して其第四回は實に日清戰爭の第二年廿八年を以て開催せられたるを以て恰かも我が第四期の産業史に於て之を比較すべきの好都合を有すると雖も第四回博覽會は次に記さんとする第五期の産業史を生むべき一大動機なるを以て本期は特に廿六年を以て終

結し日清戦争前に於ける産業界の状態を記すに止めんとす。即ち第三回内國勸業博覽會は本期に於ける好箇の自家證明者なりとす。第三回勸業博覽會は東京に開かれぬ。出品總數實に十七萬一千六十三點、出品人員又七萬七千四百三十二人、第二回を距る十年、而して其發達は甚だ顯著なるものあり、二回に於ける出品總數は實に八萬五千三百六十六點にして出品人員僅かに二萬七千五百二十八人に過ぎざりき。則ち出品數に於て前回の二倍、人員は三倍に達せり。試に各部門と出品名目を列舉せんか。

第一部 工業

化學製品及藥劑、紙類及其製品、絲類、織物、衣服飾具、其他雜品、銃砲軍器及馬具、土木工作。

第二部 美術

繪畫、彫刻、造家造圖々案雛形、美術工業、版寫眞及書。

第三部 農業

穀菜及同種の植物、家畜家禽蟲類及動物の産物、製造及貯藏の飲食品、農具肥料、農業の方案及圖書、木竹用材其他の産物、森林の器具、森林の方案標本、園藝。

第四部 水産

食用品、雜用品、魚具漁業の裝置、養魚、圖書器具、

第五部 教育學藝

教育及學藝の圖書器具、醫術及衛生の用品、商工業の方法施設、官廳出品諸表。

第六部 鑛業及冶金術

鑛業の部、有用鑛物の部

第七部 機械

右第四部水産の如き第二回に於て農業部中の一角を占有したるに過ぎざりき。これを以て其全般を察するも其發達の大や大に見るべきものあり。蓋し日本は漸く原始的農業時代より分業的工業時代に入らんとして其準備に忙しき時なりし也。されば固よりなほ其椎態を脱し得ざるものありとするも前回の如き殆んど官廳出品を以て之れが獎勵の一助となし亦博覽會の生命となじたるに比すれば第三回は以て民業發展の第一步をこゝに示せるものなりといふも亦不可なからんとするにあらずや。産業史第四期は混淆たる時代にありて潑々生氣ある寔にこの故なるのみ。

政府の工業保護と一般工業界

第三回内國勸業博覽會が示せる如く第二回にありては農業其主位を占めしもの今や第三回に及びては工業之に代り漸く原始的産業時代を脱せんとするを明かにしたり。即ち此間に於ける政府が工業に對する保護獎勵の狀を見、且つ之が影響による工業社會の一般狀態を視ふは亦甚だ興味なしとせざる也。政府は二十年を以て工藝標本陳列所を設け斯業

に關係あるもの、參考に供すると同時に或は請求に應じて貸與することなしたり。而して製紙の改良を圖らんが爲めに製紙試験所を設立し用具藥品成績の一斑を時々報告するに怠らず、其他各種の工業亦この例に倣へり。二十一年政府は新に意匠條例を發布し舊來の商標特許の二條例に改正を加へ、専ら工業上の物品に應用すべき形狀模様若くば色彩に係る新規の意匠を案出したるものに其意匠の登録を受けて専用することを許せり。この間また一方には内國勸業博覽會を開設し一方には又萬國博覽會に出品を勸誘し、米國ニューヨーク州府萬國工業兼綿一百年期博覽會以下、英、獨、西、佛、米の各國博覽會に參同して常に日本の製産物を海外に紹介するに力あり。かくて政府が十三年以降政府自營の各種工場を民間に拂下げ一面にありては種々なる保護獎勵に盡力するや、工業界は頓に長足の進歩を來し大資本を以て成れる會社は各地に現はれ、小規模小資本の經營に成れるものは自から壓倒せられ、手工は機械に屈服せられて資本の糾合、機械的新工業の興起を促し、一時我國貿易の輸入超過にのみ傾ける形勢を變じて二十三年農作物不作の當時一たびこの悲運を見たりし外殆んど全般を通じて年々輸出は輸入に超過するに至れり。これ即ち原料品の製造品に比し輸入の次第に加はると反對に製造品の原料品に比し輸出の次第に高まるもの其主因に居るを以て見るも、我國製造業の進歩發達を示せるものなりといふべく、試みに十六年以降に於ける我國輸出入總額の概數を擧げんか、蓋して以て其の畧勢を知るに足るべきものあらん。

年次	輸出	輸入	出超	入超
十六年	三八、三七九、〇三一	二九、五〇二、八二一	八、八七六、二一〇	
十七年	三三、九八〇、六八一	二九、七〇三、六二八	四、二七七、〇五三	
十八年	三七、一三七、三四七	二九、三五六、九六八	七、七八〇、三七九	
十九年	四八、八七〇、四七二	三二、一六八、四三二	一六、七〇二、〇四〇	
二十年	五二、四〇七、六八一	五一、六九九、七七〇	七〇七、九一一	
二十一年	六五、七九七、五八四	六五、八五九、六七四		六二、〇九〇
二十二年	七〇、二〇三、六五一	六六、二七四、九〇五	三、九二八、七四六	
二十三年	五六、七〇三、五七六	八一、八八〇、三二六		二五、一七六、七五〇
二十四年	七九、六二一、三六六	六三、八七三、一七〇	一五、七四八、一九六	
二十五年	九一、一九九、四六六	七五、九八二、三〇〇	一五、二二七、一六六	
二十六年	九〇、四三四、二二六	八九、四三〇、八二一	一、〇〇三、四〇五	

計數に懸はれたる生絲と繅絲 生絲は本期に入りて改良の域に進めり。明治十九年彼の奥羽地方に於て機械製絲の先驅をなせし二本松製絲會社先づ製絲の改良を企圖し次いで二十三年大崎製絲場三井に買収せられて其規模擴大せられ、二十六年富岡製作所も亦三井に拂下げらるゝに及びて一段の改良は計られんとせり。此時に方りて全國を通じ機械製絲工場の數は殆んど三千以上に達し我國製絲事業の一大隆盛時にあるを證せり。今左に生絲産出額と海外輸出額との比較を示さんか。但し斤を單位として示されたるもの也。

生絲產出額と海外輸出との比較表

年次	生絲產出額	海外輸出額	海外輸出額の價格
十六年	二、八五二、八〇六	三、一二一、九七五	一六、一八三、五四九
十七年	三、五六二、六二五	二、〇九八、三九六	一一、〇〇七、一七二
十八年	三、一七四、九三一	二、四五七、二〇三	一三、〇三三、八七一
十九年	四、四九三、一三一	二、六三五、五六四	一七、三二一、三六一
二十年	五、〇三二、二八一	三、一〇三、五八四	一九、二八〇、〇〇二
二十一年	四、六五五、四九九	四、六七七、七〇八	二五、九一六、八六〇
二十二年	五、五一〇、四一二	四、一二六、七四一	一六、六一六、五四一
二十三年	五、四一六、七〇〇	二、一一〇、三一五	一三、八五九、三三八
二十四年	六、九六八、六〇〇	五、三二五、一四八	二九、三五六、三三八
二十五年	七、〇〇四、六〇六	五、四〇六、八五六	三六、二九九、七四三
二十六年	七、七〇九、七一一	三、七一二、二一三	二八、一六七、四一一

更に生絲が我國貿易に對して占むる地位を見んが爲め十六年以降に於ける輸出總額及輸出生絲價格の比較を示さんとす

年次	輸出總額	輸出生絲價格
十六年	三八、三七九、〇三一	一六、一八三、五四九
十七年	三三、九八〇、六八一	一一、〇〇七、一七二
十八年	三七、一三七、三四七	一三、〇三三、八七一
十九年	四八、八七〇、四七二	一七、三二一、三六一
二十年	五二、四〇七、六八一	一九、二八〇、〇〇二

二十一年	六五、七九七、五八四	二五、九一六、八六〇
二十二年	七〇、二〇三、六五一	二六、六一六、五四一
二十三年	五六、七〇三、五七六	一三、八五九、三三八
二十四年	七九、六二一、三六六	二九、三五六、三三八
二十五年	九一、一九九、四六六	三六、二九九、七四三
二十六年	九〇、四三四、二二六	二八、一六七、四一一

統計が示すが如く實に我國輸出貿易は生絲の輸出高を以て其生命とするもの、如し、綿絲紡績業亦年と共に其盛大を致し随つて其原料たる棉花の需要は日に益々多額ならんとするに至り或は清國產棉地江蘇、浙江、揚子江岸等に人を派して之れを調査せしむるあり西貢東蒲塞暹邏又其調査區内に數へられ、安南も亦棉花輸入の途を開けり。更に後二十二年に至りては専ら印度棉花の輸入を計り以て僅かに其需要を充したるなりき、以て其如何に線絲紡績業の好望なりしかを想像するに足らんか。左に棉花輸入の統計を擧げんか、畢竟原料品の輸入増加は我が製造品の増進を示すもの、み。

年次	清國	印度	米國	其他諸國	合計
十六年	二、一〇六、二六一	一三一、四〇〇	—	四、九三六	二、一〇六、二六一
十七年	四、四〇六、一八六	—	—	一六八	四、五四二、五二二
十八年	八、一〇五、四五七	一、五三二、七九二	—	—	九、六三八、四一七
十九年	五、九六一、三三三	六六八、〇三四	四一五	—	六、六三五、七八二
二十年	八、六二〇、三七九	二、〇二〇、八九三	八、一三一	—	一〇、六五二、七二六

産業發展期

二十一年 二〇、五四〇、三四一 三、二七三、〇八四 六三、三五一 一九九、七〇〇 二四、〇七六、四七六
 二十二年 六〇、五八八、三一〇 五五四、九三三 七一、五八三 二、二四八、五四九 六四、四六三、三六五
 二十三年 三九、八七〇、九五八 七、五〇六、三二一 一、七七九、〇二二 二、九八五、四五二 五二、一四一、七五二
 二十四年 四五、九九六、〇一六 二六、五六四、〇九〇 五、三〇四、四二二 二、二一九、五八五 八〇、〇八四、一一三
 二十五年 六六、一八二、五七八 三六、二一三、一九一 九、一八五、二九〇 一、七六七、一六一 一一三、三四八、二二〇
 二十六年 七一、三三六、三八五 三六、五九二、四〇六 六、一六〇、三四〇 一、七四二、六四五 一一五、八三一、七七六

棉花即ち原料品の輸入は一方に於て綿絲即ち製造品の輸入減少を證するもの也。而して更に其の一步を進むれば即ち我が綿絲の増額は自ら逆に海外に向けて之れを輸出するもの日に加はるを證するものならんのみ。

年次	内國産出額		外國綿絲輸入		内國産出額		外國輸入額	
	数量	價格	数量	價格	百分	比例	百分	比例
二十一年	七、八〇一、七〇六	九三、三三九	三三、二九六、五三〇	四七、四三九、六三九	一八	八二	一七	八三
二十二年	九、九五六、八九四	九三、三三九	二、八一〇、九一二	三一、九〇八、三〇二	三三	六七	三三	六七
二十三年	二〇、九八七、七六三	三二、〇七八、六七五	一七、三三七、六〇〇	二四、三〇八、四九一	五〇、一	四九、九	七二	二八
二十四年	三二、〇七八、六七五	四八、〇六二、一一三	二四、三〇八、四九一	一九、四〇五、一五二	七二	二八	七二	二八
二十五年	六二、四八二、五五〇	六六、六六七、一五〇	一九、四〇五、一五二		七一	二九	七一	二九
二十六年	六六、六六七、一五〇	三一五、九九三						

綿絲輸出表

年次	数量	價格
二十三年	九、三三九	二、三六四、一六〇
二十四年	三二、三八七	七、八七二、八〇〇
二十五年	三二、七五四	七、七一九、七二〇
二十六年	三一五、九九三	五九、一七五、九六〇

綿木綿の發達と輸出織物

綿絲紡績業の發達は一面に於て綿木綿の發達を促進せるものなりき。

綿絲紡績の盛況以來愛知、岐阜の二縣はこの機運に乗じて木綿物の織法染法に鋭意其改良を爲すべく進めり。從來之等の地方は綿結城縞、佐織縞等なりしが次第に双子縞の如きを出して一般の嗜好に投じ更に瓦斯紡績絲を以て瓦斯織を織出し次いで又綿一樂を出すに至れり。其二十年中之にボタン機械を用うるに至りて其面目また一新して遂に勃興の機運に達せり。輸出織物に至りては専ら京都兩毛の地に限られしが、福島縣川俣の如きは早くも桐生の羽二重織を傳へ十九年より輸出羽二重の織出に従事し、石川縣の如きは十四年中金澤に興産社を起して所謂加賀絹を出し一たびは失敗したるも、二十年桐生の機業家より輸出羽二重の織法を傳へらるゝに及び頗る機業振興の基を開けり。福井縣は始め洋傘地手巾地の産出に勉め明治十八九年の頃既に機業の發達を致せるものありしも、輸出羽二重織は二十年桐生より傳へられてこゝに斯業の進歩を促し二十四年以降羽二重の外に綾羽二重縞羽二重及紋羽二重を織出すに至り始めて我國唯一の羽二重産地となれり。其他透綾博多織綴錦等は其各機業地に於て多少の發達をな

せり。中に就き綴錦は二十二年佛國巴里萬國博覽會に出品して金牌の賞を得、我國織物美術の典型なるが如く外國人間に喧傳せらるゝに至れり。次に綿フランネルは生活程度の高からざる東洋にありては好箇の日用品たるべく紀州先づ興りて紀州ネルの名を専らにし、和歌山縣廳の獎勵によりて一時は大に隆盛を致したるも偶々粗造の弊風を生じて暫く衰運に傾きしが、再び同業者の銳意改良する所となりて復活し來り二十二年の頃支那内地に販路を得てより年々多額の輸出をなすに至れり。西陣の綿フランネル亦二十二年の頃より聲名を博しかの綾フランネルの如きを出すに至れり。徳島、愛媛亦これを以て名あり。

燐寸、花蕙、麥稈真田の輸出成績

一時頓挫を來したる燐寸製造業は廿三年を以て同業者の聯合會を開き不正及濫造品の輸出に向つて緊密なる取締をなしてより漸次輸出額を増大するを得たり。

殊に二十六年前田正名の主唱する所に従ひ全國燐寸製造業者の大會を開きしは斯業の改良發達に資する甚だ大なりしを見る也。花蕙は錦莞蕙の外十九年に至りて清國廣東産の綾蕙に擬し一種の綾蕙製造せらるゝに及び之が販路を米國に求めて大に斯業の發達を來し、二十三年頃よりして岡山の外に廣島、福岡、大分等この種の花蕙製造に傾注するもの多く二十六年遂に紋花蕙を製出するに至れり。麥稈真田亦單に大森に止らず、岡山、愛知の地方にも傳へらるゝに及んで、何れも一時大に其業を盛んにしたり。廣島、香川、兵庫等なほ多少の産出あり、されど燐寸や、花蕙や、麥稈真田や、何れもなほ其初期にあるを免れざるなり、これら三者の輸出表を

示し以て未來に於ける我國重要貿易品の基礎となるべき前時代の成績を見んかな。

燐寸輸出表

年次	數量	價格
十四年	五六六、三二四	二四九、七五九
十五年	八八、七四四	三七、二三九
十六年	九、七三三	三、一六五
十七年	九、七三三	二、七九二
十八年	一八八、四〇一	六〇、五六六
十九年	一、二一八、三三九	三七八、〇二二
二十年	三、三八四、二九六	九四一、五七六
二十一年	三、五五二、五九三	七四〇、九三四
二十二年	五、二二五、三六二	一、一三七、九三二
二十三年	六、七二四、五八五	一、四八九、〇三〇
二十四年	八、〇二九、九三四	一、八四三、六三七
二十五年	九、二四二、〇三五	二、二〇二、〇四一
二十六年	一三、五四一、二八七	三、五三七、九七四

花蕙輸出表

年次	價格	年次	價格
十四年	九二七	二十一年	一四八、二二四
十五年	七四一	二十二年	一六六、八八三

産發發展期

五三五

十六年
十七年
十八年
十九年
二十年

三五〇
一、三二五
九三五
二、七〇九
三六、二九六

二十三年
二十四年
二十五年
二十六年

三四七、五四一
六五六、一二三
一、一七六、六八〇
一、七二三、三八三

麥稈眞田輸出表

年次	數量	價格
二十年	一、二二二、五一三 ^本	三五〇、四五〇 ^円
二十一年	九九二、一四〇	二六八、五五七
二十二年	六六八、七六三	一四六、八四七
二十三年	四二五、〇七三	八七、一九六
二十四年	七四七、九〇六	一九三、七七七
二十五年	六四六、七〇五	一五五、一六二
二十六年	一、二五三、四三七	三七八、三四九

〔造船及機械製造業〕 本邦民設造船所の嚆矢は現代の石川島造船所にして幕末水戸藩の創立經營する所にかゝり、維新の後海軍省茲に主船局を置きたりしが、後明治九年に至り之を築地兵器局に合せ諸器械及家屋に至るまで悉く之を其處に移せり。平野富二郎即其位地々形の委棄するに忍びざるものあるを以て獨力奮つて造船所を茲處に起さむとし、十四年間該島借用の事を海軍省に稟請し其免許を得てこゝに石川島平野造船所は成りぬ。爾來漸次事業を擴張し更に二十ヶ

年の借用契約を爲せり。超えて十九年平野は漸く維持の困難にして而かも事業の前途更に遼遠なるものあるを思ひ澁澤榮一の助力を請ひ匿名組合法により二三同志の資金を合せて其發展の基礎を定めぬ。次いで廿二年一月其組織を改め十七萬五千圓を以て株式會社となし、石川島造船所と改稱したり。この間實に平野の創立より十三年にして其製作にかゝる船舶橋梁亦幾何なるを知らず。本邦民設造船所に於ける軍艦製造の嚆矢として軍艦島海亦同造船所の建造する所にかゝれり。平野廿五年を以て死す、彼や學なしと雖も識あり、資なしと雖も力あり、國家元氣の眞骨髓や寔にこの種の偉人によりて保たるといふべき也。廿六年二十五萬圓に増資し以て遂に一大造船所たるを致すの段階をなせり。かくて石川島造船所の設立以來明治十七年長崎造船所は三菱會社に拂下げられ、次いで十九年兵庫造船所は川崎正造に拂ひ下げらるゝに及び民間に於ける造船業は續々として勃興せり。これより先き十四年英人ハンダーなる者大阪川口鐵工所を創設したるも、事業頓に振はず、一時沈衰の姿にありしも、同二十年以來また再び盛大なるを得たり。又同二十四年横濱船渠會社の設立するあり。一般に造船業は其盛に向へり。唯海軍省に於ける同事業の經過に傳ふべきもの甚だ多しと雖も吾人は之を記述するの自由を有せざるを遺憾とす。其他一般機械工業の勃興は明治二十年以後にあり、就中田中久重の創設せし芝浦製作所の如きは規模の大なるものに屬せり。後ち該製作所は三井に譲渡さるゝに及び其業大に擴張せらるゝに至れり。廿三年平岡照、益田孝等は當時不用に屬せし小石川陸軍砲兵工

廠の一部を借入れ平岡工場と稱し、始めて日本鐵道、總武鐵道、關西鐵道及北海道炭礦鐵道等諸會社の委託を受け汽車製造を開始したり。

印刷紙及印刷業 印刷紙製造は機械製造業と共に文明の適切なる表彰を爲すもの也。既に前期に於て政府の印刷局抄紙部以下、王子、京都梅津、大阪中島等多少大規模の工場ありて専ら製紙の改良發達を計れるを見たり。然るに文明は新聞に雜誌に其他書籍の刊行に頻りに其需要を増進せしめ、明治二十年前後よりして製紙會社の設立せらるゝ者踵を接して出でぬ。即ち僅々三四年間を以て三重縣に四日市製紙會社、東京に千住製紙會社、駿河に富士製紙會社、大阪に阿部製紙會社等幾多其大規模のものを生ぜり。而して之が製造上の發達に至りても十九年大川平三郎の歐洲に製紙事業視察の途に上り木質原料を以て洋紙を製出するの技を傳へてより多くの製紙會社は亦一般に之を學ぶに至り、印刷紙上更に一生面を開けり。これと相並んで印刷事業亦隆盛を來し東京築地活版、秀英社以下有名なる同業者を出し、書體の改良を唱へられ、印刷雜誌の發刊を見るに至れるが如き其活潑なる情勢を察するに足るべく、印刷機械の如きも手控印刷器より一轉して圓筒印刷器となり、更に再轉して輪轉印刷機となり大に斯業の面目を一新したり。

農産物の増收 既に時代は農業國より工業國に進まんとする也。然れども實は未だ農業國としてすらなほ且つ其状態の甚だ幼稚なるを憫まるべきに似たり。嘗て一たび養蠶業の旺盛を極む

るや、米穀改良の如きは或は以て之を口にするも迂遠として嗤笑せられぬ。然るに其後外國輸出の端を開きてより、世人の注意は漸くこの方面に轉せらるゝに至り、或は伊太利、亞米利加等に良質なる種籾を得て、之が試植を行ひ、或は田區の改正、耕地の擴張によりて増收を力め農具の如き亦漸次改良せらるゝに近けり。かくて十四五年の頃粳糯陸米を合して三萬石内外に過ぎざりし收穫は二十五年に至りて四萬石内外を算し優に全額三分の一を加ふるを得たり。麥に至りては麥酒製造業の勃興麵包需用の増加とは麥種の改善を促してゴールデンメロン、ケープ等各種の外國麥種を試植せしめ、好成绩を擧ぐるに及んで、十四五年の頃千二百萬石内外なりしもの亦廿五六年に於て千七八百萬石の増收を見たり。製糖業に至りては臺灣の帝國の版圖に歸せしより漸く發達するに至りたりと雖も、其始め政府が明治九年を以て甜菜種を佛國より輸入して之を陸羽地方に試作せしめ、なほ又製糖機械を同國より購入して大に斯業の興隆を計りし以來愛媛以下之に倣ふの地多く内地の製糖業は大に其面目を改めて明治十三年中甘藷栽培段別百五十五町歩なるもの既に十五年に於て四百二十五町歩の多きに達せり。爾後製糖機の改良と品質の改良とに留意すること深く十七年より二十六年に至る十年間に於て其收穫約二倍に達せり。其他烟草の如きも或は印度群島中スマタラ産の烟草種子を移植する等幾多の改良と栽培とに苦心し十四年に於て四百三十二萬貫の葉烟草收穫高は二十五年に七百六十四萬貫の上に達せり。之に反して棉は支那印度方面の輸入品に壓倒せられ却つて漸次衰運を來したるも大麻

は幸に好成績を得つゝ進めり。

養蠶及製茶の計画的成績 養蠶は我國農事中最も發達し來れるものなるも其一たび養蠶社會に最も恐るべき微粒子病毒の蔓延し來るや爲めに我蠶業は一大打撃を蒙り全國を擧げて非常なる損失を餘儀なくせられたる狀は既に之を説けり。即ち二十一年より蠶種の検査を實行し、其結果甚だ良好なるを得て蠶病の歩合二十年に於て三割六分三厘なりしもの、二十二年には一割三分三厘となり二十四年蠶業取締規則を設けてより更に病毒殲滅の法は研究せられ、成績漸く良好なるを得たり。製茶亦一時は海外の信用を失墜せんとしたりしも、茶業組合並に取締所の設置を見るに至り漸く粗造濫製を嚴禁せしより舊勢を復し十八年中人を露國に派して其販路を探らしむ。其報告に曰く、露人の茶を愛嗜すること實に豫想の外に在り將來此國に向つて我茶の販路を開くの益々必要なるを感知せり。已に去る一八八二年輸入せし總額は六千二百餘萬英斤にして概ね支那産紅茶磚茶なり。而して彼製茶商業の方法たる、他の歐洲諸國と異り、特殊の慣習ありて、僅に十數名の豪商商權を占領して他邦茶の新販路を開くは容易ならざるが如し。然れども露國政府は政略上我茶を輸入せしむるの得策なるを覺知し、頻りに其舉を懲慝せるの好機會あるを以て漸次彼地に進入する、亦難事にあらざるを信ずと。是れ茶業者にとりて意外なる福音なりしなり。二十年霜害を蒙ること甚しきや、政府保護の下に純良なる茶を製すべく銳意するに至り二十三年、茶業組合中央會議に列席の爲め出京したる各府縣當業者は、農商務省

に會して其諮問案に答へぬ。二十五年開龍博覽會開設の議決せらるゝや、茶業組合中央會議所は早く人を米國に遣はして輸出製茶の實況を調査せしめ、更に同博覽會に喫茶店を設くるの決議をなし、役員の認定を受け、次で米國該事務局との交渉を遂げたるより委員及び相談役をシカゴ府に派遣するに至れり。當事者の勉むる所亦た大なりと云はざる可からず。果然翌年を以て博覽會の開設せらるゝや、我喫茶店は大なる好評を博し、品質佳良の綠茶は米人の嗜好に適することを見たり。これよりして海外輸出品製造に向つて一段の活氣を加ふるを得たり。左に繭の收穫高及製茶總額と其輸出額表を示し計數上の消長を見るの便とすべし。

年	繭 收 獲 額	製 茶 及 輸 出 額
十四年	一、三三九、七八六	二、一八四、三五七
十五年	一、三二八、〇三五	一、一八四、六八一
十六年	一、一〇六、〇一五	一、一七二、二七二
十七年	一、一六三、二七二	一、五八〇、二四〇
十八年	八七二、九七九	一、四八〇、七〇五
十九年	一、一一二、四一九	一、六八六、八九四
二十年	一、二一九、〇六〇	

製茶及輸出額表

製出高

十八年

五、四七七、九二八

輸出高

二、六、八一、五四九

産業發展期

十九年	六、八八二、三一七	三一、二一七、一六〇
二十年	七、一一一、二二一	二九、九四〇、八一七
二十一年	七、二五二、七八七	二七、七八七、四二五
二十二年	六、九〇七、五六四	二七、六三二、五九四
二十三年	六、九四五、四一九	三一、七一九、一二一
二十四年	七、〇九六、三九八	三三、四四一、六三六
二十五年	七、二一一、八六五	三一、四五〇、五一八
二十六年	七、六四〇、三六八	三〇、四四六、〇六六

第七章 交通機關の發展

〔電信事業の發達〕 明治十六十七の兩年は財界不振の精力に驅られ、延いて電信事業も其發達を阻止するに至りし事は既に述べたる所の如し。十九年以後に在りては、郵便事業と合同經營するの策の得たるものなるを知り、其取扱局を合併せしもの少なからず。電信事業は始め民部省之に當り、後工部省に移り、此年に至りて更に遞信省に移り、以て今日に至れる也。かくして社會經濟の狀態は、漸次舊に復し、人文亦大に進み來るや、電信事業の如き何人にも痛切なる必要を感せしむるものは永く閑却せらるゝの理なく、二十三年以後に於いて再び事業擴張の方針に復せられ、線路を延長し局所を増設することゝなれり。又二十四年四月には、壹岐對馬と肥前間沈設の海底線を大北電信會社より買收し、同地發着の電信料金を軽減し、二十七八年役

に當り、朝鮮國に我が軍用電信を架設するや、内地の國用線と相聯絡せしめ、以て軍事上の通信をして遺憾なからしむることを得たりき。又同時に同地に於ける線路も戰時に際し、通信輻輳して在來線の規模狭小に過ぐることを感じ、大に線路機械等を増加して、以て其缺陷を補ふことゝせり。

〔電話の發達〕 電氣事業隆盛の氣運は、單に電信の發達に止めしめず、更に電話事業の發達を促して、我が交通機關に一新生面を開くに至れり。明治十年米國に電話機の發明さるゝや早々輸入し、之を東京横濱間に試用し、尋いで工部省と宮内省との間に二條の電線を架設し、之に該器を裝置し通話の用に供したり、これ實に我國に於ける電話事業の權輿なりとす。而も之を公布するに當つて官設にすべき乎、公設にすべき乎、はた全然民間業に委ぬべき乎に就いて是非の議紛々として久しく決する所を看す。十六年(或は七年)に至るや、東京の豪商等相謀り、電話會社の設立を企て人を歐米に派して調査せしむる所ありしが、政府は遂に之を官設にせず。決し、遞信省は電話機の製造法を始め、電話に關する諸般の研究を重ねて業漸く緒に就くや廿三年を以て電話交換規則を發布し、同年十二月を以て京濱間に公衆電話を開設せり。是れ電話事業發展の第一歩となす。次いで廿六年三月大阪神戸兩市の間之れが開設を見るあり。この頃にして始めて一般に其必要を認むるに至り、漸く斯業の盛なるを致せり。即ち二十八年政府七年計畫なるものを立て總額千二百餘萬圓を以て斯業の擴張を計れり。蓋し戰後に於ける伊藤

内閣の財政計畫に伴へる發展なる也、こゝを以て二十九年以降全國樞要の都市に漸次電話は新設せられ各市大に其進歩を致せり。

電信事業の發達

電信事業は初め民部省に掌理し後ち工部省に移り而して後ち十九年以後郵便事業と合同經營の方針に出でたるより全く遞信省の管理に屬せり。爲に取扱局の合併其他に於て事務と資力の經濟上便利を得たるもの少からず、二十三年以來久しく事業維持の方針にありしものを變じ再び擴張主義を以て局所の増設線路の延長を計れり。廿四年四月壹岐對馬と肥前間沈設の海底線を大北電信會社より買収し全く我有となせり。これより先き明治十七年を以て帝國政府は海底電線保護萬國聯合條約に加入したりしが後十九年の會議に於て議定せられし事項は廿一年五月より實施せらるゝに決し同條約及罰則の發表をなせり。實に二十八年度に於ける電信線條は陸上に於て一萬二千二百十二里の延長となり、線路里程亦三千八百八十二里を計上するに及べり。水底線にありては海底ケーブル千二百三十三哩の線條を有し、河底ケーブル十一哩を算せられぬ。而して同年度に於ける電報數は、内國報のみにして九百萬通以上に達し之を明治四年の僅かに二萬通に足らざると比すれば、其社會急激なる發達の狀以て憶ひ見るべきものあり。

小包郵便の開始

内國小包郵便は明治二十五年十月を以て始めて開かれたる所にして從來は民間運輸業者に委ねられたる事之を飛脚業者が其職を失へるの後之れが救濟策とし前島密の勸誘

にかゝるものなりしは既に之を説けり。今や時代の進運は郵便事業の一要素として之れを他に委ぬるを容さず遂にこの舉に出でしめたるなりき。最初は樞要の地二百餘局にのみ之が取扱をなさしめ、通常及價格表記の二種のみを取扱しが順次其發展に伴ひ各種の小包を取扱ふに至れり。小包郵便開始の最初に於ける一ケ年間の引受總數七十三萬千四十七箇を算するも外國小包郵便は同年度に於て加奈太百一箇を記せるのみ。而かも外國小包郵便の開始は内國郵便の開始に先ち明治十二年本邦及香港間に之れが交換條例を締結したるに始まれるもの也。當時に於ける外國小包郵便取扱局亦僅かに三府五港の八局に止り、其他は全く關知せざりしものなりき。小包郵便の發達は後ち十三年十月郵便法實施に際し小包郵便法を廢して郵便法中に通常郵便を併せて規定したるに始まれり。

私設鐵道の勃興

日本鐵道の起るや私設鐵道は四方響應して勃興し來り十七年六月阪堺鐵道先づ許可せられ、大阪難波新地より堺に至る六哩餘の工業者手あり。次いで伊豫鐵道は十九年十二月を以て許可せられ松山三津ヶ濱間四哩を布設したり。伊豫鐵道は所謂輕便鐵道にして最狭軌のものたり、資本金四萬圓を以て成る日本に於ける最小蒸氣鐵道會社となす。明治廿年間にありては兩毛、水戸の二鐵道許可せられ、前者は小山前橋間後者は水戸小山間を連結するもの也。即ち使用の便利上後ち日本鐵道會社に於て購入する所となれり。越えて廿一年中にありては山陽、大阪、讃岐、關西、甲武、九州の六鐵道許可せられ、こゝに始めて日本鐵道と拮抗すべき

有力なる私設會社を起せり。山陽の如きは神戸馬關間を以て資金一千三百萬圓九ヶ年の日子を費し、九州鐵道の如きは一千百萬圓の資金を以て十ヶ年間を費して成れり。翌廿二年には山陽の延長線、甲信鐵道の敷設、日本鐵道の宇都宮今市間の延長線、北海道炭礦鐵道會社の新設、總武鐵道會社の新設あり。二十三年に至りては豊川鐵道、筑豊興行鐵道、參宮鐵道等又續いで起れり。蓋し十九年の末より二十二年に至る約二年半間は空前の企業熱勃興時代にして經濟界も亦随つて潤澤なりしが、廿二年の不作以來財界多少の恐慌を來し二十三年に入りては鐵道株すべて下落の微を來すに至り、既設會社は維持に困難なるものをすら出すに及べり。時偶々政府が日本鐵道を許可して以來の鐵道方針なる官私併行主義は松方内閣に至り一變して國有主義となり、廿四年十一月召集の第二議會には私設鐵道買収法案の出づるあり、政府は其理由として説明して曰く「近來會社を組織して鐵道布設を企業したるもの其數少からずと雖も當初計畫の目的を誤らず布設の功を竣成し略ぼ鐵道の面目を具備するに至りたるものは僅かに二三にして其他の鐵道は概ね當初の目的を達する能はずしてなほ全く工事に着手せず或は布設工事半途にして逡巡進む能はず或は既に大略竣功して營業を始めたるも收益意外に少額にして維持に困るあり、今日の勢を以て之を見れば是等私設鐵道が最初の目的を貫徹し鐵道の眞面目を具備するに至るは殆んど望み難き事とす」と、而かもこれ實は一時の小恐慌に對し政府が餘りに神經過敏なるの致す所に過ぎず、固り廿四年に於て新設會社はなかりしと雖もなほ既成會社は依然其工

事を進捗し同年末迄にありては日本鐵道は全く青森迄を完通し、水戸、兩毛も其全線を竣工し、山陽は尾の道に、九州は佐賀に達し、關西は津に至り何れも事業の大半を遂げたり。かくて財界の亂調漸く舊に復し其線路の延長に伴ふ會社の收入亦少なからざるを見るや廿五年末よりして鐵道企業熱は再び勃興し來り、青梅、佐竹、川越、房總、成田、京都、阪鶴、甲越、上野、北越等何れも許可せらるゝに至れり。これより延いて日清戰後に入り企業熱の煽動は更に夥しき設立を見んとする也。

鐵道布設法の制定

民間鐵道企業熱の勃興は政府をして鐵道布設法を制定するに至らしめ全國重要の線路は之を政府に於て布設すべく豫定するに至れり。蓋し政府は二十五六年度の交に於て官設鐵道は概ね着手したる工事を終るべきを以て爾後の計畫を定むるの必要に出でたるもの也。即ち十七年九月を以て東海道線布設の命發表せらるゝや爾後専ら測量に従事し二十年九月之れが測定を終るやこれと相前後して工事に着手し二十二年先づ横濱大府間を開通し、之と相對して西は大津長濱間を開き東京神戸間總延長三百七十六哩の全線は始めて貫通するに至れり。この間大船横須賀間(二十一年着手)亦成りて大府武豊間、米原敦賀間と併せて三枝線皆完成するを見たり。この他にありて中仙道中部線の敷設せらるゝあり、直江津、輕井澤間は二十年全く開通したりしも輕井澤横川間は碓氷の險の横るありて未だ連絡するに至らざりしが漸く廿六年に至り六哩余の難工事を二十五ヶ月の日子を費し二百萬圓の工費を投じて竣成するを得るあり

り、こゝに始めて東京直江津間亦日鐵線を經由して全通するに至れりし也。即ち二十五年六月鐵道敷設法を發布し豫定線路を敷期に分ち毎期の工事を繼續事業として之に要する費用は一切公債に據るものとなし、政府は第一期線中先づ北陸線(敦賀富山間)及奥州線(福島青森間)の敷設に着手し二十六年四月工を起して兩線を十六ヶ年間に結了するの見込となせり、而して更に二十八年度に於ては中央線(八王子名古屋間)及中央聯絡線(篠井鹽尻間)の工を起すに決せり。これ實に我が鐵道事業の上に其秩序を保ち得べき交通組織上の一整理といはざるべからず。當時政府が鐵道布設法に據る建設工事は總額六千萬圓の豫定なりしが物價勞銀の騰貴等種々の原因は既定繼續費に不足を生ずるに至らしめたるも着々其歩を進めしは實に其發足點をこゝに定めたるものといはざるべからざる也。

日清戰役と我國海運業 日清戰役は各種方面に於ける一大革命期なりき。而して亦海運業に向つても少からぬ影響を與へたる也。郵船會社の設立後海上亦競争あるなく我國海運業は平靜なる秩序的發達を保てりといふべし。然るに戰役開始は別個の刺戟を之に加へて其數字が示す發達亦驚くべきものあり。戰爭前即ち廿六年末に於ては汽船六百八十艘其噸數十一萬餘噸を示したるもの超えて廿七年度末に及びては一躍七百四十五艘十六萬九千餘噸に上り全くこの一年間に一期劃をなせり。殊に日本郵船會社の如き専ら軍用に從事したるものありては其増加の度殊に夥しく二十六年十月現在を以て同社所有船四十五艘噸數六萬四千五百五十七噸、それより滿一

年の後即ち廿七年九月末日にありては五十二艘八萬六千八百八十二噸に劇増せり。蓋政府は軍隊糧食の輸送に充つべく日本郵船の外大阪商船其他個人の所有船迄も之を借上げ、なほ足らざるに及んで十艘約三萬噸の船を購入し之を郵船會社に托して管理に當らしめ郵船會社又自ら二千噸以上の船舶十數隻を購入したる等其劇増の主因にして由來海運と戰爭は常に相聯關して其消長に關係し一たび有事の日に接せんには必ずや國民能力の計數的パロメートルとして其劇増を致すを見る。見よ翌廿八年末に至りては全國船舶の總數八百二十七艘噸數二十一萬三千二百二十一噸となり越えて廿九年に及んでは全國總船舶數八百二十七艘三十七萬三千五百八十八噸に上れり。國民能力の傾注により數的勃興は斯くの如くにして示されたり。况んや政府の航海獎勵、造船獎勵の道益々具備するに至れるをや。

第八章 文藝の革新

思想界の革新 明治二十七八年の日清戰爭は我國思想界に一大革新を惹起するの動機をなせり。曩には歐化思想に反動して起りし國家思想の發動によりて動かされし我思想界は、茲に再び國家的大事件によりて動かされたり。其間殆ど十年、暗々の裡に萌芽し來りしもの、此時に當りて俄然芳蕾を破り、燦爛たる美觀を現出せり。實にや日清戰爭の結果は、國民の自覺を普遍

ならしめ、信念を確固ならしめし大勢力なりき。さなきだに二十年來博物窮理の諸科學を始め、地理歴史宗教哲學等に至るまで皆な著しき發達を遂げたるの時とて、此の大刺戟大興奮に逢うては、豈何時までも平穩なる惰眠を貪り得んや。果然彩華は炳然として人目を眩射するに至れり。思想界の状態は既に前述の如く、活氣と光明に充たされたり。社會萬般の進歩發達は云ふまでもなし、精神的活動の一として、思想界に關係深き文藝界の事亦推して知るべきのみ。是れより先きハルトマン等に準據して評論の筆を執りし鷗外等の時代は、唯だ評家の論争に止まり未だ以て一般作物に影響する處なかりしも、廿七八年に至りては新智識の作家評論あらはれ、嚴正なる美學の規矩によりて詩家小説を評し、作家亦思索的の傾向をあらはし、戦後文壇の花々しさは實に筆紙の盡す能はざるところ也。

戦後の文壇 戦後文壇の盛況を陳べんとするに當り、一言すべきは前期末葉の衰頹を受けし、戦争當時の文壇なり。云ふまでもなく戦争の文學に及ぼす影響は常に悲觀的なり。さればにや此の時に當りては、唯だ紅葉の『隣の女』、『冷熱』、露伴の『有福詩人』、浪六の『安田作兵衛』、樗牛の『瀧口入道』、脚本にては櫻痴の『日蓮記』あるのみ、外は見るに足らず。とは云へ戦争を主題とせる所謂戦争文學は、新體詩に小説に脚本及び戦記畫報に、其數と量に於ては夥しきものあり、又その作家も殆ど其當時の文人を網羅せるの觀あり。然れども由來戦争文學は畢竟一場の際物たるを免れず、唯だ一時國民の好尚に投じたるに過ぎざるものにて、永久生命などは問ふ

も野暮也。戦時の衰頹を以て、直ちにその將來をまで悲觀するには及ばざりき。彼の廿七年の沈滯は落滅の兆にはあらずして、實に來るべき隆運の兆なりき。一度戦捷の報傳はるや、國民は此れまで潜めたりし勢力を一時に勃發して、或は繪畫に或は彫刻に將た又或は文藝に、未曾有の偉觀を呈出したり。小説先づ轉進し、新體詩戯曲其の面目を一新し、和歌俳句又革新を企てぬ。まづ俳句を説いて次で詩歌に及ばむ。

新俳句の物興 俳句の革新運動が、小説、新體詩等に比し、甚しく後れたりしは、後者が多く其の根本思想を泰西文學に仰ぎしに反し、俳句には之れなきと、從來舊俳に携はれる宗匠が概して新智識に乏しく、詩の何たるを解せず、一種の遊戯と見なし、詩境と非詩境の別を悟らざりしとによる。されば從つて斯界の革新は他に其人を得ざるべからざりしなり。此に於てか風に泰西文學の思潮に浴し、而も俳諧固有の趣味を解したるものよく舊俳以外に立ちて新派を創めたり。正岡子規、尾崎紅葉之れ也。彼等は其の探るべきを過去に求め、古人の作に就き自己の新見識を以て之れが妍醜を分ち、其標準を確決し、新たに妙句名吟を集めて、研究の材、創作の料となし、其當時の非文學的傾向を打破し以て文學の地位に進めんと力めたり。紅葉が俳句を初めたるは十八年の頃にして、もと文章の餘技として諧謔の調を弄するに止まりしが、十二年の頃に至りて西鶴を摸倣し、談林調に復歸したり。爾後彼は硯友社派の小波、思案、眉山、水蔭を率ゐて紫吟社を結び、頻りに談林風又虚栗句集風の俳句を作し、一時青年文客の中

に流行を來せり、一時は書生俳句と冷罵せられしが、後ち眞面目なる文學的作品を出し、華麗より一轉して平淡に入り、遂に主觀的醇化の極に達し、想も調も漸く談林風を離るゝに至りぬ。此の派の人々は其の趣向の時間と事件とを含める小説的のものを喜び、複雑なる人事を詠せんとする傾向を有せり。

〔正岡子規〕 子規が俳句に指を染めたるは紅葉と同じく十八年にして、全く身を俳句に投ずるに至りしは廿四年頃にして、『俳句分類』の編纂に起因す。而して『猿蓑』を中心とせる蕉風を學び、『燈火十二ヶ月』『男女句合十二ヶ月』等を初めとし、盛んに作句をなし、遂に帝國大學を中途廢學して日本新聞社に入りぬ。爾來東西に旅行して自然觀察の眼を開き、客觀叙景の一派を立て俳句領域を擴張したり。彼と歩調を一にせるものに鳴雪瓢亭あり。門下に虚子碧梧桐紅綠あり。來り投せしものに肋骨松宇等あり。彼の『芭蕉雜談』は明治の新思想を以て俳諧を論じたる嚆矢と云ふべく、宗匠者流の沒詩眼を指摘し、進んで新詩眼の標準を示したるもの、小説界に於ける逍遙の『小説神髓』の功績と等しく、此は俳壇革新の曉鐘とも云ふべく、明治文壇の珍たり。彼の古俳句研究は二十九年に至り益々その歩を進めて、天明の蕪村に至り、其の作する處も芭蕉の消極的なるより一轉して蕪村の積極的妖麗雄健の趣味を帶び來れり。爾來此の風は彼の一派に及び、『日本』の俳壇は滔々として蕪村の摸倣によりて充たされたるが、遂に此の弊を破り思想に聲調に明治の特色を發揮し來り、『ホトトギス』の東遷『新俳句』の刊行に至りて、斯派の勢

力は其の極に達しぬ。彼の一派は新聞『日本』に據れるの故を以て日本派とも云ふ。以上の二家以外、角田竹冷、戸川殘花等は秋聲會を起し、紫吟社、雪人派と連合を企て、新舊調和を標榜して雑誌『秋の聲』を發刊したれど、其の結果は面白からざりき。又佐々醒雪大野洒竹等の筑波會起り、評論には精透を極めたれど、作句は甚だ熟せず。三十年に入りては、紫吟社、雪人派、筑波會、秋聲會等皆衰へて、獨り日本派のみ斯界に覇を稱ふるに至れり。遂に俳句と言へば日本派を聯想するに至れり。

〔歌壇の形勢〕 國學の復興につれ、和歌革新の新機運は落合直文等によりて初められたり。彼等は純日本思想を古歌調によりて新文藝に發揮せんとし、御歌所一派の孱弱を排し、桂園派の卑俗を斥けたりき。當時歌壇の一般思想は詩の何たるかを知らず『心に思ふこと、見る物、聞くものにつけ云ひ出せる』と云へるが如き漫然たる固陋の思想に囚はれたるもの多く、徒らに會を起し、社を結びて各自門を開き風を布きたるを以て、當時は尙ほ高崎正風、小出繁、大口鯛二、鈴木重嶺、坂正臣、黒川真賴、税所篤子、本居豊穎の、御歌所歌人は斯壇の中心を以て目せられき、されど彼等には、想形共に舊型陳套を脱して新機軸を出すことなどは思ひもよらざりし也。此の時に當りて海上胤平は一の異彩にして、豪健の趣味を帶べる萬葉模倣の作を出せり。かゝる間に新文藝の激瀾たる機運漸く至り、他の文藝は着々其歩を進めぬ。獨り和歌のみ長く一處に止まるの理あらんや。

【和歌の革新】 由來和歌は本邦最古の文學なるが、貴族文學を以て自ら任じたる因襲の久しき、到底新思想の此の堅壘に入るべくも見えざりしに、落合萩の家出づるに至り、從來の月並的な題材と趣を異にし、嶄新奇抜なる着眼を以て吟咏の對境を宏濶にし、以て清新掬すべきものを多く作り出せり。その門下生なる與謝野鐵幹、金子薫園等師の後をうけ、未だ充分に新思想を入れ、着想と聲調とに大膽なる革新を加ふるに至らざりしを慊焉あはれらすとなし、舊弊を打破して大に其實を示すに至れり。鐵幹は年少氣銳にして、其想形の粗豪にして圓熟の域に達すると甚だ遠しと雖も、而も亦よく萩の家の遺風をうけて、清新温情の風趣の掬すべきものなきにあらず。殊に彼は夙に韓土に遊んで國亡んで山河存るの狀に接し、悲憤慷慨措く能はず、之を豪快の詩に謳ふと共に、更に萬葉調を復興して、久しく忘れんとせし和歌をして好個研究の問題たらしめき。他に又佐々木信綱あり、『竹柏會』を起して歌道に對する書を多く著はし、又一方門下生を教へ、鐵幹の豪健に比し、流麗を以て稱せられき。此時に當りて、俳壇の曉將正岡子規は和歌革新の圈内に餘勢を振ひ、『歌人に與ふる書』を初めとして、創作を發表し、爾來竹の里人なる名を以て、俳句の趣味を加味したる和歌を作り、當時歌壇の一異彩たりき。尙ほ盛んに歌論を公にして、大に斯壇の革新を計らんとせしが、央にして病歿したれば、其影響は俳壇に於けるが如く大ならざりき。其後三十三年鐵幹は新詩社を結び、雜誌『明星』を發刊して、所謂明星派の一團を作り益々渾成の域に入り遂に其勢他を壓するに至れり。與謝野鐵幹が和歌を

革新して『明星』を起し、正岡子規が俳句を革新して『ホト、ギス』を起したると、その揆を一にし、その功績、その手腕共に相如く。韻文界の二大恩人といふべし。此れまで唯だ人情風俗を寫すを以て本分と心得られし和歌が、純文學として獨立するに至りし事、題材の擴張せられし事、古來の套習たる枕詞、掛詞、縁語の類を排して、實字を用ふるに至りし事、歌詞の小範圍を脱してあらゆる言語を用ふるに至りし事、等は本期間に於ける革新の主なる點なり。されどなほ將來に其の成果を待つべきこと多し。

【小説界】 前期に於て我が沈靜なる小説界は、文學革新の機運に連れて、俄然勃興し來り、次いで本期に至り益々隆盛の域に進みぬ。先づ文藝雜誌及び新聞等の盛んに之れが掲載を初め、既に大家の列に入れる紅葉、露伴等愈々其勢力を張り、柳浪、眉山、鏡花、宙外、一葉、天外等接踵して起ち、創作の出づるもの愈々多く、遂に小説界大轉進の機は到來せり。其の陣頭にあらはれしものを觀念小説となす。從來の淺薄なる寫實小説は、到底長く文壇に力を維ぐ事能はず之れに代つて起りし歴史小説は中途にして倒れ、撥鬢小説は從前の寫實小説よりも更に粗笨淺薄なるを以て、心理描寫の精微なる性格表顯の刻劃なる觀念小説の起れるは、寧ろ當然の事なり。眉山の『裏表』鏡花の『夜行巡查』外科室等は皆な一定の觀念の上に立ち、人物心理の發展を描寫せんと試みし此種の作品の代表たるべきもの也。

【眉山と鏡花】

眉山は之れまでの纖麗流暢の筆に深刻を加へ、『書記官』『うらおもて』を作り、心

理變化を解剖して、人の肺腑を抉る深刻なる描寫を試みぬ。然れども未だ理想を追ふに急にして、事件甚だ自然に遠かれり。鏡花は同じく其流を汲み、一種峻峭の想、沈痛の筆を以て前記の作を作り、一時に盛名を馳せたり。されど稍もすれば着想奇に過ぎ、筆力幽に失し、従つて不自然不人情の傾向を現はし來れり。彼の『鐘聲夜半録』『化銀杏』『海城發電』等皆然らざるは稀なり。爾來、論理上又は心理上の概念或は觀念を作物の上に體現せんとする傾向を生じ、在來の淺薄なる作物にあきたらず、世態人情の幾微を捉へ、直ちに人心の靈性に觸れんとする深刻幽玄の風を生ぜり。廣津柳浪の深刻小説悲慘小説之れ也。概ね人生の暗黒面の描寫につとめ、性と肉體とが境遇の關係より悲慘なる運命に陥る經路を痛切に描き出すところ彼の獨占境なりき。『黑蜥蜴』『變目傳』の如き之れなり。然れども其の失とするところは、觀察餘りに主觀に偏し、従つて不自然なる點にあり。若しそれその人情の幾微に到り悽慘たる情況を描くに到りては柳浪ひとり之れを能くするの感あり。以上三家の作風は、次第に推移發展して、眉山の『松風』『朧富士』『絃聲』、鏡花の『龍潭譚』『照葉狂言』『風流蝶花形』『化鳥』『清心庵』『聳題目』『辰巳巷談』『笈草紙』『梟物語』、柳浪の『今戸心中』『河内屋』『淺瀬の波』『信濃屋』『段々染』『異り種』『女仕入』等を出しぬ。眉山は觀念小説の矯偏なるに心理小説の自然的分子を加へ、鏡花は益々自己の特徴を發揮して、益脚色の不可思議なるをえらび、探偵的の好奇心と、幽玄なる描寫の高調に達する感情の昂上とを讀者に與へ、柳浪は結構の戲曲的發展に加ふるに、對話を以て始終す

る戲曲的形體を完成し、相率ゐて斯壇に重きをなせり。中にも柳浪は自然派的心理小説に傾きよく當時の人心に容れられて、多作枚擧に違なき程なりき。

〔心理小説〕 桶口一葉は、氣骨ある露伴の筆致と、心理的の新思潮を汲んで、盛名を一時に現はせり。處女作『闇樓』を初めとして『たけくらべ』『濁り江』等を出し、忽然として名を成せり。其作る處の二十餘篇收めて『一葉全集』にあり。著はれたるものを『たけくらべ』『濁り江』『行く雲』『十三夜』『わかれ道』『われから』なりとす。女史は一種沈痛なる人生觀の上に立ち、萬斛の憤淚を揮つて人生社會を解剖し、尙ほ深刻小説派の如く、奇怪慘酷なる事なく、見る處狹隘なる社會の一部に限らるゝ代りに、奥底に達する深き描寫と、單調なる性格なるも刻劃の生彩を發揮して、絶代の才媛とうたはれたりしが、不幸成熟の域に至らずして歿しぬ。行年僅かに二十五才、惜まざるものなし。一葉は嘗に寫實小説時代の産みたる天才のみならず、實に明治に於ける一大天才也。此の頃女流文學者輩出し、三宅花圃の小説、若松賤子、小金井喜美子の翻譯等、夙に才筆の名高かりしが、遂に一葉を出しぬ。次いで北田薄水、田澤稻舟、大塚楠緒子等出で、『闇秀小説』の出版せらるゝに至る。花圃の『露のよすが』『萩桔梗』は、一葉の厭世的なるに反し、光明なる温健の筆致にして、兩者の對稱面白し。共に闇秀作家の第一位を以て稱せられぬ。薄水女史之れに次ぐ。『鬼千疋』『黒眼鏡』を著す。稻舟は『白薔薇』を以てあらはる。斯くて心理描寫の風潮は一面に於て、縹緲たる詩韻に富める散文的小説を生み出したり。江見水蔭、田山花袋等は此

の派に於ける最もすぐれたる人々なり。水蔭は初期以來硯友社同人に加はり、奇骨ある文章を以て稱せらる。本期に入りては、『二十八短篇集』『水車』を初め、『女房殺』『炭焼の煙』『泥水清水』『絶壁』等を出して名を挙げたり。田山花袋は『山家水』『水車小屋』『小桃源』『無名草』『忘れ水』等清新幽婉の作を出しぬ。其描く處概ね青春の純潔なる戀愛にして、着想の自然にして、描寫の温健なるは其の特色なり。小栗風葉は紅葉門下より出づ、鏡花に次いで立てり。『寝白粉』『龜甲鶴』を出すに及びて、評壇の注目を呼ぶに至れり。人情自然の経路を説き來りて、輕妙の筆又才藻見るべきものあり。其他紅葉門下にして、柳川春葉、徳田秋聲等ありしも未だ重きをなすに至らず。

早稲田の青年文士 上の如き状態にて、文壇益々多事ならんとする秋、逍遙の率むたる早稲田専門學校よりは、後藤宙外、水谷不倒、島村抱月、三木天遊、繁野天來、井原青々園等の新進作家現はれたり。中に就きて最もすぐれたるは宙外、不倒の二人なりき。宙外は『ありのすさび』『闇のうつゝ』『思ひざめ』『亂れ心』『白霞』を出す。多く心理の精微に入りて戲謔と注意周到なる深刻悲惨、葛藤煩悶の趣味を融合して、主觀的の描寫に長じ、平淡の中、老練せるを見る。不倒には『枯野の真葛』『鎗刀』『薄唇』の作あり。彼は輕妙諧謔に長じたり。抱月は『めをと浪』『月暈日暈』『墨繪草紙』を出せり。彼もとより批評家の質にして作品には深刻なる哀情なきも、結構布置整然として弛める處なきを以て長所となす。天遊と天來とは、空想的詩に進み、青々園

は滑稽趣味に富む。以上新進作家の外、なほ綠雨、天外等あり。綠雨は正直太夫の名にて『小説評註』『荆鞭』を出し、次で綠雨の名にて諷刺小説に筆を染め、『觀面』を始めとし『雨蛙』等を出す。銳利なる筆鋒、警句續出して絶妙を極む。而も辭句銑練せられて、當代の珍たり。天外は綠雨の門に入りて、その鬼才を縦横に馳せ、『改良若殿那』の短篇を始めとして、『奇病』『卒都婆記』『改良若殿』ひとり者『珈琲店』等の小説を出せり。よく好笑的材料をとらへ來つて多少諷刺の眞體をなせり。其他遅塚麗水、三宅青軒、松居松葉、前田曙山、太田玉茗、藤本藤蔭、有本樵水、緒方流水、黒田天外、半井桃水、中谷無涯、田村松魚、藤本夕隣等あり、多少の創作を公にせり。就中麗水、松葉、天外、松魚最も著はる。

心理小説 斯くの如く、新作家の盛んに心理小説につとむるに至りしかば、之れに刺戟せられて、所謂先進作家も亦振ひ起りぬ。露伴は二十六年『風流微塵藏』の大篇に着手し、先づ初篇『笹舟』を公にしたり。爾來引續き『菊の濱松』『獨寢』『雲の袖』の諸篇を出して文壇を騒がせぬ。されどこれは前期の『五重塔』などにまされるものとは思はれず。續いて二十八年『新浦島』を書き出したり。これは浦島傳説の上に想を構へたる抒情的小説也。よく露伴の露伴たる性質をあらはせるものと稱せられき。翌年出せる『鬚男』は『新浦島』に比し、著しく其趣きを異にし、彼が作中の異彩なりき。美妙齋は一時『夏木立』『胡蝶』の著者として文名四方に鳴りしが、其後暫らく影をひそめぬ、然るに此時に至り再び其才筆を提げて起ち、『お千代』『鰻且那』『若白髮』を出して好評

あり、續いて『閻魔地藏』『可憐狂』を出し、何れも佳作を以て目せられたり。漣山人は硯友社の小説家にして、又小年文學に名を得たりしが、遂に『日本昔噺』『日本御伽噺』『幼年讀本』を編し、雜誌『幼年世界』『少年世界』等を發行しぬ。小説界の潮風暗黒なる方面に向ふや、山人は『昭君怨』を出したりしが、かゝるものよりは山人は二十八年出したる『董日記』の如きに得意なりしなり。

〔紅葉の諸作〕 紅葉は此期に入りて、盛んに外國文學の翻譯につとめ、有名なる『隣の女』『不言不語』『冷熱』等を出せり。就中『不言不語』は彼が翻譯物の代表作也。然れども世は紅葉の想泉涸渴したるなきやを恐るゝに至りしかば、紅葉は奮然立つて『多情多恨』の大作を出せり。精練なる言文一致を以て、平淡の境に材を選びぬ。當時新進作家が競うて深刻の想に趨れるに反して、飽くまで自己の立脚地を固持しぬ。此篇終るや直ちに彼は、彼が一代の雄篇『金色夜叉』に着手し、異彩ある着想と、戯曲的變化の巧妙なると、詞筆の精練絢爛なるとには一世をして心酔せしめたり。然り確かに彼が傑作也。されど文學的價值を問はゞ『多情多恨』はるかの上にと云ふべし。紅葉の『金色夜叉』以後、小説壇の傾向は一轉せり。即ちこれまでの心理解剖、性格描寫、乃至情操細叙の小説が極端に走りて、稍もすれば超世間的の傾向を帯び來るを嫌きら焉らずとなし、社會的傾向、即ち實世間と小説との深密の交渉を旨とする傾向の盛んならん事を望むもの多く、遂に實業小説、宗教小説、諷刺小説、政治小説、家庭小説、社會小説等の種々なる形式を以て其の新要求を表はせり。

〔社會小説〕 評論壇の轉機につれ、創作壇に一新潮を揚げたり。即ち紅葉の『失戀詩人』柳浪の『非國民』思案の『五濁惡世』漣山人の『從五位』美妙齋の『白日鬼』等社會的諷刺小説續出せり。三十一年に至り内田魯庵の宗教小説現はれぬ。その『暮の二十八日』は即ち之れなり。一種清高の趣を帯び、從來の陰慘小説の間に一新面目を開けり。『浮き枕』『今様厭世男』『片鶉』等皆宗教趣味と社會の諷刺とを含む。此の氣運は延いて新進作家にも及び、宙外の『腐肉團』紅葉の『政鷲』秋聲の『情けもの』等皆社會的傾向を帯びざるはなし。かく實世間に接近せざるべからざる事は、理想派の雄鎮露伴すら之れを唱ふるに至り、人を寫すのみならず、社會を描かんとする新傾向あらはれたり。新寫實的傾向之れ也、其意從來の寫實的傾向より尙ほ一層廣濶なる意義を有し個人より進んで社會の實相に入らんとするもの也。こは一般の思潮が漸やく空想に倦きて現實的に赴きし兆と見るべし。

〔代表的三作家〕 三十二年頃より宙外、柳浪、天外、紅葉等の諸作概ね此の流風を追へり。即ち宙外の『新機軸』『影日なた』『遺る光』『乳母が家』柳浪の『縋れ糸』『骨ぬすみ』『紫被布』『二人やもめ』『亂菊物語』皆然らざるはなし。其後紅葉天外は新寫寫實主義より進んで自然主義的傾向に向へり。此の主義は近代思想界の一大潮流にして、文藝にありては美を描かんとするよりも、ありのまゝなる人生の實相を寫さんとする也。されば此主義のもとには善惡醜美を識別して詩材を選択することなし。前陳二家の如きは確かに此の傾向を帯びたるものと見らる。紅葉の『寢白粉』

『戀慕流』『蠶下地』『醒めたる女』『黒装束』『心中くぐりべ』『沼の女』『天外の『初姿』『戀と戀』にせ紫』『女夫星』『新學士』はやり唄』等皆な自然主義的、寫實的大膽なる描寫によりてなる。かゝる間にも風葉は凄艶にして滑脱、精緻にして婉曲、其の詩趣の豊富なる筆致には柳浪天外の遠く及ばざる處、其の結構の緊密にして戯曲的の才を有する事、尙ほ柳浪と比肩すべし。右の自然主義的傾向に對立して、ロマンチックの傾向を代表するものは鏡花也。彼は現實界よりも虚靈界を重じ、自然よりも神秘に傾き、遂に夢幻の裡に空想を馳せて、其の作る處亦荒唐奇怪に失せしが、着筆の幽玄靈妙なるに至りては誠に天下一品と稱すべく、何人も模すべからず。三十二年に入りては益々幽怪を逞うし、『錦帯記』『通夜物語』『黒百合』『湯島詣』『五の君』より『三枚續』『高野聖』『註文帳』『袖屏風』に進み、『女仙前記』『起請文』に至るまで、皆奇想夢裡を彷徨するの感あり。中に在りて僅に『湯島詣』のやゝ寫實的のほかに見えしあるのみ。之を要するに彼の筆は、之れを省略すれば簡淨勁拔餘情を言外に残し、精描細寫すれば愼密委曲を極む。幽玄夢幻裡を寫して鬼神に迫まらしむる處紅葉風葉の濃艶妖冶の方面に於けると等しく實に斯壇彼と比ぶものなし。其他傳奇小説には浪六の『たそや行燈』『大阪城』『當世五人男』、弦齋の『衣笠城』『日出島』『小猫』、涙香の西洋小説の翻譯又は翻譯案、南翠の『荒海貫一』、澁柿の『伊達政宗』『島左近』『五月女阪』『脱走兵』あり。麗水の『不二の高根』『首陽山一帯の風光』等は紀行美文として知らる。彼の小説には、『半日城』『さんさ時雨』『照日松』等あり。

〔翻譯界〕 又翻譯界にては、森田思軒老練の筆を以てユーゴー、ポー、ベルタを譯し、抱一庵等を率ゐて『報知新聞』『國會』『萬朝報』等に據れり。不知庵は二十九年以後ゾラを譯せる『戰塵』『コンウエ』を譯せる『彫像師』等を出し、鷗外は前期と異なりあまり筆をふるはずなり其妹喜美子、レモントフの『浴泉記』『ビन्दルマンの『名譽夫人』等を出す。若松賤子はミス、プロクトルの韻文を譯して『忘れ形見』となし、バーネットの作を譯して『小公子』となす。共に翻譯界の珍たり。此時、十年前其後を晦ませし二葉亭四迷再びあらはれ『片戀』『肖像畫』『浮草』『夢語』『親心』『腐れ縁』『酒袋』の譯文を公にす。中にも『片戀』は、ツルゲネーフの原作にして詩情清婉、『浮き草』『親心』亦同作家の名品なるが、譯筆よく原文を移植せり。其他『文學界』の星野天知、馬場孤蝶、戸川秋骨等南歐文學を唱へ、『帝國文學』の上田柳村之れに呼應し、長田秋濤の『戀のナポレオン』『王冠』、淺野憑虚の『スケッチ、ブック』『クリスマスカロール』『グイカー物語』の譯、涙香の『レ、ミゼラブル』の譯『噫無情』『鷗外の『即興詩人』原抱一庵の『聖人歎賊歎』(リットン)『巴里の秘密』(シユ)秋濤の『椿姫』(ヂューマ)及び紅葉の『鐘樓守』等は皆有名なる譯書也。

〔新體詩〕 前期に於て隆運の萌芽既に發生せる新體詩界は、本期に入りて外山、山仙士再び新體を提出せるによりて、其の運動第一歩ははじめされり。『帝國文學』に掲げし『旅順口の英雄可兒大尉』は即ち之れ也。之れに續いて『輪卒』『忘るゝな此日を』『我は喇叭手なり』等出づ。其後『新體詩歌集』なるもの、山仙士、上田萬年、中村秋香、阪正臣等の諸家によりて編まれたり。

井上巽軒の『比沼山の歌』は依然として七五の舊調を襲ひ、革新の範圍をば唯だ用語の種類と想の規模とに限れり。されば用語の豊富にして遒勁なると旨意の明瞭なるとを以て古擬派に對する優勝の理由たるのみ。其後武島羽衣は『墨染櫻』を出したるが、其詩想深く主觀界にも入り、詩形整齊、詩語又純粹にして泰西詩歌の味ひありしかば、直ちに新詩人として認められぬ。爾來『詩人』『草刈笛』『月』『人生』等の創作皆温藉の詩想を發揮したり。鹽井雨江は初め『深山美人』と題する抒情的叙事の長詩を出して名をあらはし、『深山の花』『故郷の花』『磯の笛竹』等を出せしが皆純王朝的にして、嶄新なる趣味は帯びざりき。次であらはれたる大町桂月は其の詩形こそ擬古調なれ、詩想の純真情熱なるによりてあらはれたり。此間にありて大膽に擬古派に反對の態度をとれるものは與謝野鐵幹なり。先づ『東西南北』を出し、三十年再び『天地玄黃』を出しぬ。集中の主なるものは『山中の石』『乾坤寥廓』『海嘯』『人鬼』等なり。

〔新詩(二)〕 歌人たりし鐵幹の詩界に入りしに續きて、俳人たる子規亦詩筆をとり、『鹿笛』『父の墓』『小虫』『四季』『洪水』等俳詩想を長詩になせるが如きものを出せり。美妙齋亦『魔界天女』をつくり、詩壇に異彩を放ちぬ。三十年の夏には湖處子、嵯峨の屋、國木田獨歩、松岡國男、田山花袋、太田玉茗の共著『抒情詩』出版せられぬ。湖處子は湯淺半月、嵯峨の山人等と『國民の友』に據れり。之れに對立するものは『早稻田文學』の詩人、三木天遊、繁野天來なりき。『文學界』の濟濟たる詩人中特に其名をあらはしたるものは鳥崎藤村也。『一葉舟』『秋の夢』等の抒情詩が一新

聲調を出して時人を驚かし、續いて『哀歌』『二つの聲』『こひぐさ』『鶏』等皆想像雄偉、詞章清新にして、纖弱弛廢の當代詩界に一大刺戟を與へたる作品なり。其後『帝國文學』にあらはれたる『深林の逍遙』は新體詩創始以來の名品として詩人としての藤村の名顧みに重きを加へぬ。其詩集『若菜集』は形式多様、内容清新熱烈又よく西詩の面影を傳へたり。薄田泣菫は藤村出でて間もなくあらはれたる新進の士にして、『花密藏難見』によりて清婉の調、可憐の情操を知られ、『紅絹袖』『夕』に於て其特色を示しぬ。彼の短所は形式の變化措辭の技巧に囚はれて、藤村の如く神韻に乏しき事なり。土井晚翠又前二家と前後してあらはれ、『紅葉青山水急流』『枯柳』等一種の新調をあらはし、『希望』『雲の歌』『星と花』『墓上の花』『登高』『暮鐘』の名篇を出しぬ。『一葉舟』『夏草』の二詩集を出したる藤村は更に一轉化し、『落梅集』に至りては感情生活よりも意志生活を尙び、事業の謳歌と生命の戰鬥とをうたひぬ。『小諸なる古城のほとり』『寂寥』は清楚の彩華奕々たり。『天地有情』は三十二年に刊行せられたる晚翠の作品集也。『馬前の夢』『星落秋風五丈原』の二雄篇の如き、結構雄偉、詞藻壯麗、抒情叙事の技あはせ見るべし。三十四年に至り第二の集『曉鐘』を出す。各篇皆哀調を帯び來れるを看る。『萬里長城の歌』『秋興八首』『黑龍江上の悲劇』等是が代表作と稱せらる。『弔吉國樟堂歌』『富嶽の歌』『登高賦』等は其の中の絶唱也。『暮笛集』は三十二年にあらはれし泣菫の作品集にして、『詩のなやみ』には其の憧憬の歸着點愛と詩となるをあらはし、『星』『鐘』『蟋蟀』等には詩の惹れを示し、『琥珀』『玉腕』『紅絹袖』『夕』等には

戀の憧れを示しぬ。本期の詩壇、以上三家の外は皆ふるはず、唯だ新詩社を起して『明星』を發刊し、之れに據る鐵幹、後進として高安月郊、蒲原有明、兒玉花外、岩野泡鳴、今村敬天等多少名ありき。

戯曲 戯曲の發達は新體詩のそれに比して、尙ほ一層後れ、前期に於ては逍遙のシエークスピア原作『ジュリアス、シーザ』を淨瑠璃體に翻譯して該戯奇談自由太刀餘波銳鋒』と題したるもの、依田學海小永井少舟等の『新評戯曲十種』、少しく進みて學海の『吉野名歌譽』文覺上人勸進帳』、福地櫻痴の『青日局』『關原譽凱歌』大久保彦左右門』『日蓮記』、翻譯物として鷗外と三木竹二との手になりし『調高矣詳絃一曲』『折薔薇』位のものにして、創作壇見るに足るものなく廿一二年の頃岡野紫水、學海、半峰、逍遙、美妙、默阿彌、篁村、思軒、鷗外等演藝協會なるものを起し、大に戯曲の改良、劇壇の革新をはかりしが、其効果あらはれず、遂に本期に入れり。

逍遙の史論 二十六年逍遙は『我國の史劇』を論じ初めぬ。此れ斯壇の新聲にして、性格劇の發展を鼓吹せし點に於て、かの小説に於ける『小説神髓』と等し。されど其の影響は評壇にあらはれしのみにて、作劇、劇場文人には何等及ばず處あらざりき。遂に逍遙は創作壇に立ち、二十八年春の屋の名を以て『桐一葉』を作し、續いて『牧の方』をあらはすや、廣く世に行はれたり。之れ著者の理想には未だ遠からんも、多年の所論を具體的に表現せる一部とも見るべし。於是

斯壇の暗黒は破られ、初めて曙光を望み得たり。其後作者は『杳手烏孤城落月』をあらはせり。之れ明治文學の一紀念として戯曲史上没すべからざるの著也。以上の三曲以外逍遙は『二葉楠』を著したるが、評壇噴々之れを稱揚し、新進作劇曲家漸くあらはれぬ。高安月郊の『重盛』、眞田幸村の如き又譽田綠堂、土肥春曙、松居松葉、及び水蔭、漣山人、柳浪等の戯曲を試みるなど之れ也。櫻痴は三十年歌舞伎座の立作者となり、『俠客春雨傘』を作る、舞臺面の變化面白く好評を博しぬ。されど要するに彼は新舊過渡時代の作者なりき。純乎たる文士にして梨園の關門を破れるは、實に松居松葉也。その史劇『惡源太』は左團次によりて上場せり。創作は尙ほ依然として振はず、唯だ思軒譯の『替使者』紅葉作の『心の闇』『冷熱』等の僅かに上場せられしに止まる。翻譯戯曲には、逍遙の『ハムレット』早稻田文學に掲げられしが中絶せり。戸澤姑射の『オセロ』は好評を得たり。月郊の『イブセン社會劇』は北歐名家イブセンの作『社會の敵』『人形の家』二篇を譯せるものなり。其他には云ふべき事もなし。

第五編 對外發展

五六八

第一章 戦後の經營

【臥薪嘗膽】 二十九年五月三十日大元帥陛下には衆庶萬歳の裡に凱旋あらせられたり。小松宮彰仁親王殿下の統率し給ふ大總督府亦幾何ならずして本國に歸らせ給ひぬ。遼東の野に苦戦幾百を経たる我同胞は順次國民が凱歌によりて迎へられぬ。而かも歡天喜地の帝國裡に悲憤慷慨の聲あるを如何せん。遼東還附の一事は全國を舉げて終天の屈辱を蒙りたるの感を生せしめ、政黨派は舉げて政府の外交を非難し、戦捷の光榮は外交の失敗によりて奪取し去られたりとなせり。改進黨、革進黨、中國進歩黨、大日本協會、議員俱樂部、大手俱樂部、國民協會の聯合硬派團體は遼東還附に關する政府の責任を問はんとし自由黨其他にも交渉して「至尊容忍の大徳には感泣し、軍隊の勇武義烈を感謝するも、當局者が外交上の舉措は斷じて之を非認し其責に任せしむること、帝國の光榮を興復する爲め速に軍備を擴張し外政を刷新すること、朝鮮に於ける帝國の地位勢力を維持すること」等を決議し、大々の運動方法を講じて活動の色俄かに政界を蘇生せしめたるの觀をなせり。獨り自由黨國民協會の態度は頗る曖昧模糊たるものあり。唯聞く民間頻りに臥薪嘗膽の語を流布するあるを。これ實に自由黨が同黨大會に於いて爲せる宣

言の一片影なりき。

【肝膽相照】 國民激昂の度漸く強烈ならんとするや政府は例によりて干涉の手を下し新聞記事の停止政談演舌の中止解散等苟くも事政府の意に悖るものは之を假借する事をなさず。對外硬派の大々の運動を企畫して臨時議會の開會を促さんとするの傾向あるに至りては突如集會禁止の命令を達して其運動を阻害し、力めて壓抑の手段を執れり。而かも若し夫れこの大勢をして其行く所に放縱せしめんか、第九議會に於ける政府の運命や亦知るべきのみ。政府の民間黨に對する作戰や亦大に考慮すべきものなくんばあらず。内閣に剃刀大臣陸奥宗光あり、嚮きに馬關にあるの日其門生岡崎邦輔は自由黨の領袖河野廣中と邂逅し略々政府自由黨間の意志を疏通するを得たり。岡崎之を以て陸奥に告げ陸奥の策畫する所に從つて伊藤首相を自由黨中の領袖河野、松田、林の三人に紹介し、こゝに伊板提携の萌芽をなせり。二十八年七月開會せる自由黨大會に於ける決議は暗に其提携を語れるものなりき。曰く「方今我國の地位形勢は昔日と相異なるに從ひ、列國との關繫益々重きを加へ、外交の危變測り難し、此の非常の時運に際しては非常の決心を以て内政を整理し以て將來の計を爲さざる可からず、遼東の還附は誠に遺憾なりと雖も今日は實に是れ善後の策を施すに急也。此の事に關し漫に爭鬪を生じ以て國家の大事を誤るは我黨の斷じて取らざる所なり。故に今後我黨と其方針を同うし、相與に謀るべきものは相與に内外の事に力を致し誓つて憂國の至誠を推し、私を去り、公に徇ひ、以て將來の謀を爲すべ

し」と。これ實に十一月議會召集前に於て自由黨が公然伊藤内閣との提携を宣言し肝膽相照をいふの前提なりとす。而かも伊板の提携や其來ることの遠き嘗て叙する所の如し、唯成果は則ちこゝに至りて始めて見るべきのみ。而して第九議會當時に於ける黨派別を見れば以て戦後内閣の泰平無事なるを豫想するに難からざらんかな。

自由黨	一〇八	改進黨	五三
革新黨	四〇	國民協會	三四
大成俱樂部	二二	中國改進黨	五
財政革新會	四	無所屬	三四

對外硬派の彈劾上奏 第九議會は二十八年十二月二十五日を以て東京に召集せらる。翌年一月九日議事開始の劈頭に於て對外硬派は外交上の失體に關し政府を彈劾すべく遼東還附の問題を提げて起てり、上奉案提出者たる尾崎行雄は約三時間に亘れる大演舌を以て内閣の失政を辯難し自由黨の鈴木充美等亦之れを駁論し論戰數次之れを議場に採決するや、大勢は已に定まれり、自由黨國民協會は共に該案に反對して遂に百三に對する百七十の多數を以て彈劾上奏は空しく否決せられ終はんぬ。然るに何ぞ圖らん國民協會の佐々友房等は朝鮮事變に關する決議案を呈出して曰く「本院は現内閣が從來内外に對して失政多きを認め殊に今回の朝鮮事變に至りては彼の柄乎たる宣戰の詔勅に對し其の措置を誤りたるものと信ず、故に現内閣は大臣輔弼の大義

を顧み速かに處決あらんことを期しこゝに本院の意思を發表すと、是に豈に脚下に鳥起つの光景にあらざるや。嚮きに對外硬派が提出せる上奏案に反對したる國民協會が俄然この不信任決議案を提出し來らんとは誰人もこれを豫想し能はざる所なりき。決議案既に提出せられ、議事日程を變更して將に其討議に入らんとするの時突如停會の命は下れり。而して停會期間に於て國民協會の首領品川は山縣の説服する所となりて提出者の意志を翻へさしめ、停會満了後之れが撤回を申出でたるも、政府黨は提出者の歩調大に亂れたるを見一舉に之れを葬り去らんとして撤回を許すべからずとして遂に院議に附し之を否決したんぬ。これら上奏決議の二案は第九議會に於ける一場の喜劇に終り多數の政府黨を有する議會は幸か不幸か政府が計畫せる戦後の財政に無事協賛を與へ後年之れを創案者たる伊藤をして自ら其失敗を悔ゆるに至らしめたりといへ免に角に之れを遂行するを得さしめたりき。少しく戦後の財政に就きて語らんか。

伊藤内閣の財政計畫 日清戦後の財政計畫として最初に伊藤内閣が立案せる所のものには是れ實に帝國財政史上の最も重大なる部分を占むべきものにして一方に軍備の擴張、新領土の經營あれば他方に運輸交通其他金融機關の整備を要するものあり、國家防備の整頓を計ると共に國力の發達を期するを以て戦後經營の大綱となせり。されば日清戦争以前の帝國財政は約八千萬圓内外の歳出なりしに戦後即ち二十九年度に至つて歳出一億六千八百餘萬圓を算するに至り膨然二倍の増加を致せり。大藏大臣渡邊國武が第九議會に於てなせる歳出増加の理由に曰く「歳出増加

の理由に就ていへば、彼の戦役に伴ふ軍事公債軍人恩給及陸海軍々事費其他一般の事業費政務費といふ如く、一々其種類を分て説明するを便宜なりとし、戦役に伴ふ軍事公債及び借入金金の利子は客年此の議會に於て協賛を経たる所の三百餘萬圓に尙ほ八百七十餘萬圓を増加せざるべからざる也。又賞勳年金、軍人恩給に付ても、百二十餘萬圓を増加せざるべからず、是れ實に一昨年以來日清交戦の結果として止むを得ざる所の歳出増加の一なりとす。次に陸海軍の軍事費は之れを其前年度に比すれば陸軍に於て二千三十餘萬圓海軍に於て二千三百四十餘萬圓の増加を見る。是れ亦日清交戦の結果として帝國の版圖領海の廣大となりたるが爲めにして、之れが爲めに國防軍備の止むを得ざることは既に諸君の熟知せらるゝ所也。其他一般の事業費政務費の増加に就いて之れをいへば、勸業教育及製鐵所創立の爲め前年度に比して百餘萬圓の増加を爲せり。又交通運輸機關の發達を努むるが爲めに九百二十餘萬圓を増加し其他治水、河川の修築、並に一般の事業費政務費の爲に百五十餘萬圓合計千九百九十餘萬圓の増加なりとす。是等は皆前述したる經濟の發達と民産の増殖を計れる爲に誠に止むを得ざるの増加也」と、而して廿九年度の歳入は總額一億三千八百餘萬圓にして内償金繰入及び威海衛守備償却金四千八十餘萬圓を除く時は殘額九千七百二十餘萬圓を算し、二十九年に於ける從來國有の歳入豫算は自然の好況なる増加を示せり。而かも歳出増加亦非常の巨額に上りしを以て其差千四百餘萬圓は到底其不足たるを免れず。之れが填補の計畫として經常歳入増加の爲めには増税を

以てし、臨時歳入増加の爲には一部を償金に繰入れ、他の一部を公債によりてす。而して増税は登録税、營業税、酒造税、葉煙草專賣等によりこの陥缺を補はんとするもの也。最後に渡邊大藏大臣が國債償還に關する其前途の見込を説明せるものあり、曰く「今回提出したる計畫は明治廿九年以後に於て國債を募集し、又之れを銷却せむとするにあり、而して其の計算を差引勘定するときは、蓋し明治卅四年の頃に於て該公債は最も増加すべく、即ち此時に於ける増加計數は實に四億九千九百餘萬圓にして幾んど五億萬圓に近きものなり。而して其償還の方法は既に年々の豫算に於て諸君の知らるゝ如く、明治十一年度以降繼續して行ひ來れる公債費二千萬圓に加ふるに八百七十餘萬圓を以てし而して尙事業公債の利子を經常歳入より繰入るゝの計畫なりとす、此計畫に依るときは從來より存在せる所の内外公債及び軍事公債と今回提出し將來募集すべき事業公債も皆之を合一して明治二十九年よりして遅くも三十八年度迄は残らず銷却し終るの計算なり、斯の如く國債償還に關する前途の見込は既に確定せるを以て之が爲めに決して財政の基礎をして危険の地に導くが如き憂は敢て之れなしと信ず」と。而もなほ且つ政府は之を以て天下を首肯せしむるに難しとなし別に參考として廿九年度より三十八年度に至る前途十年間の計畫を豫測して増税收入並に減税比較増税にて支辨すべき經常部歳出表償金及公債を以て支辨すべき臨時部歳出表事業募集金を以て支辨すべき歳出表及び十年間に亘れる歳入歳出概算表を作りて議會に提出したり。かくて伊藤内閣はこの膨大なる歳計と直接間接に相關聯

せる各種の法案を提出し、自ら之れを説明して目下の經濟社會に非常の損害を蒙らしめざるの方針によりて調査を遂げたりといへり。即ち金融機關の發達を圖るが爲めには日本勸業銀行法案、農工銀行法案及補助法案あり、交通運輸機關の發達を圖るが爲めには事業公債法案航海獎勵法案造船獎勵法案鐵道布設法改正法案等あり、又財源を求め且つ税法の改良を圖るが爲めには登録税法酒造税則改正法案、葉烟草專賣法案、營業税法案、棉花輸入税、菓子税、船税、車税、牛馬買賣免許廢止の諸法案あり。又臨時軍事費を處辨せんが爲めには臨時軍事費特別會計出納完結法案を提出し清國償金を處辨する爲めには償金特別會計法案なるものを提出したり。伊藤内閣の制定せる豫算と各種の法案と並に殆ど一瀉千里の勢を以て議會を通過し終れる也。

日露の對抗 第九議會の開會中朝鮮京城の形勢はまた一變し去れり。露國公使館に潜伏して前日の復讐に腐心せる李範晋等は先づ春川地方の愚民を煽動して亂を起さしめ、更に裸商と相策應せしめて騷擾の區域を擴大にし以て政變を促すの動機たらしめんとせり。果然釣を下す所巨口は釣に上り來れり。京城鎮撫の訓練隊は春川地方鎮定の命を受けて殆ど全く京城を虚うし亂地に向へり。李範晋は機を見て直ちに露公使を起し露國水兵百二十余名をして仁川より上陸せしめ、山砲一門を率ゐて京城に入らしめぬ。時は是れ二十九年二月十日、李範晋は密書を國王に呈し弒逆の陰謀ありとなして之を脅嚇し國王及び世子は國璽を携へ世子妃並に宮女を從へ、宮女の輿に乗りて微行し深夜露國公使館に投せり。翌旦金魚内閣の信任を解くの勅詔は露國公使

館より發せられ。總理大臣金宏集、農商務大臣鄭秉夏、度支部大臣魚允中等皆王妃殺害事變の首謀者を以てせられ、白晝途上に梟首せらるゝに至れり。而して軍部大臣趙義淵、内務大臣俞吉潯、法部大臣張博等は僅かに身を以て免れ、日本に亡命の客となれり。國王は露國公使館を金城鐵壁と頼みて更に動く事なく政令一に露國公使館より發表せらるゝに至れり。こゝに於て露國公使ウエーバーは事實の上に韓國最高顧問たり、韓國政府の指揮者たり、日本顧問の多數は一時に解雇せられ、日本士官に依て訓練せられたる軍隊は解散せられぬ。之に向つて我政府は一時茫然手を下すべきの術を知らず、韓半島に日本の政權は全く其跡を絶ちたり。これ實に第九議會に於て國民協會が内閣不信任決議案を提出し停會を招ける所因なりとす。

自由黨領袖の入閣 我國が曾て鐵血を以て清國と争ひたる韓半島は當時我政府の措處宜しきを得ずして徒らに漁夫の利する所となり、嚮きに遼東返附の大難件ありて今またこの一大失政を致す。この二大重傷を蒙れる伊藤内閣も唯夫れ自由黨を政府に致したるの結果として僅かに餘命を保つを得たるのみ。自由黨たるもの豈に報酬を望まずして止むべけんや。當時戰勝の餘威國民思想膨脹の結果として二個の不似合なる問題は一般政客の論題となりぬ。一つは日英同盟論にして他は東京に都制を布かんとすること是れ也。日英同盟は陸奥宗光が一喝破によりて全く消散し去れり。曰く「英國が何等かの手段によりて東洋に於ける其位置を維持せざる可からざるは事實也。唯英國は日本の兵力は内は以て己を守るに餘りあれども外には同盟軍を起して大陸